

磐田市こども・若者スマイルプラン
～磐田市こども計画～
【案】

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 策定の背景	1
2 策定の趣旨	3
3 計画の概要	3
第2章 磐田市の現状と課題	7
1 磐田市の現状	7
2 子育て支援の状況	21
3 第二期磐田市子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況	28
4 アンケート調査結果抜粋	30
5 課題（統計・アンケート結果から）	56
第3章 計画の基本的な考え方	58
1 基本理念	58
2 数値目標	59
3 基本理念を実現するための施策展開（大分類）	60
4 施策の体系	61
第4章 施策の展開	62
I ライフステージに共通したこども施策の推進	62
II ライフステージに応じた切れ目のないこども施策の推進	72
III 子育て当事者への支援に関するこども施策の推進	83
第5章 量の見込みと確保方策（第三期磐田市子ども・子育て支援事業計画）	88
1 量の見込みと確保方策の考え方	88
2 人口推計	91
3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育	94
4 地域子ども・子育て支援事業	97
第6章 計画推進に向けて	114
1 計画の推進体制	114
2 事業の評価と計画の見直し	115
3 磐田市子ども・子育て会議	115
資料編	116



第1章

計画策定にあたって

1 策定の背景

(1) 近年の国の動向（こども家庭庁・こども基本法）

我が国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、人口減少や地方の衰退が加速する事態が現実のものとなっています。また、生活様式の多様化や世帯のあり方も大きく変化し、女性の社会進出や働き方改革が進み、若者の結婚やこどもを生み育てることに対する意識も変化するなど、こどもと子育てを取り巻く環境も変化してきています。

国においては、異次元の少子化対策を推進し、将来を担うこどもに関する取組みを集中的に行うべく、令和5年4月に新たに「こども家庭庁」を発足させるとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。こども基本法では、以下のような内容が定められています。

こども大綱（こども基本法第9条）

- ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化
- ・「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」（＝こどもまんなか社会）の実現を目指している

こども計画（こども基本法第10条）

- ・国の「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案した「市町村こども計画」の作成が努力義務に
- ・「こども計画」は、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することができる

こども等の意見の反映（こども基本法第11条）

- ・こどもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を行うことが求められている

(2) 国のこども・若者支援に関する主な動向

年	月	法律・制度など
平成2年	6月	1. 57 ショック（合計特殊出生率＝当時過去最低の1. 57を記録）
平成6年	12月	エンゼルプラン（平成7～11年度） 緊急保育対策等5か年事業（平成7～11年度）
平成11年	12月	少子化対策推進基本方針 新エンゼルプラン（平成12～16年度）
平成13年	7月	仕事と子育ての両立支援等の方針（待機児童ゼロ作戦等）
平成14年	9月	少子化対策プラスワン
平成15年	7月	「少子化社会対策基本法」成立 「次世代育成支援対策推進法」成立
平成16年	6月	少子化社会対策大綱
平成17年	4月	子ども・子育て応援プラン（平成17～21年度）
平成18年	6月	新しい少子化対策（政府合意）
平成19年	12月	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略
平成20年	2月	新待機児童ゼロ作戦
平成21年	12月	「子ども・若者育成支援推進法」成立
平成22年	1月	子ども・子育てビジョン（閣議決定）
平成22年	7月	子ども・若者ビジョン
平成24年	8月	「子ども・子育て支援法」成立 ※「子ども・子育て関連3法」
平成25年	6月	少子化危機突破のための緊急対策（少子化社会対策会議決定） 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」成立
平成26年	7月	放課後子ども総合プラン
	8月	子どもの貧困対策に関する大綱
平成27年	4月	子ども・子育て支援新制度
平成29年	12月	子育て安心プラン
平成30年	9月	新・放課後子ども総合プラン
令和元年	10月	幼児教育・保育の無償化開始
令和3年	4月	子供・若者育成推進大綱
	5月	子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ
	12月	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針
令和4年	6月	「こども基本法」成立
令和5年	4月	「こども家庭庁」設立
	12月	こども大綱 こども未来戦略 放課後児童対策パッケージ
令和6年	6月	令和5年の合計特殊出生率が過去最低の1. 20を記録したと発表

2 策定の趣旨

本市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「第一期磐田市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第二期磐田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い教育・保育の提供や妊娠期からの切れ目のない子育て支援策を推進してきました。

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、「こども大綱」により、全てのこども・若者が心身の状況や置かれた環境に関係なく健やかに成長し、将来にわたり幸せな状態で生活できる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示され、本市においても、こどもの権利に関する基本的な考え方を示した「磐田市こどもの権利と笑顔約束条例」を令和7年3月に制定しました。これらの考え方を踏まえ、社会状況の変化に対応しつつ、こども施策を総合的に推進していくため、こども基本法第10条に基づく「磐田市こども・若者スマイルプラン～磐田市こども計画～」(以下「本計画」という))を策定しました。

本計画では、「第二期磐田市子ども・子育て支援事業計画」の取組を継承しつつ、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村子ども・若者計画」等の関連計画と一体的に策定することで、こども・若者が心から安心でき、取り巻く全ての世代の人が幸せを実感できるまちづくりを推進していきます。

3 計画の概要

(1) 計画の根拠

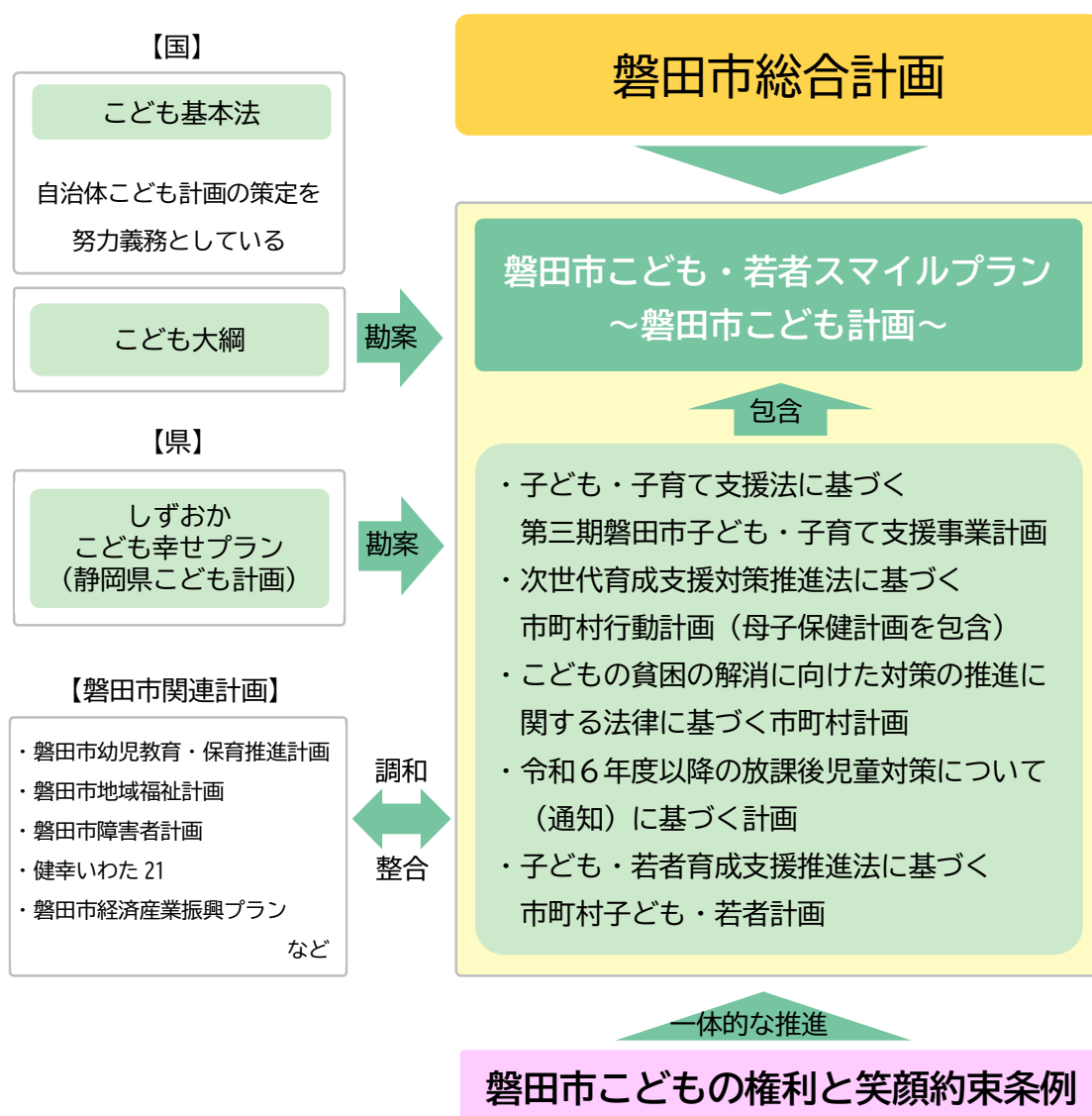
本計画は「こども基本法第10条」に基づく市町村こども計画であり、以下の計画を包含しています。

- ・子ども・子育て支援法に基づく第三期磐田市子ども・子育て支援事業計画
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画（母子保健計画を包含）
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画
- ・令和6年度以降の放課後児童対策について（通知）に基づく計画
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画

(2) 計画の位置づけ・関連計画

本計画は、市のまちづくりの総合的指針である「磐田市総合計画」を上位計画とし、こども施策の視点で具体化する分野別計画であり、その他関連する分野別計画との調和と整合性を図り策定するもので、保健、福祉、教育、生活環境、就労環境（ワークライフバランス）、地域づくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図っていきます。

また、「磐田市こどもの権利と笑顔約束条例」における推進計画としても位置付けられています。



(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、計画期間中であっても、社会経済情勢や市の状況の変化、こども・若者・子育てのニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
第二期磐田市 子ども・子育て支援事業計画										
			磐田市こども・若者スマイルプラン ～磐田市こども計画～							
								次期計画		

(4) 計画の対象

本計画は、こどもや若者、子育てをしている保護者、子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

また、「こども基本法」において、『「こども」とは心身の発達の過程にある者をいう。』とされており、こどもが若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。本計画においては、こども・若者の対象年齢をおおむね30歳代までとし、必要なサポートが途切れないようにするものとします。

「こども」の表記については、ひらがなを用いることとしていますが、法令に根拠がある用語を用いる場合や、固有名詞を用いる場合には「子ども」、「子供」、「児童」等と表記することとします。

こども・若者のライフステージ イメージ図

乳幼児期 (0～6歳)	学童期 (6～12歳)	思春期 (12～18歳)	青年期 (18～29歳)	ポスト青年期 (29～39歳)
こども				
			若者	

(5) SDGsとの関係性

SDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)は、平成27年9月の国連サミットで採択された国際目標です。

令和12年を目標年限とし、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、国際社会全体で取り組むこととされています。

SDGsでは、達成すべき具体的目標として、17のゴールと169のターゲットが示されています。

このSDGsについて、国では「こどもまんなか実行計画2024」(令和6年5月こども政策推進会議)において、SDGs実施指針改定版を踏まえ、SDGs達成に向けた取組を広範なステークホルダーと連携して推進・実施していくこと、若い世代の意味ある参画の拡大に取り組むこと、「誰一人取り残さない」包摂社会の実現に取り組むことを掲げています。

本市では、こども・若者に関する施策がSDGsと関連性の強い項目が多いことを踏まえつつ、本計画で掲げる施策や事業を推進することにより、SDGsの達成に取り組んでいきます。



第2章

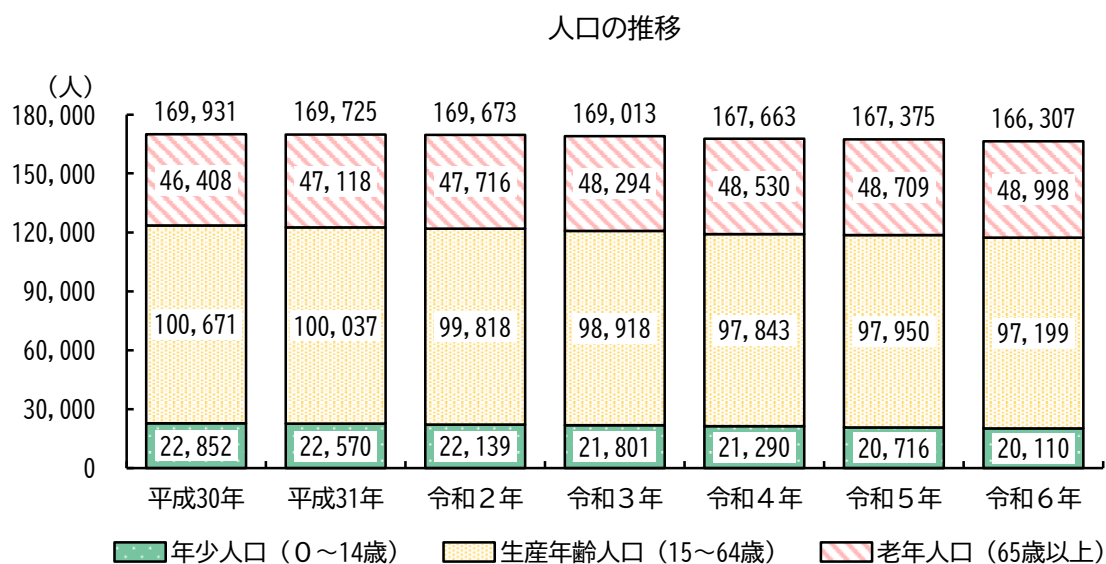
磐田市の現状と課題

1 磐田市の現状

(1) 本市における人口の状況

① 人口全体の推移

本市の総人口は年々減少しており、令和6年では166,307人となっています。



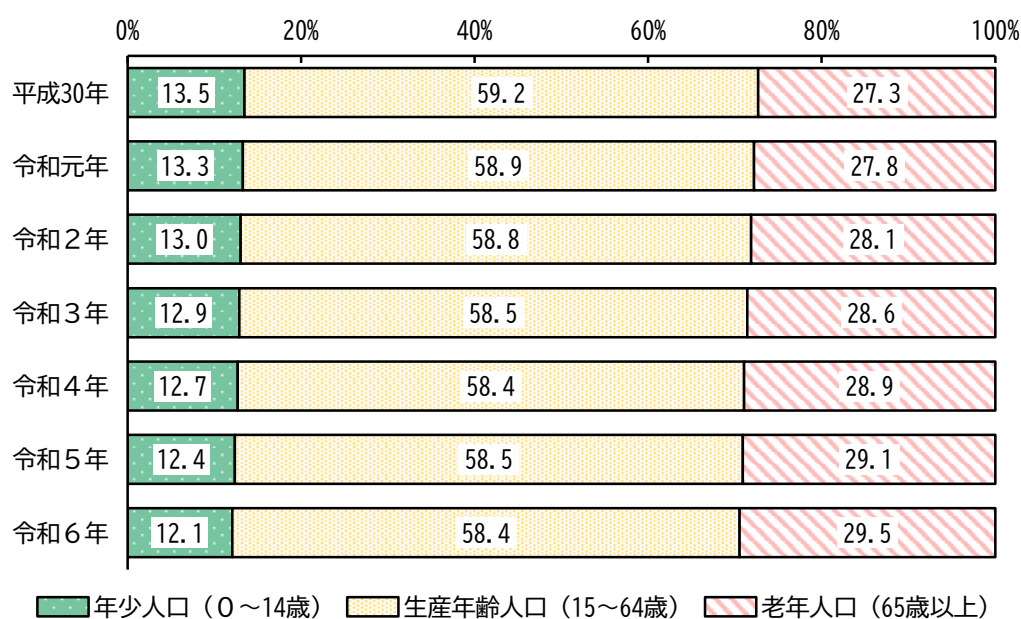
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

本市の年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0歳～14歳）の割合は年々減少しており、令和6年は12.1%となっています。

生産年齢人口（15歳～64歳）の割合は、令和3年から横ばいで推移しており、令和6年は58.4%となっています。

老年人口（65歳以上）の割合は、平成30年以降増加傾向にあり令和6年は29.5%となっています。

年齢3区分別の人口割合の推移

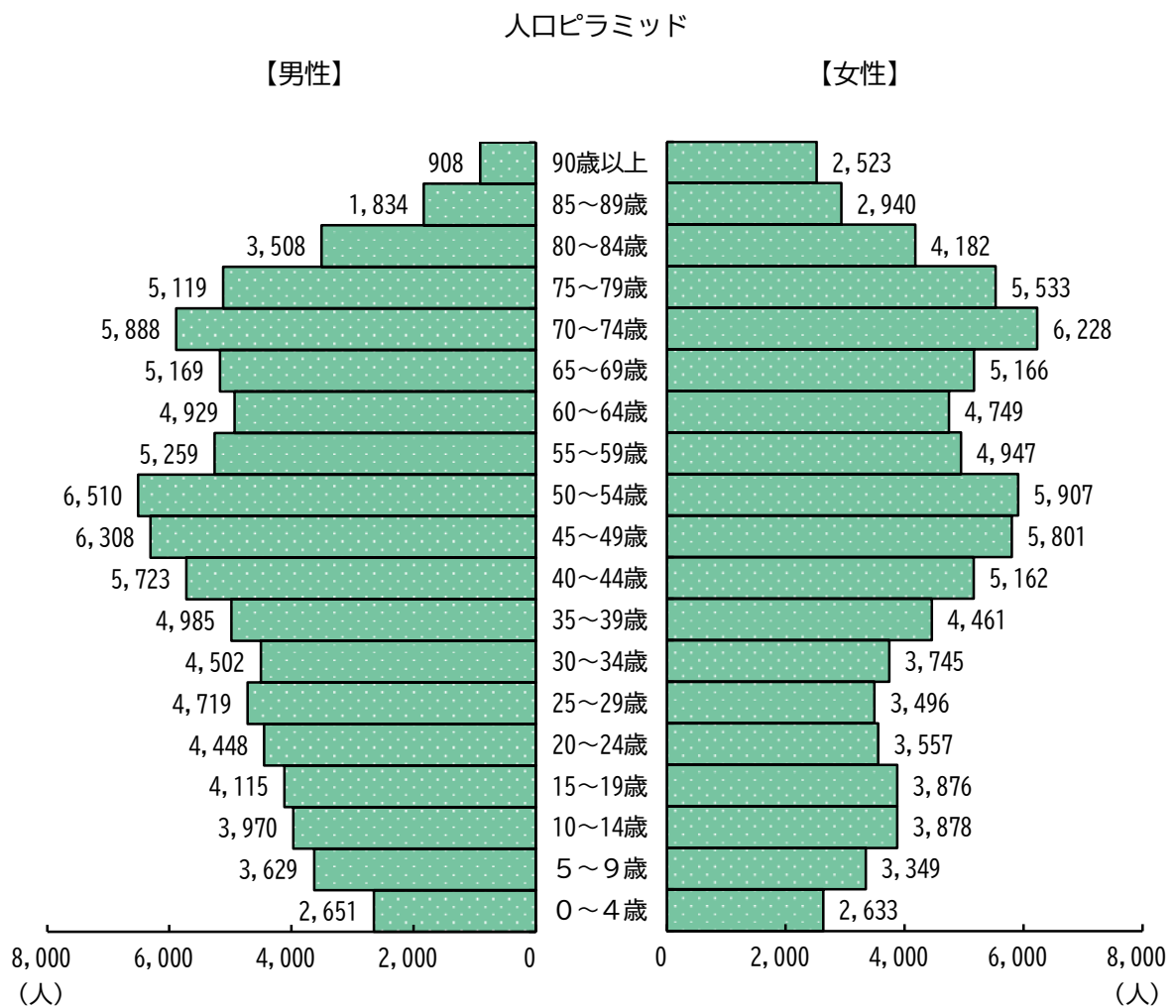


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

本市の人口ピラミッドは「つぼ型」となっています。※

5歳階級別人口を見ると、男性は50～54歳の人口が最も多く、次いで45～49歳の人口が多くなっています。女性は70～74歳の人口が最も多く、次いで50～54歳の人口が多くなっています。男女ともに、70～74歳のいわゆる「団塊の世代」と、第二次ベビーブームで団塊の世代から生まれたこどもたちである「団塊ジュニア世代」の人口が多くなっています。

一方、20歳未満の人口の中で、0～4歳児の人口が最も少なくなっており、少子化が進んでいることがわかります。



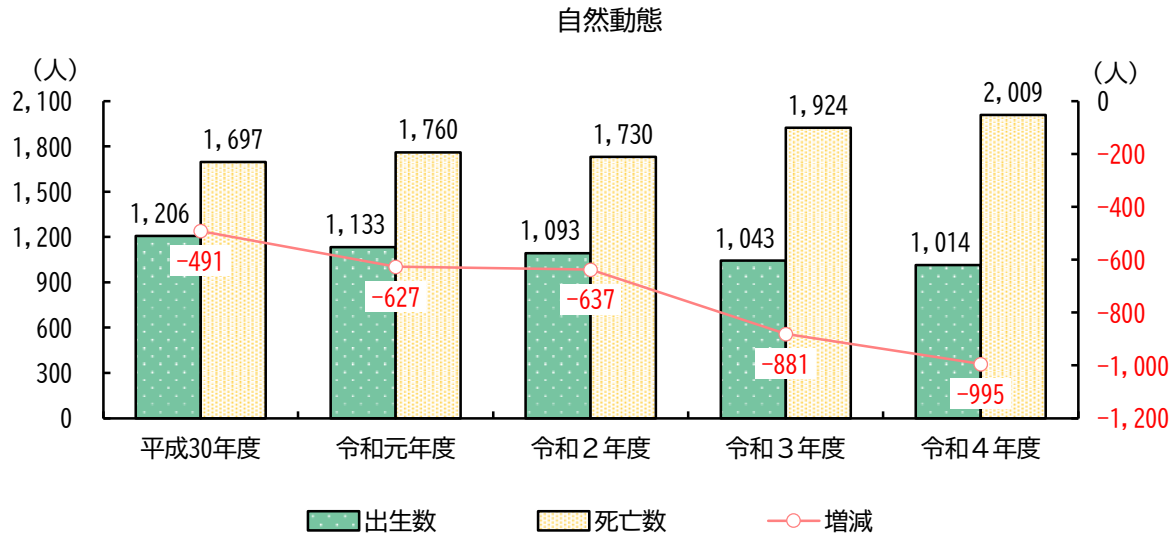
資料：住民基本台帳（令和6年3月末現在）

※ 人口ピラミッドとは、人口の男女別・年齢別構成を比較する場合に用いられるもので、0歳を基底にし、順次高年齢を上にもピラミッドのように積上げたグラフのことである。
人口ピラミッドはその形によって「富士山型」、「つりがね型」、「つぼ型」などの種類がある。
人口ピラミッドの「つぼ型」とは、高年齢層の割合が高く、低年齢層の割合が低い形の事で、少子高齢化の状態を表しており、出生率よりも高齢者を中心にした死亡率の方が上回って、将来人口が減少していくことが予想される。

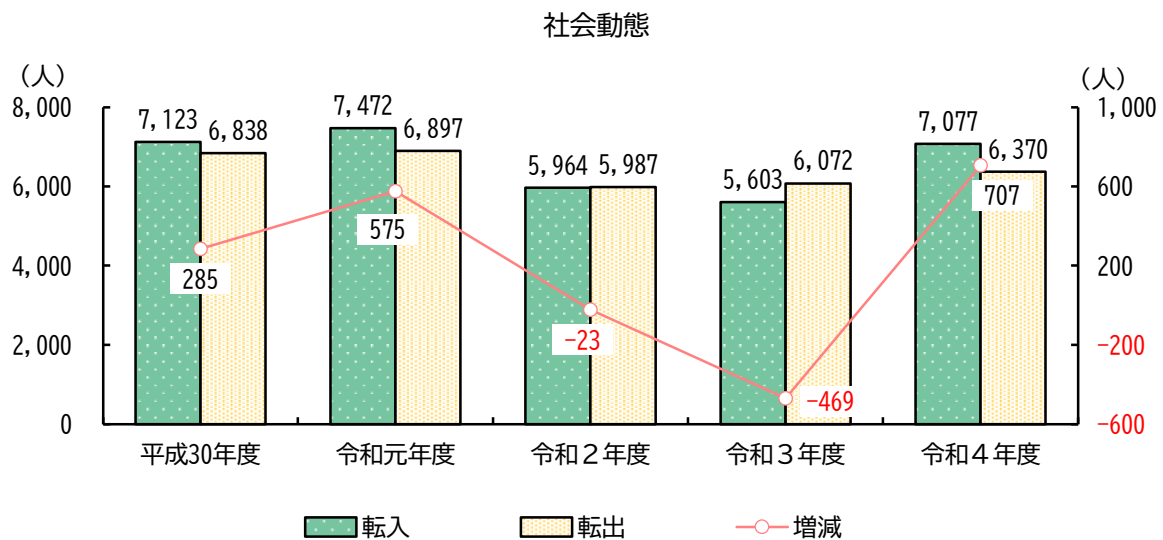
自然動態は死亡数が出生数を上回る「自然減」の傾向が続いており、令和4年度は出生数が1,014人、死亡数が2,009人と995人死亡数が上回っています。

社会動態は令和3年度では469人の社会減でしたが、令和4年度では転入7,077人、転出6,370人と707人の社会増となっています。

自然減が社会増を上回っているため、人口が減少しています。



資料：磐田市統計書 令和5年版

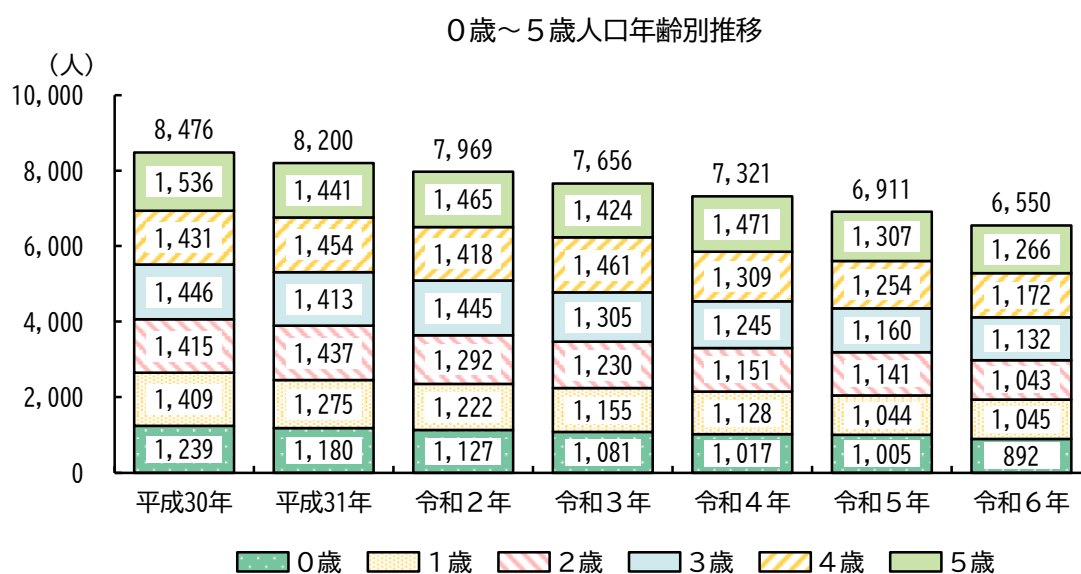


資料：磐田市統計書 令和5年版

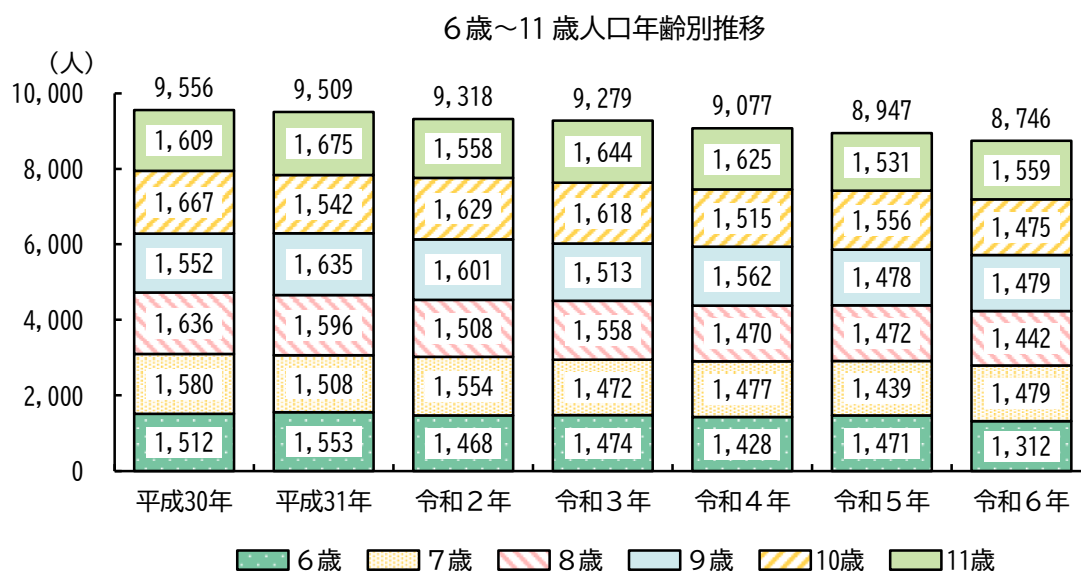
② 児童人口の推移

0歳～5歳の人口の推移は、平成30年以降減少を続けており、平成30年では8,476人でしたが、令和6年では6,550人となっています。

6歳～11歳の人口の推移も同じく、平成30年以降減少を続けており、平成30年では9,556人でしたが、令和6年では8,746人となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

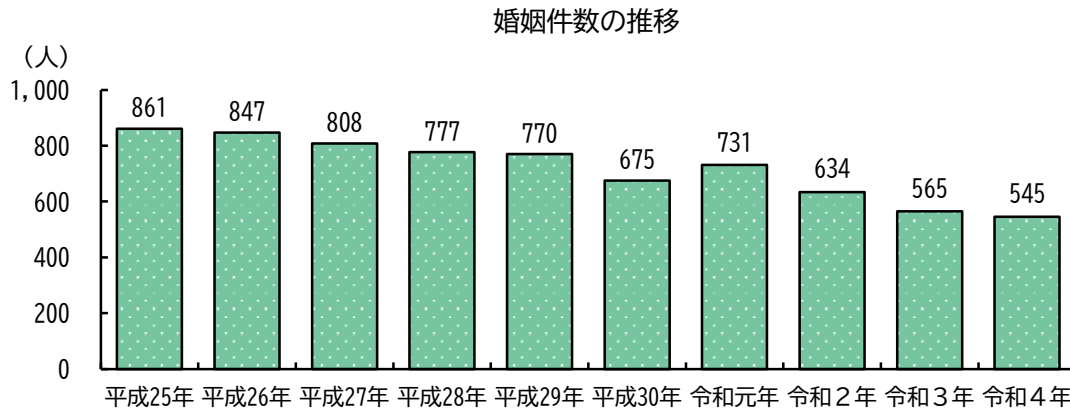


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 結婚と出産の状況

① 婚姻件数の推移

本市の婚姻件数の推移について、平成25年以降、減少傾向にあり、令和4年では545人となっています。



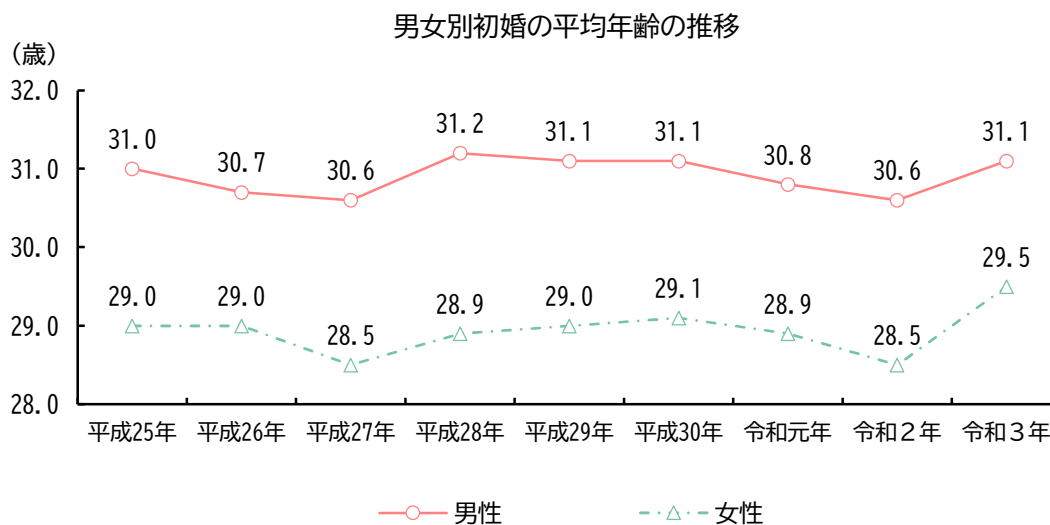
資料：静岡県人口動態統計

② 初婚の平均年齢の推移

平成25年から令和3年までの過去9年間の初婚の平均年齢を見ると、男女ともに初婚の平均年齢は上昇傾向にあります。

男性の平均初婚年齢は平成25年では31.0歳でしたが、令和3年では31.1歳と0.1歳上昇しています。

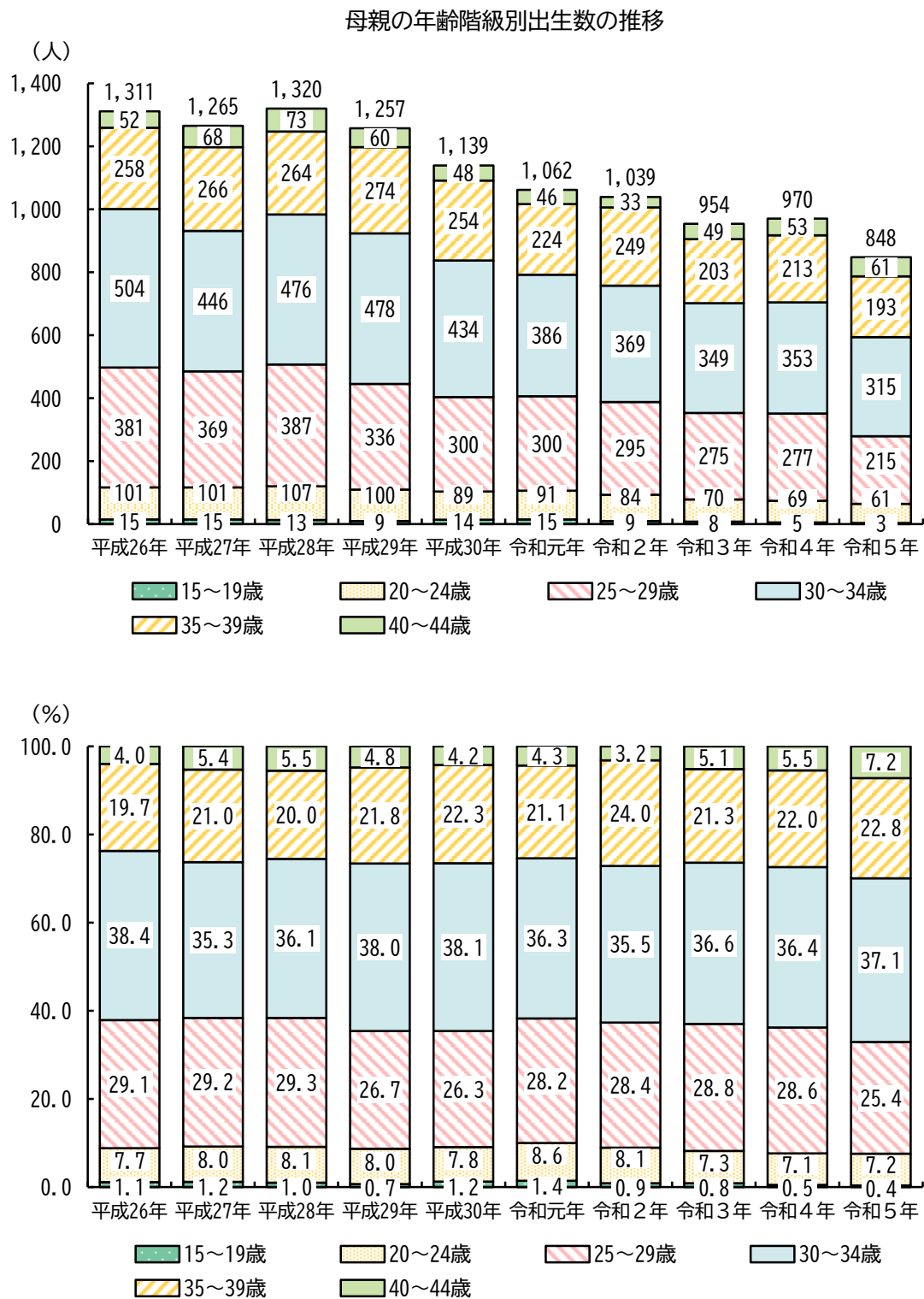
女性の平均初婚年齢は平成25年では29.0歳でしたが、令和3年では29.5歳と0.5歳上昇しています。



資料：静岡県人口動態統計

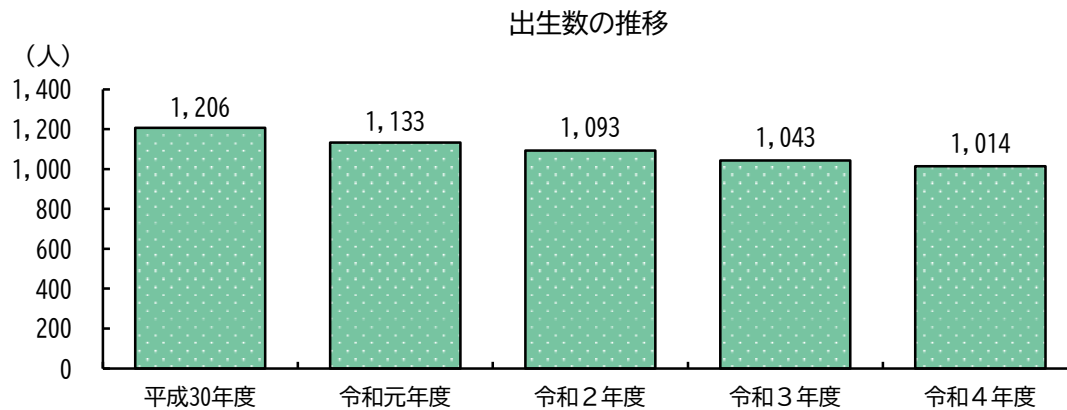
③ 年齢階級別出生数の割合の推移

本市の平成26年から10年間の母親の年齢階級別出生数を見ると、30歳以上のすべての階級の割合が増加傾向にあることから、女性の出産年齢は高くなっている傾向がうかがえます。



④ 出生数の推移

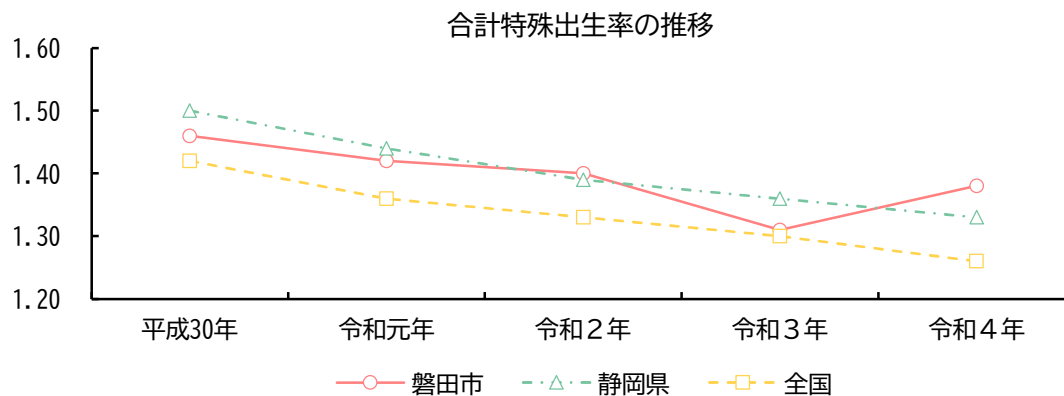
本市の出生数の推移について、平成30年以降、減少傾向にあり、令和4年度では1,014人となっています。



資料：磐田市統計書 令和5年版

⑤ 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成30年以降令和2年を除いて静岡県を下回っていましたが、令和4年では静岡県と比較して0.05ポイント上回り、1.38となっています。



	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
磐田市	1.46	1.42	1.40	1.31	1.38
静岡県	1.50	1.44	1.39	1.36	1.33
全国	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26

資料：厚生労働省「人口動態統計」(全国、静岡県)

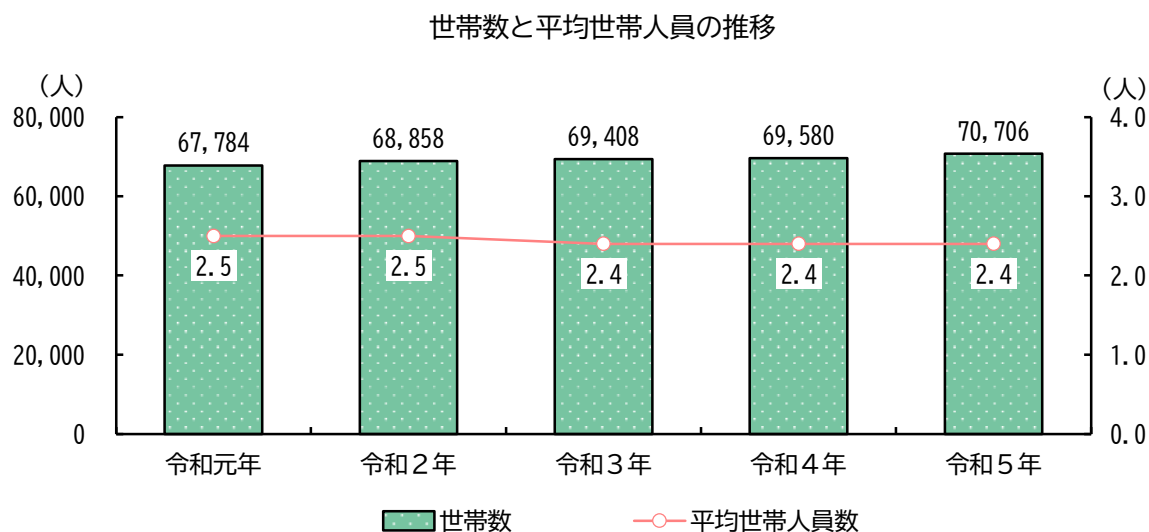
※ 平成30年～令和4年の磐田市の合計特殊出生率については、磐田市の試算による

(3) 家庭の状況

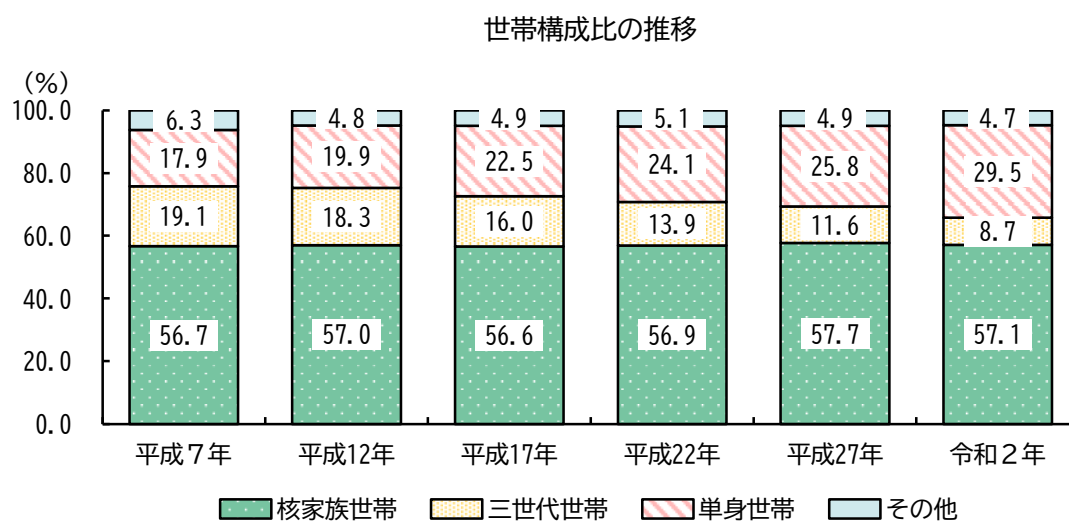
① 世帯数と世帯人員

世帯数は人口の減少傾向に対して年々増加しており、令和5年は70,706世帯となっています。世帯あたりの平均人数は横ばいで推移しており、令和5年は2.4人となっています。

世帯構成比について、核家族世帯の割合は平成7年以降57%前後で推移しており、令和2年では57.1%となっています。一方で単身世帯の割合は平成7年以降増加傾向にあり、令和2年では29.5%となっています。



② 世帯構成比



※ 平成12年以前は旧磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村の合計

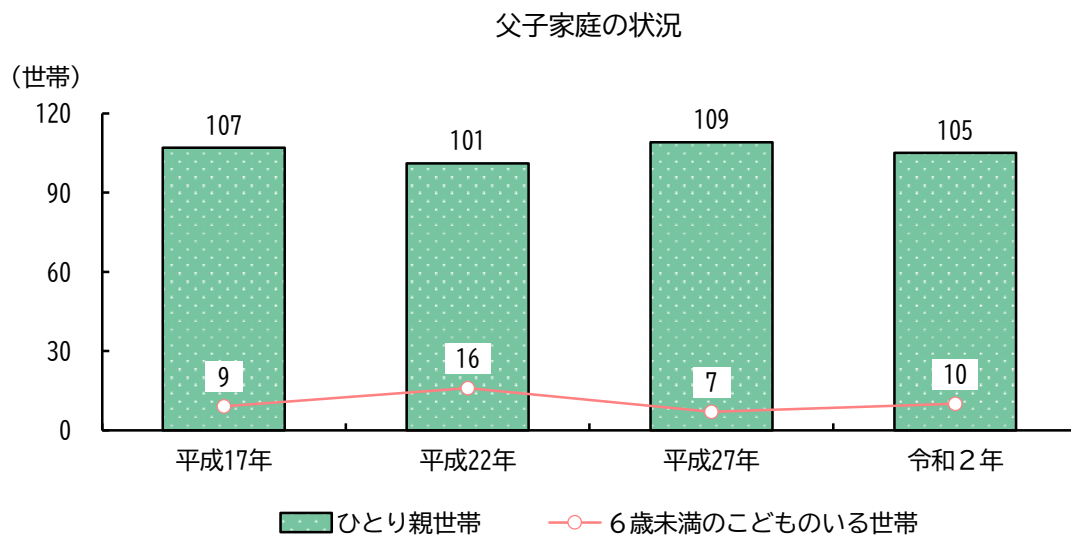
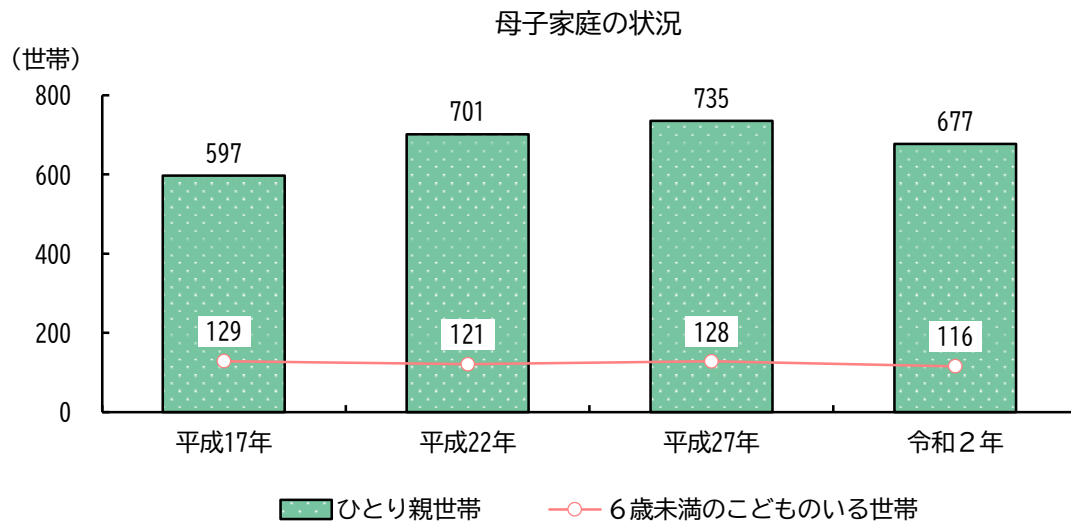
③ ひとり親家庭の状況

ひとり親家庭の状況について、母子家庭は平成27年までは増加傾向にありましたが、令和2年では減少しており、母子家庭数は677世帯となっています。

また、母子家庭のうち6歳未満のこどものいる世帯は、平成17年では129世帯でしたが、令和2年では116世帯と減少しています。

父子家庭は横ばいで推移しており、令和2年の父子家庭数は105世帯となっています。

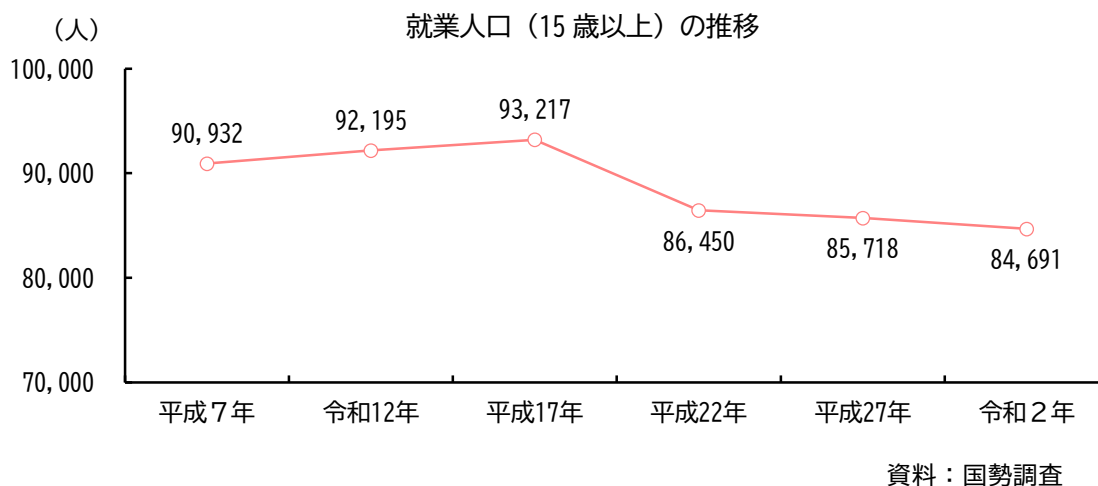
また、父子家庭のうち6歳未満のこどものいる世帯は、令和2年で10世帯となっています。



(4) 就業の状況

① 就業人口

本市の就業人口は、平成7年から平成17年までは増加傾向にあり、平成17年では93,217人となりましたが、その後は減少傾向に転じ、令和2年では84,691人となっています。

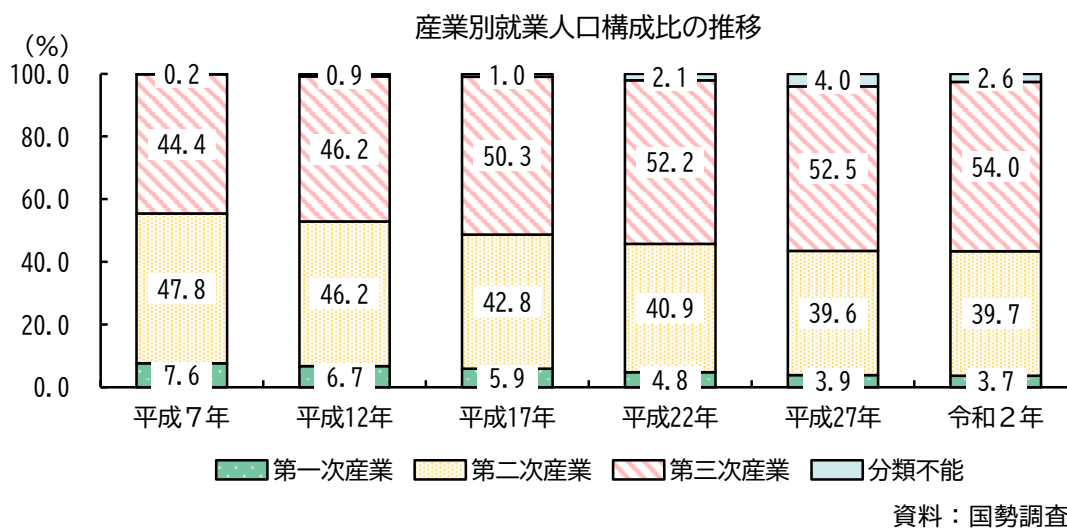


※ 平成12年以前は旧磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村の合計

② 産業別就業人口構成比の推移

産業別就業人口構成比の推移について、第一次産業と第二次産業の割合は減少傾向にあり、第一次産業の割合は平成7年では7.6%でしたが、令和2年では3.7%となっており、また第二次産業の割合は平成7年では47.8%でしたが、令和2年では39.7%となっています。

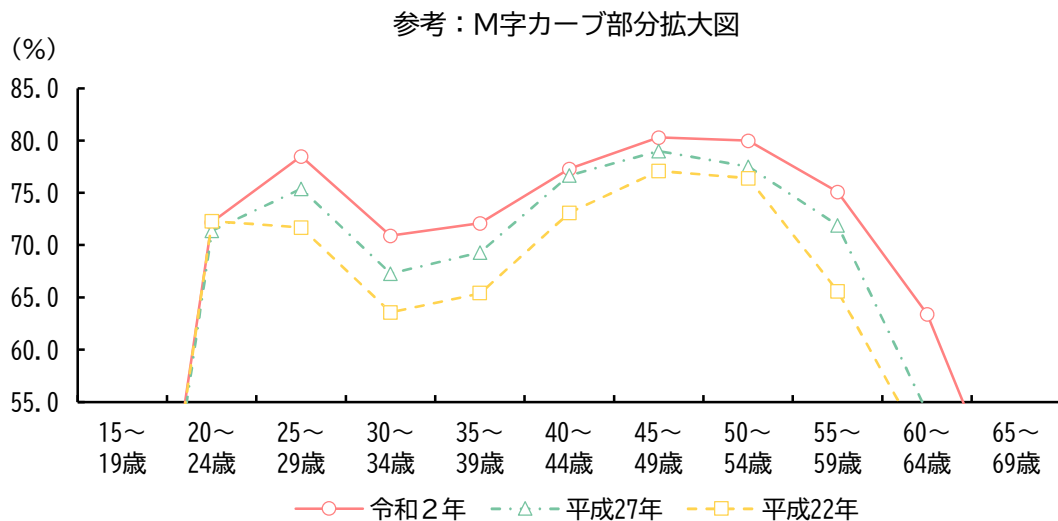
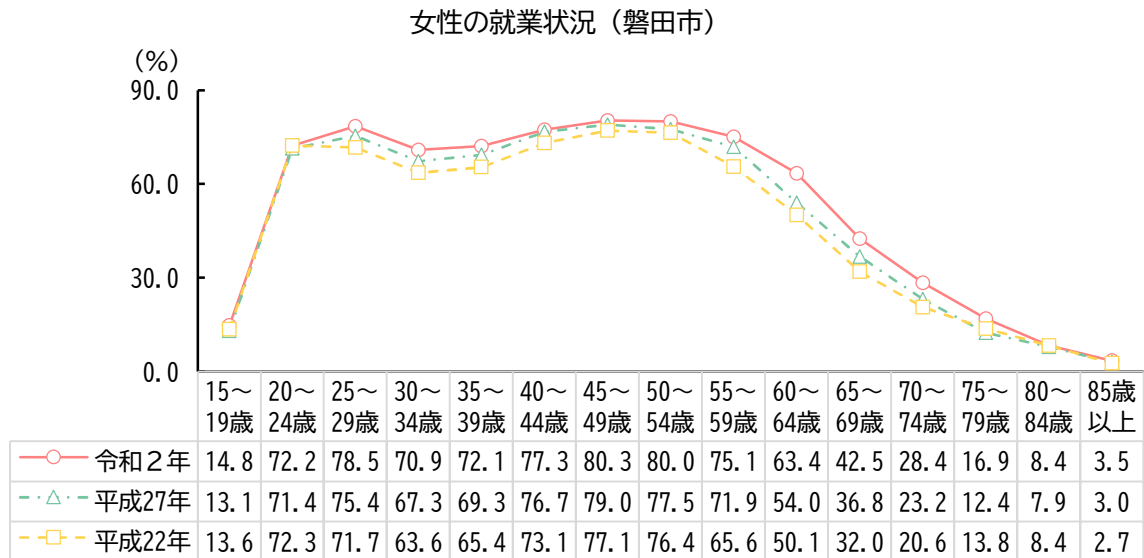
一方で第三次産業の割合は年々増加しており、平成7年では44.4%でしたが令和2年では54.0%となっており、全体の5割を超えています。



※ 平成12年以前は旧磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村の合計

③ 女性の就業状況（磐田市）

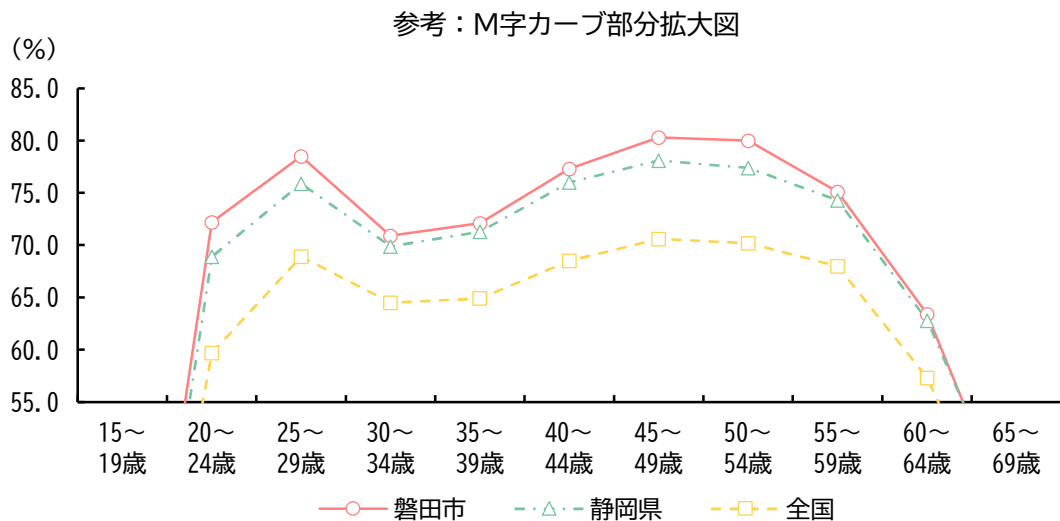
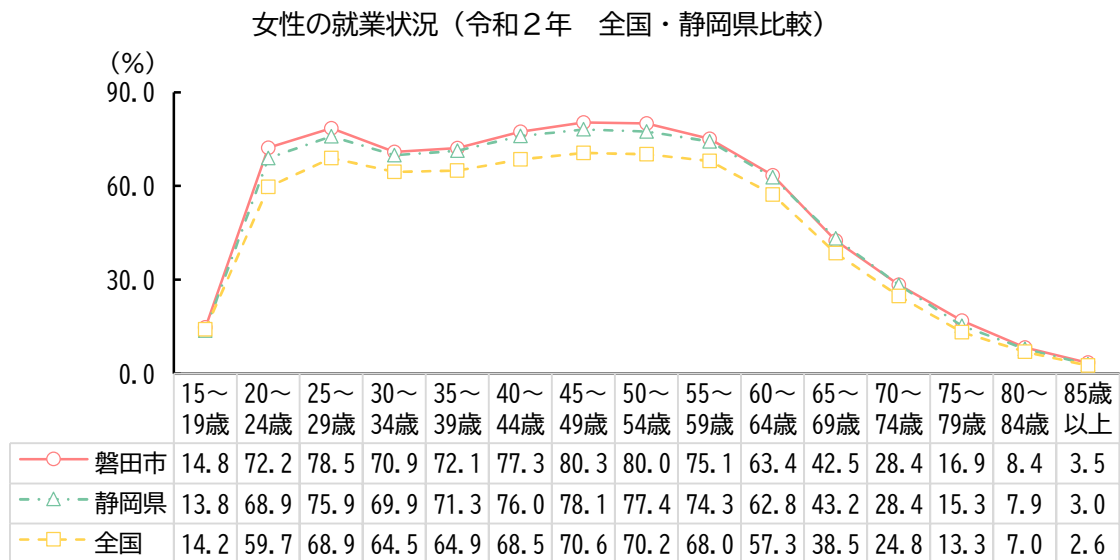
本市の女性の就業率について、20～29歳の就業率が高く、30～39歳で就業率が下がり、40歳以降で再び就業率が上がるといういわゆる「M字カーブ」の形になっています。平成27年と令和2年を比べると、20～24歳以外の就業率は令和2年の方が高くなっています。



資料：国勢調査

④ 女性の就業状況（令和2年 全国・静岡県比較）

令和2年の全国、静岡県、本市の女性の就業率を見ると、「M字カーブ」の形になっており、本市は全国よりも女性の就業率が高くなっています。また、65～74歳以外で静岡県の割合よりも高くなっています。



資料：国勢調査

(5) 統計資料から見る磐田市の現状（まとめ）

- ① 少子高齢化が進み、また社会増よりも自然減の数が上回っていることにより、今後、人口が減少していくことが見込まれます。
- ② 女性の初婚の平均年齢が上がっており、晩婚化が進んでいることがうかがえます。また、10年間の母親の年齢階級別出生数を見ると、30歳以上の割合が増加傾向にあることから、女性の出産年齢は高くなっていることがわかります。
- ③ 0歳～11歳の児童人口の推移は、平成30年以降減少を続けており、平成30年では18,032人でしたが、令和6年では15,296人となっています。
特に、0～5歳の人口は、平成30年から令和6年にかけて、約2,000人減少しており、少子化が急速に進行していることがうかがえます。
- ④ 世帯の状況について、令和元年と比べると、世帯数は増加している一方で、平均世帯人員数は横ばいで推移しています。
構成比について、平成2年以降核家族世帯は57%程度の割合で横ばいに推移していますが、単身世帯数が増加し、三世帯世帯は減少しています。
- ⑤ ひとり親家庭の状況について、母子家庭は平成27年までは増加傾向にありましたが、令和2年では減少しており、母子家庭数は677世帯となっています。
母子家庭のうち6歳未満のこどものいる世帯は、平成17年では129世帯でしたが、令和2年では116世帯と13世帯減少しています。
- ⑥ 女性の就業率について、平成27年と令和2年を比べると、全体的に令和2年の方が高くなっており、女性の就業形態の多様化により、働く女性が増えていることがうかがえます。

2 子育て支援の状況

① 児童数の推移

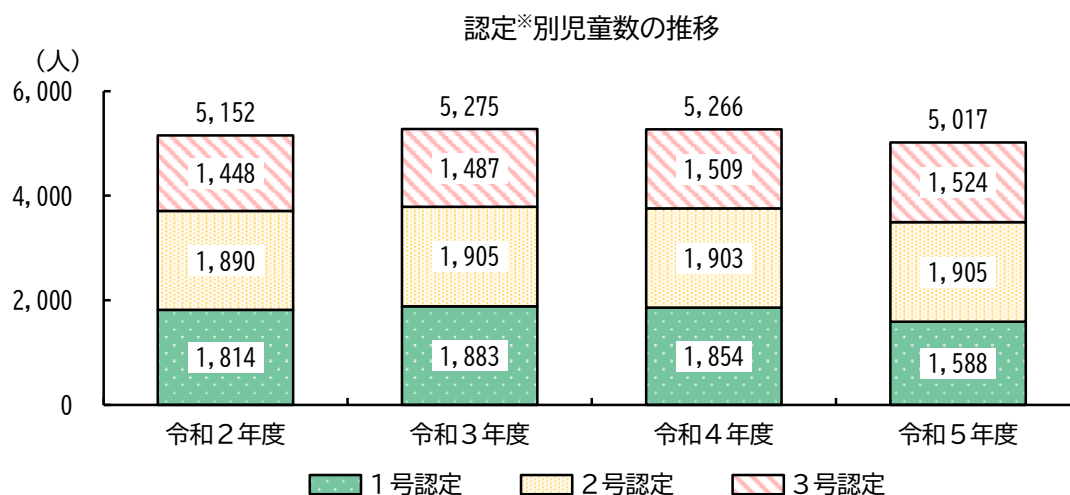
本市の認定児童数について、令和3年度以降減少傾向にあり、令和5年度では5,017人となっています。

認定別にみると、1号認定児童は令和3年度以降減少しており、令和5年度では1,588人となっています。

また、2号認定は横ばいで推移しており、令和5年度では1,905人となっています。

一方、3号認定児童は令和2年度以降増加しており、令和5年度では1,524人となっています。

このことから、認定児童数は減少傾向にありつつも、就労状況の多様化等の影響を受け、保育ニーズが高まっていると考えられます。



資料：市政報告書

※ 認定とは

1号認定：満3歳以上で幼稚園等での教育を希望（教育標準時間認定）

2号認定：満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望（保育認定）

3号認定：満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望（保育認定）

② 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

一時預かり事業（幼稚園型を除く）は、令和５年度では市内16か所で事業を実施しています。

延べ利用者数について、令和２年度から令和４年度まで4,000人前後で推移していましたが、令和５年度では利用者が増加し、4,697人となっています。

一時預かり事業（幼稚園型を除く）の状況

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延べ利用人数（人）	5,495	3,920	3,768	4,165	4,697
実施箇所数（箇所）	11	11	15	15	16

資料：幼稚園保育園課

③ 一時預かり事業（幼稚園型）

一時預かり事業（幼稚園型）は、平成27年度から市立幼稚園及び市立認定こども園全園で実施しており、現在は私立認定こども園を含め、市内25か所で実施しています。

延べ利用者数は、令和４年度までは利用者が増加傾向にありましたが、令和５年度では減少し、37,079人となっています。

一時預かり事業（幼稚園型）の状況

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延べ利用人数（人）	33,331	38,936	45,534	45,617	37,079
実施箇所数（箇所）	24	23	24	25	25

資料：幼稚園保育園課

④ 延長保育事業

延長保育事業は、現在市内22か所で事業を実施しています。

実利用者数は、令和３年度までは利用者が増加傾向にありましたが、令和４年度以降は減少傾向にあり、令和５年度では601人となっています。

延長保育事業の状況

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実利用人数（人）	506	817	858	699	601
施設数（箇所）	14	23	24	23	22

資料：幼稚園保育園課

⑤ 病児保育事業（病児保育事業・病後児保育事業）

病児保育事業は、令和元年度では市内9か所で事業を実施していましたが、令和5年度までに2か所減少し、現在は市内7か所で事業を実施しています。

一方で、延べ利用者数については、令和元年度以降増加傾向にあり、令和5年度では2,146人となっています。

病児保育事業の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数（人）	1,360	1,420	1,763	2,067	2,146
実施箇所数（箇所）	9	9	8	8	7

資料：幼稚園保育園課

⑥ 放課後児童クラブ事業

放課後児童クラブ事業は、令和5年度では市内54か所（公設：50か所、民設：4か所）で実施しており、利用者数は1,845人となっています。

放課後児童クラブ事業の状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公設	実利用人数（人）	1,470	1,528	1,587	1,672	1,709
	施設数（箇所）	49	50	50	50	50
民設	実利用人数（人）	61	84	99	138	136
	施設数（箇所）	2	3	3	4	4

資料：教育委員会

⑦ 子育て支援センター事業

子育て支援センター事業は、令和元年度では市内9か所で事業を実施していましたが、令和5年度までに2か所増加し、市内11か所で事業を実施しています。

延べ利用者数は令和2年度で減少しましたが、以降、6万人～7万人台で推移しており、令和5年度では74,422人となっています。

子育て支援センター事業の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数（人）	82,870	59,830	64,326	72,703	74,422
実施箇所数（箇所）	9	9	10	11	11

資料：こども若者家庭センター

⑧ ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業の延べ利用人数は、令和元年度から令和4年度にかけて減少しましたが、令和5年度は増加し、2,027人となっています。

ファミリー・サポート・センター事業の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数（人）	3,758	3,119	2,628	1,963	2,027

資料：こども若者家庭センター

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、令和5年度では、対象人数が919人に対し、訪問人数は917人となっており、訪問率は99.7%となっています。

乳児家庭全戸訪問事業の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象人数（人）	1,148	1,121	1,019	1,053	919
訪問人数（人）	1,144	1,115	1,016	1,045	917
訪問率（％）	99.6	99.4	99.7	99.2	99.7

資料：こども若者家庭センター

⑩ 発達支援センター（はあと）事業

発達支援センター（はあと）の新規相談件数は、令和3年度までは増減を繰り返していましたが、令和4年度に心理士の増員による相談体制を強化したことにより増加しました。

年代別にみると、令和5年度では3～5歳児が188件と最も多くなっています。

発達支援センター（はあと）新規相談件数の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0～2歳児（人）	91	70	73	106	84
3～5歳児（人）	124	157	140	177	188
小学生（人）	165	135	166	188	183
中学生（人）	14	12	12	19	24
16～18歳（人）	0	0	0	1	5
19歳以上（人）	0	1	0	0	0
合計（人）	394	375	391	491	484

資料：こども未来課

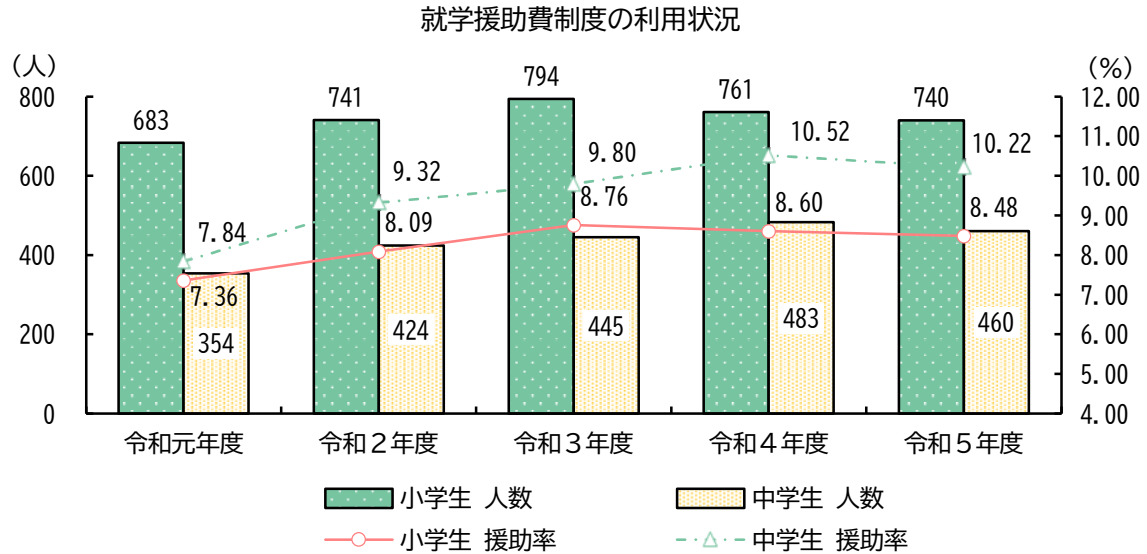
⑪ 就学援助費制度

経済的理由によって小中学校での就学が困難なこどもの保護者を対象とする就学援助制度の利用者数は、小学校、中学校共に概ね増加傾向にあります。

小学校は、令和5年度では援助人数が740人、援助率が8.48%となっています。

中学校は、令和5年度では援助人数が460人、援助率が10.22%となっています。

合計すると援助人数が1,200人となっており、援助率は9.07%となっています。



		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	人数（人）	683	741	794	761	740
	援助率（％）	7.36	8.09	8.76	8.60	8.48
中学生	人数（人）	354	424	445	483	460
	援助率（％）	7.84	9.32	9.80	10.52	10.22
合計	人数（人）	1,037	1,165	1,239	1,244	1,200
	援助率（％）	7.52	8.50	9.11	9.26	9.07

資料：教育委員会

⑫ 児童虐待の状況

児童虐待の状況について、要保護児童等対策協議会での新規提案件数の合計は令和元年度から令和2年度にかけて減少しましたが、令和3年度以降増加、令和5年度では82件となっています。

内訳をみると、「心理的虐待」の件数が最も多くなっており、令和4年度では42件、令和5年度では38件となっています。

要保護児童等対策協議会の新規提案件数の状況

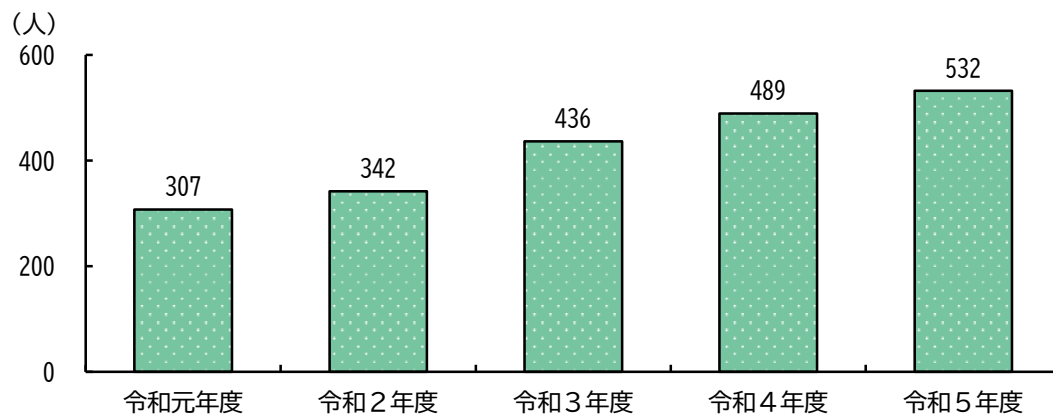
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体的虐待（件）	23	23	14	23	22
ネグレクト（件）	15	16	14	16	11
心理的虐待（件）	21	26	39	42	38
性的虐待（件）	3	1	2	2	1
特定妊婦（件）	12	4	8	5	10
合計（件）	74	70	77	88	82

資料：こども若者家庭センター

⑬ 不登校の児童生徒の状況

本市の不登校の児童生徒数は年々増加しており、令和5年度では532人となっています。

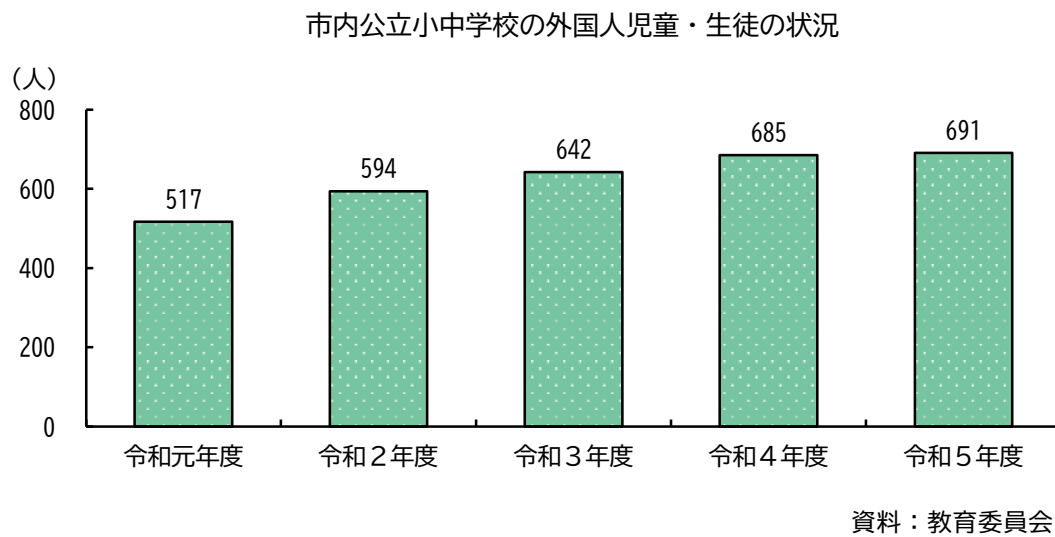
不登校の児童生徒の状況（小中合計）



資料：教育委員会

⑭ 外国人児童・生徒の状況

外国人児童・生徒数の推移について、本市では令和元年以降、外国人児童・生徒は増加を続けており、令和5年度では691人となっています。



3 第二期磐田市子ども・子育て支援事業計画の取り組み状況

第二期磐田市子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みに対する確保の内容を目標数値として設定し、こどもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めてきました。

(1) 教育・保育事業の実績

単位：人

認定区分	A：直近実績値 (在園児数)	B：計画値 (量の見込み)	進捗率 (A/B)
	2023 年度 (R 6. 3)	2024 年度 (R 6)	
1号 (3～5歳)	1,588	1,510	105.2%
2号 (3～5歳)	1,905	1,945	97.9%
3号 (1・2歳)	1,218	1,250	97.4%
3号 (0歳)	306	347	88.2%

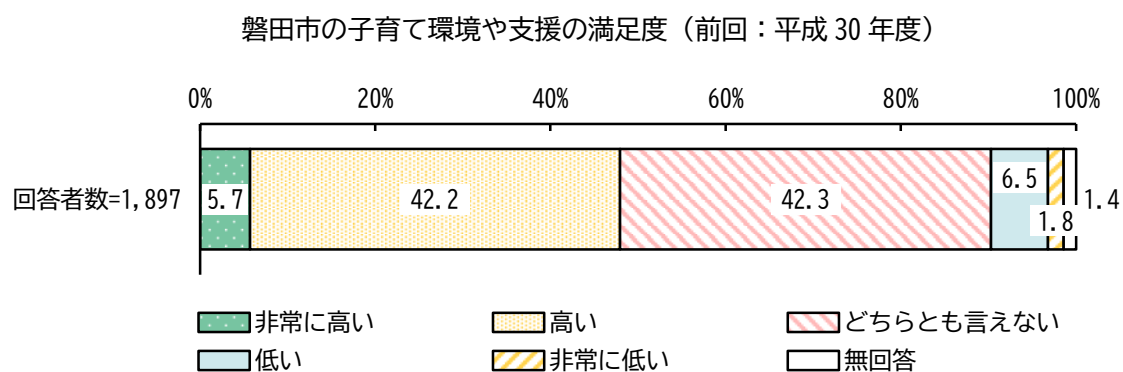
(2) 地域子ども・子育て支援事業の実績

地域子ども・子育て支援事業		A：直近実績値	B：計画値 (量の見込み)	進捗率 (A/B)
		2023 年度 (R 5)	2024 年度 (R 6)	
利用者支援事業 (箇所)		1	1	100.0%
地域子育て支援拠点事業	実施箇所 (箇所)	11	—	—
	利用者 (人回)	74,422	71,419	104.2%
妊婦健康診査 (人回)		10,648	13,604	78.3%
乳児家庭全戸訪問事業 (人)		917	1,050	87.3%
養育支援訪問事業 (人日)		10	10	100.0%
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業) (人回)		2	5	40.0%
子育て援助活動支援事業 (人日) (ファミリー・サポート・センター事業)		2,027	1,926	105.2%
一時預かり事業 (幼稚園型) (人日)		37,079	43,680	84.9%
一時預かり事業 (幼稚園型を除く) (人日)		4,697	3,950	118.9%
延長保育事業 (人)		601	510	117.8%
病児保育事業 (人日)		1,829	1,350	135.5%
病後児保育事業 (人日)		317	240	132.1%
放課後児童クラブ事業	施設数	54	60	90.0%
	利用者 (人)	1,966	2,049	95.9%
放課後子共教室推進事業 (校)		11	14	78.6%

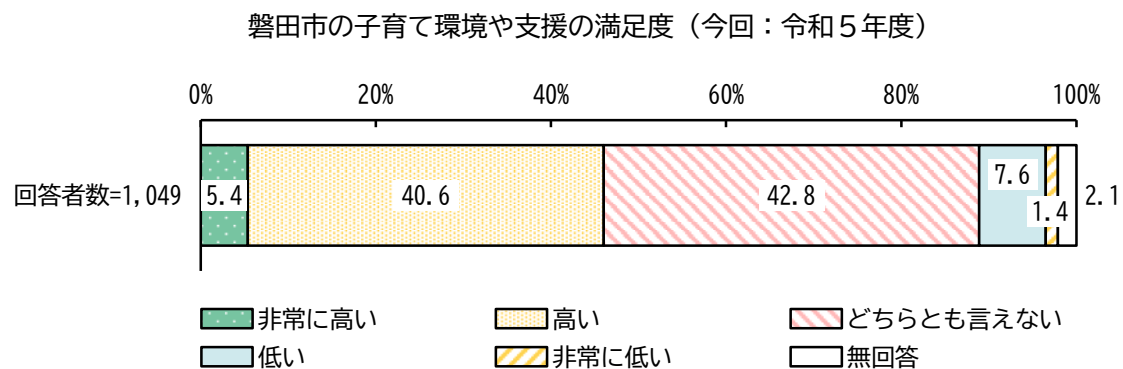
(3) 磐田市の子育て環境や支援の満足度

令和5年度に実施した「子育て支援に関するニーズ調査」では、本市の子育て環境や支援に対する満足度について、46.0%の方が「非常に高い」「高い」と回答しており、「低い」「非常に低い」と回答した方は9.0%でした。

前回調査時（平成30年度）と比較すると、僅かに満足度が減少しましたが、大きな変化はみられませんでした。



資料：磐田市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート



資料：磐田市子育て支援に関するニーズ調査

4 アンケート調査結果抜粋

(1) 調査の概要（子育て支援に関するニーズ調査・子どもの生活状況調査）

① 調査の目的

子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ、子育てや少子化に関する意識等を把握することにより、今後の子育て支援策の充実に生かすとともに、本計画策定の基礎資料とするため調査を実施しました。

② 調査対象

調査の種類	調査対象者
ニーズ調査	就学前のこどもがいる 3,000 世帯
生活状況調査（小学生）	小学5年生 約 1,500 名
生活状況調査（中学生）	中学2年生 約 1,500 名
生活状況調査（保護者）	小学5年生及び中学2年生の保護者

③ 調査期間

調査の種類	調査期間
ニーズ調査	令和6年1月19日（金）から2月4日（日）まで
生活状況調査（小学生）	令和6年1月15日（月）から1月26日（金）まで
生活状況調査（中学生）	令和6年1月15日（月）から1月26日（金）まで
生活状況調査（保護者）	令和6年1月15日（月）から1月26日（金）まで

④ 調査方法

調査の種類	調査方法
ニーズ調査	郵送による配布（Web 回答）
生活状況調査（小学生）	学校へ依頼（Web 回答）
生活状況調査（中学生）	学校へ依頼（Web 回答）
生活状況調査（保護者）	学校へ依頼（Web 回答）

⑤ 回収状況

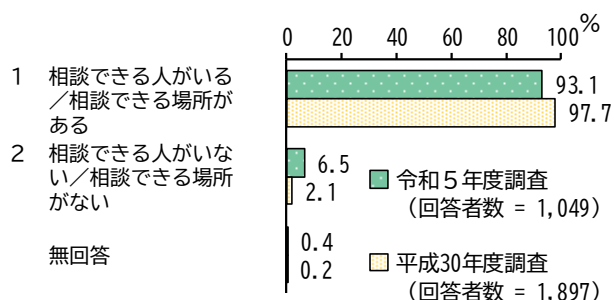
調査の種類	配布数	有効回答数	有効回答率
ニーズ調査	3,000 通	1,049 通	35.0%
生活状況調査（小学生）	1,500 通	1,309 通	87.3%
生活状況調査（中学生）	1,500 通	1,198 通	79.9%
生活状況調査（保護者）	3,000 通	2,041 通	68.0%

(2) ニーズ調査結果

① 子育て（教育を含む）をするうえで、気軽に相談できる人・場所の有無

「1 相談できる人がいる／相談できる場所がある」の割合が93.1%、「2 相談できる人がいない／相談できる場所がない」の割合が6.5%となっています。

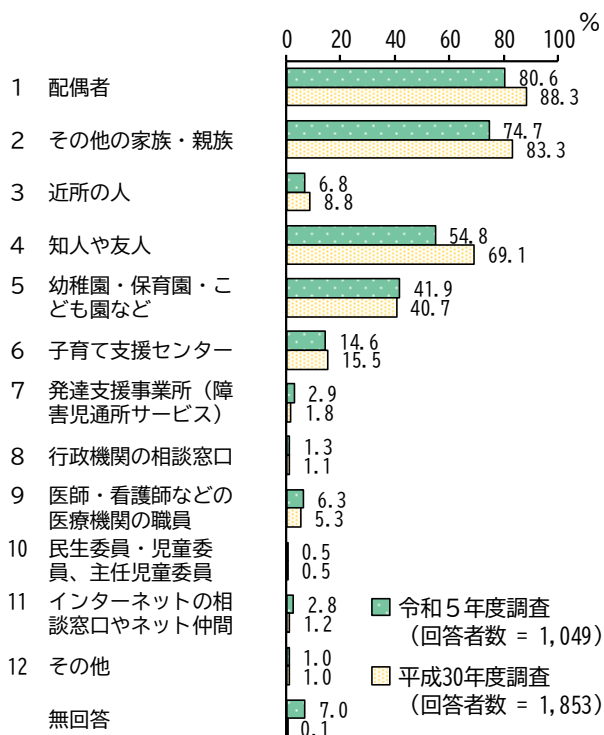
平成30年度調査と比較すると、「2 相談できる人がいない／相談できる場所がない」の割合が増加しています。一方、「1 相談できる人がいる／相談できる場所がある」の割合が減少しています。



② 子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先

「1 配偶者」の割合が80.6%と最も高く、次いで「2 その他の家族・親族」の割合が74.7%、「4 知人や友人」の割合が54.8%となっています。

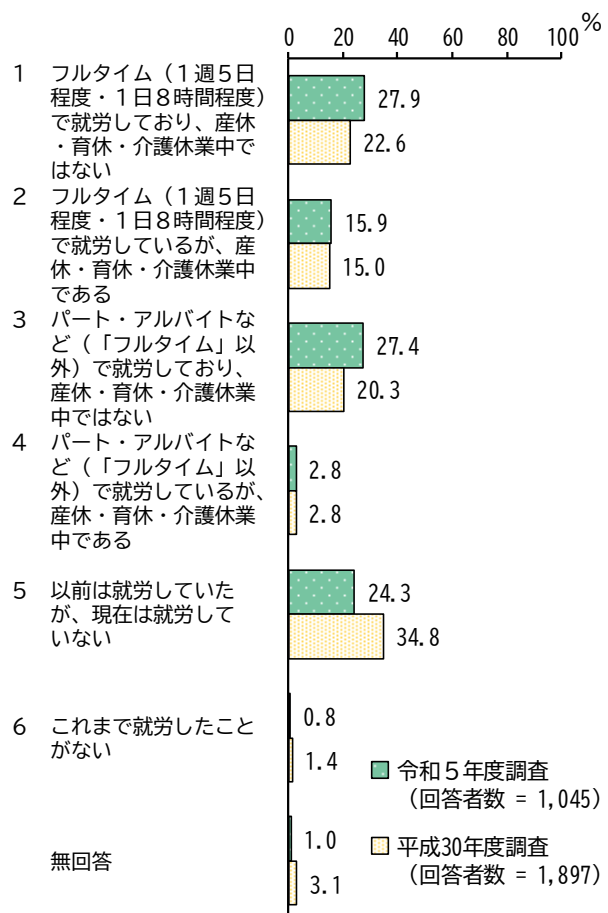
平成30年度調査と比較すると、「1 配偶者」「2 その他の家族・親族」「4 知人や友人」の割合が減少しています。



③ 母親の現在の就労状況

「1 フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が27.9%と最も高く、次いで「3 パート・アルバイトなど（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が27.4%、「5 以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が24.3%となっています。

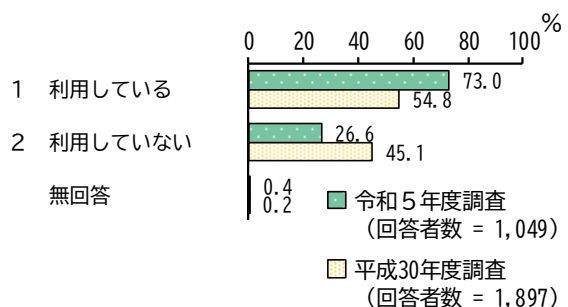
平成30年度調査と比較すると、「1 フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「3 パート・アルバイトなど（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「5 以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



④ 「定期的な教育・保育の事業（幼稚園・保育園・こども園など）」の利用状況

「1 利用している」の割合が73.0%、「2 利用していない」の割合が26.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「1 利用している」の割合が増加しています。一方、「2 利用していない」の割合が減少しています。



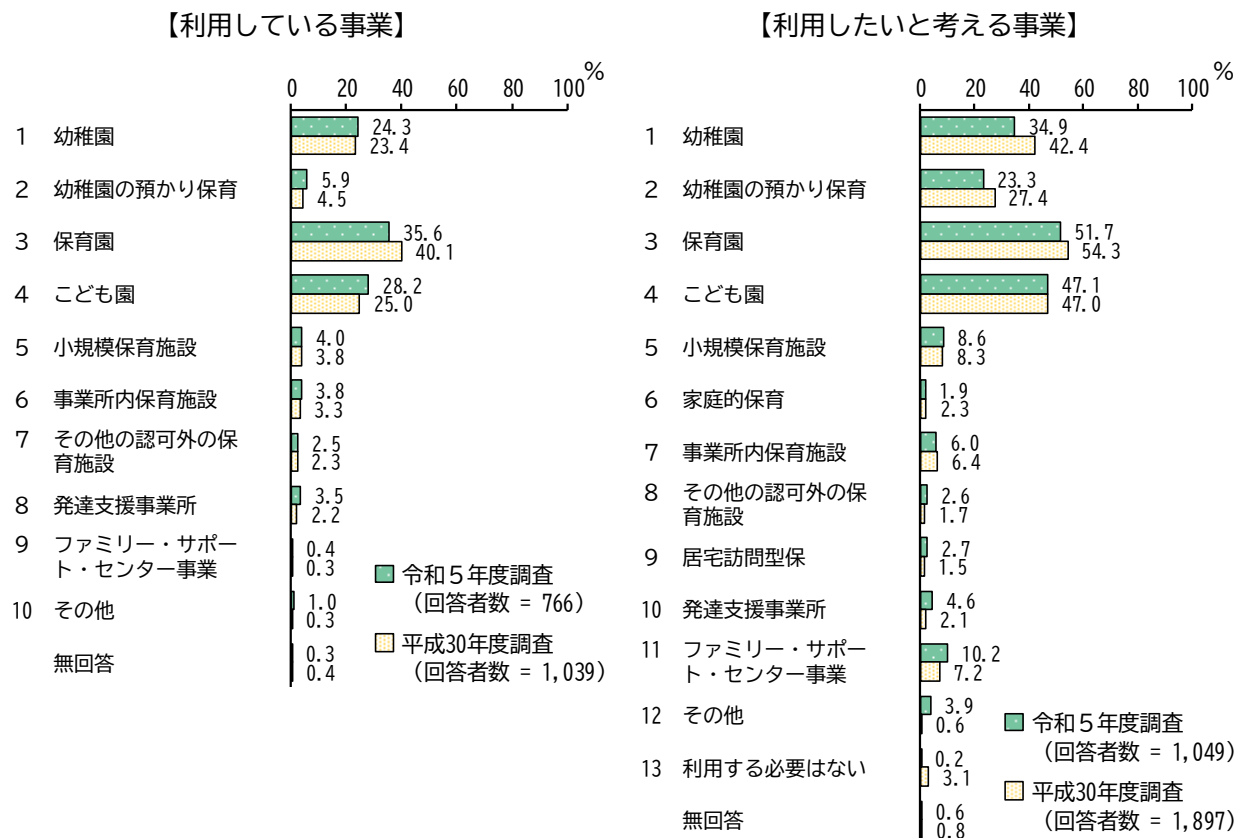
⑤ 「定期的に」利用している事業・利用したいと考える事業

利用している事業では、「3 保育園」の割合が35.6%と最も高く、次いで「4 こども園」の割合が28.2%、「1 幼稚園」の割合が24.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「4 こども園」の割合が増加しています。一方、「3 保育園」の割合が減少しています。

利用したいと考える事業では、「3 保育園」の割合が51.7%と最も高く、次いで「4 こども園」の割合が47.1%、「1 幼稚園」の割合が34.9%となっています。

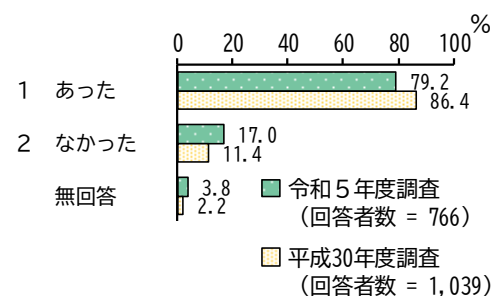
平成30年度調査と比較すると、「1 幼稚園」の割合が減少しています。



⑥ 病気やけがで幼稚園・保育園・こども園などを利用できなかったことの有無

「1 あった」の割合が79.2%、「2 なかった」の割合が17.0%となっています。

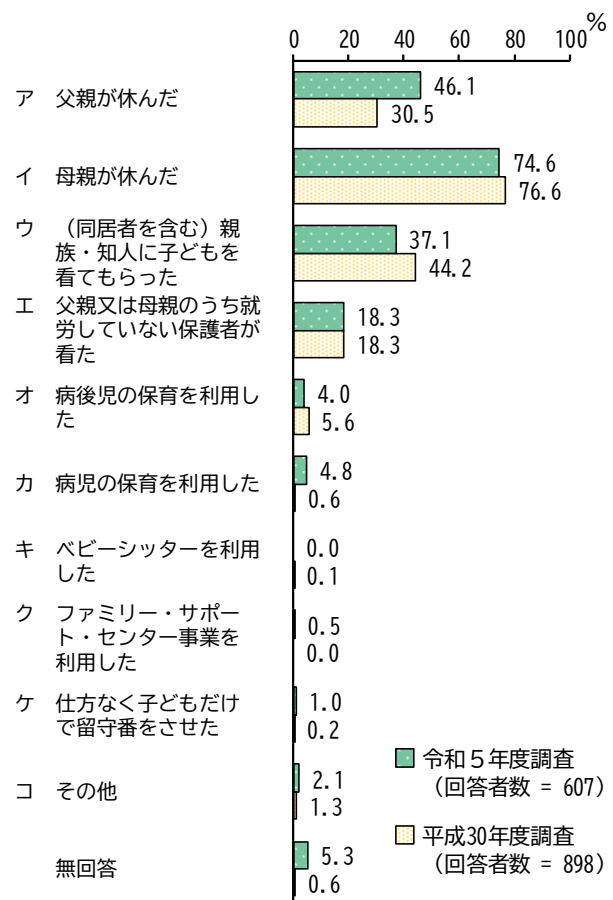
平成30年度調査と比較すると、「2 なかった」の割合が増加しています。一方、「1 あった」の割合が減少しています。



⑦ 病気やけがで事業を利用できなかった場合に行った対処方法

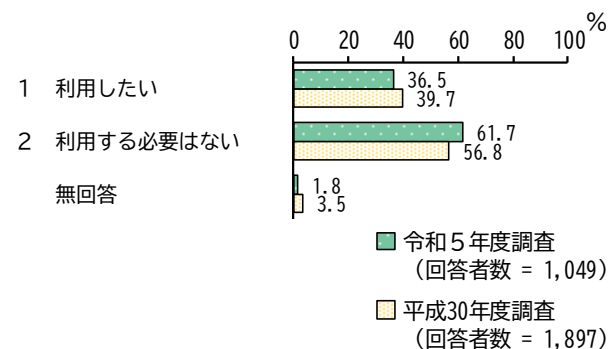
「イ 母親が休んだ」の割合が74.6%と最も高く、次いで「ア 父親が休んだ」の割合が46.1%、「ウ (同居者を含む) 親族・知人に子どもを看てもらった」の割合が37.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「ア 父親が休んだ」「カ 病児の保育を利用した」の割合が増加しています。一方、「ウ (同居者を含む) 親族・知人に子どもを看てもらった」の割合が減少しています。



⑧ 不定期な事業（一時預かりやファミリー・サポート・センター事業等）の利用希望

「1 利用したい」の割合が36.5%、「2 利用する必要はない」の割合が61.7%となっています。



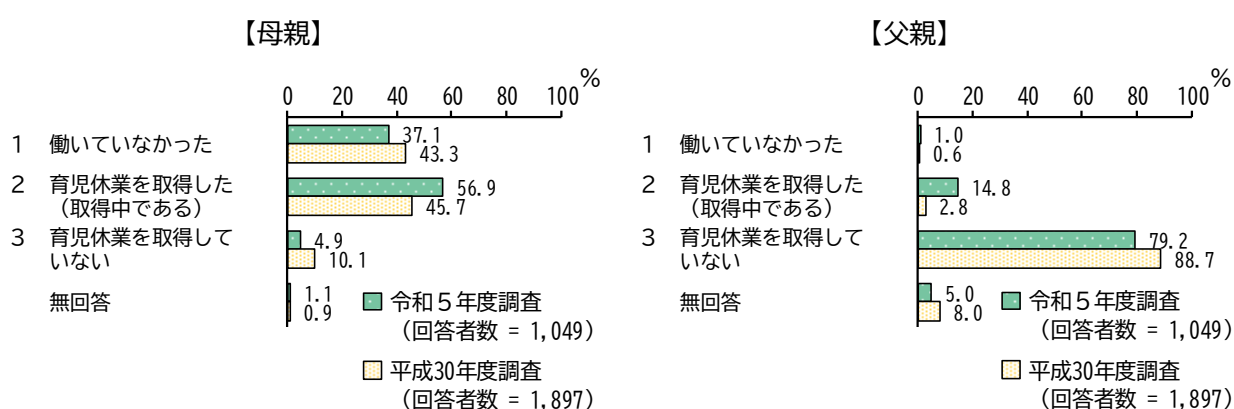
⑨ 育児休業の取得状況

母親では、「2 育児休業を取得した（取得中である）」の割合が56.9%と最も高く、次いで「1 働いていなかった」の割合が37.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「2 育児休業を取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「1 働いていなかった」「3 育児休業を取得していない」の割合が減少しています。

父親では、「3 育児休業を取得していない」の割合が79.2%と最も高く、次いで「2 育児休業を取得した（取得中である）」の割合が14.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「2 育児休業を取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「3 育児休業を取得していない」の割合が減少しています。



⑩ 育児休業を取得していない理由

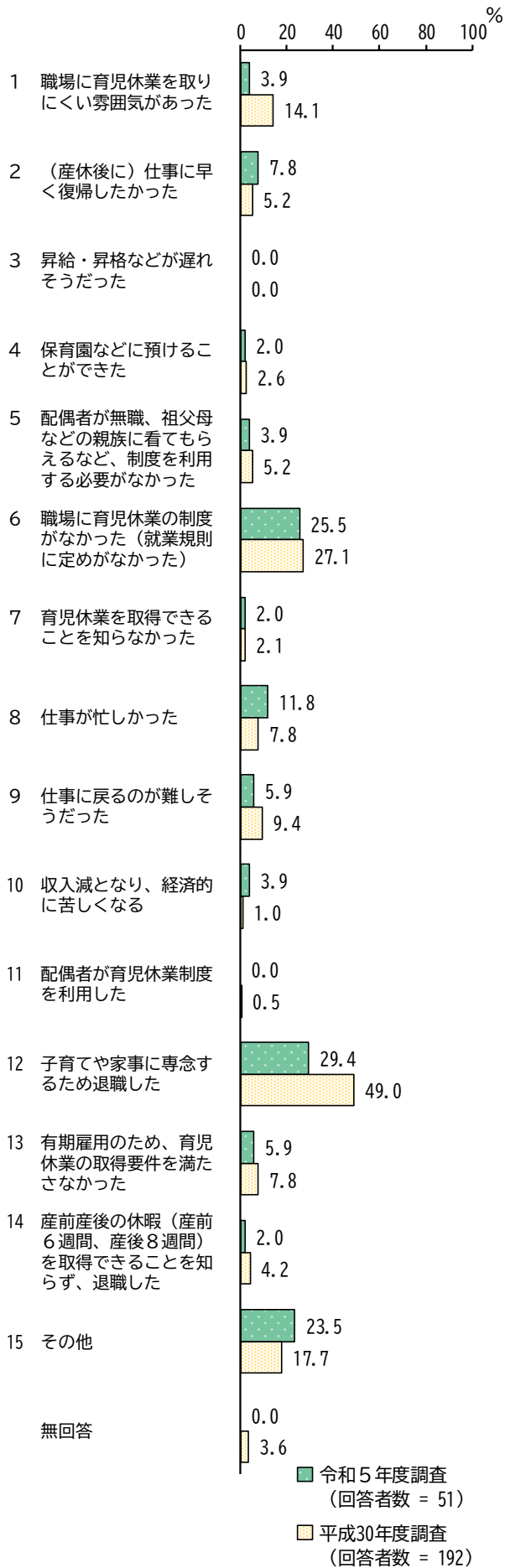
母親では、「12 子育てや家事に専念するため退職した」の割合が29.4%と最も高く、次いで「6 職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が25.5%、「8 仕事が忙しかった」の割合が11.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「1 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「12 子育てや家事に専念するため退職した」の割合が減少しています。

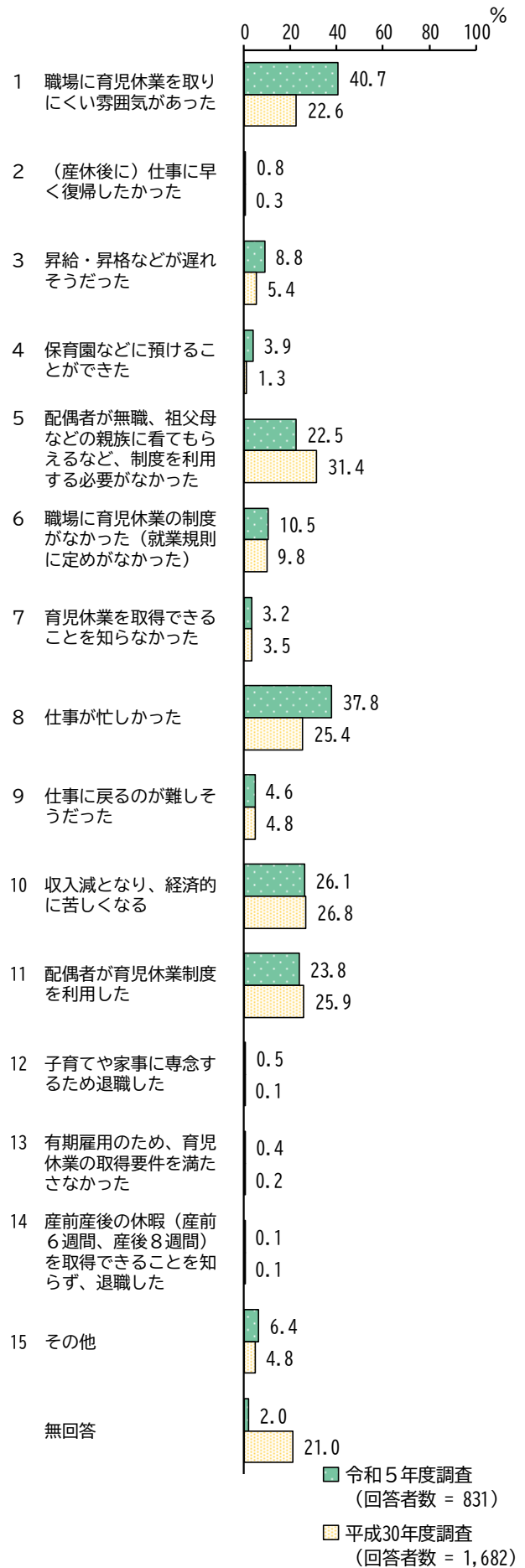
父親では、「1 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が40.7%と最も高く、次いで「8 仕事が忙しかった」の割合が37.8%、「10 収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が26.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「1 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「8 仕事が忙しかった」の割合が増加しています。一方、「5 配偶者が無職、祖父母などの親族に看てもらえるなど、制度を利用する必要がなかった。」の割合が減少しています。

【母親】



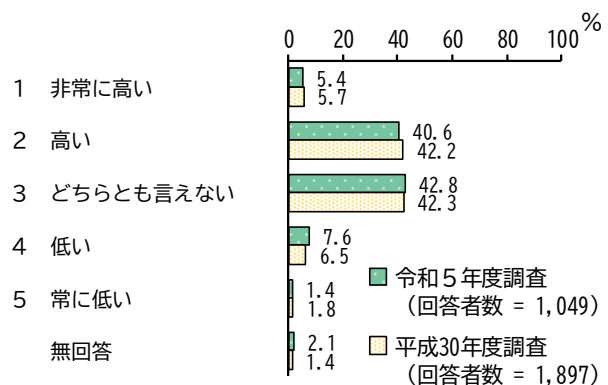
【父親】



⑪ 磐田市の子育て環境や支援の満足度

「3 どちらとも言えない」の割合が42.8%と最も高く、次いで「2 高い」の割合が40.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

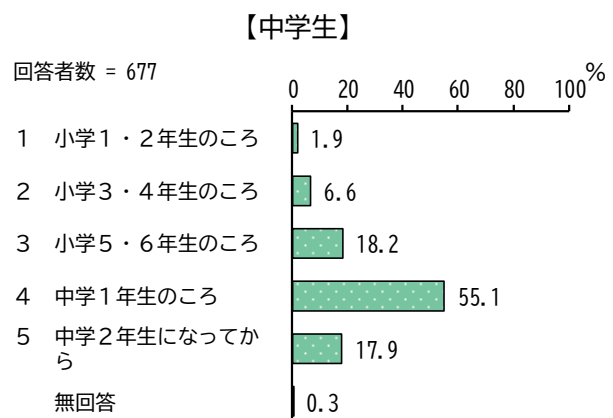
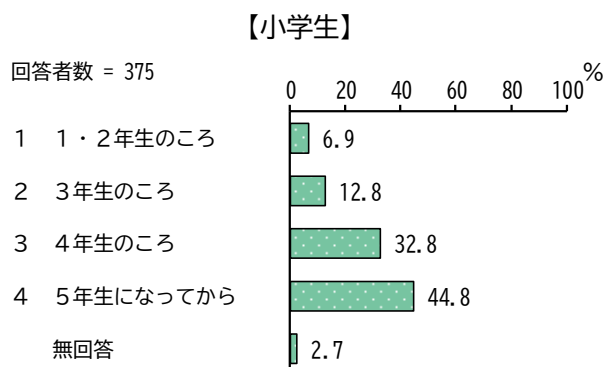


(3) 生活状況調査結果 (小学生・中学生)

① 授業がわからないことがあるようになった時期

小学生では、「4 5年生になってから」の割合が44.8%と最も高く、次いで「3 4年生のころ」の割合が32.8%、「2 3年生のころ」の割合が12.8%となっています。

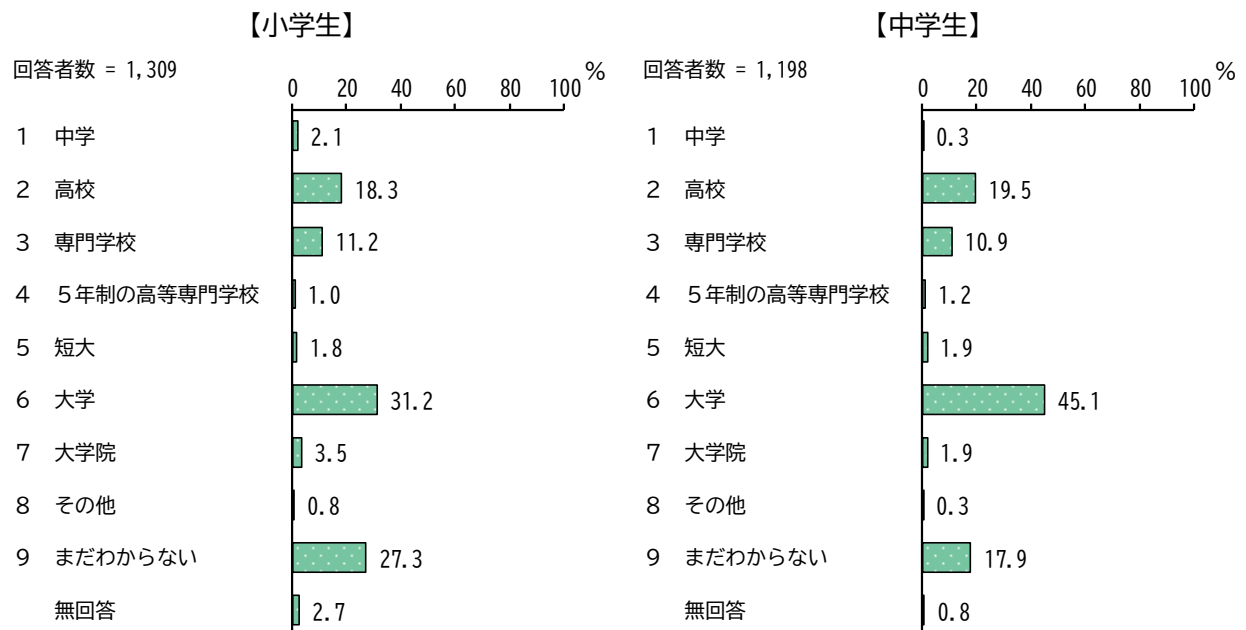
中学生では、「4 中学1年生のころ」の割合が55.1%と最も高く、次いで「3 小学5・6年生のころ」の割合が18.2%、「5 中学2年生になってから」の割合が17.9%となっています。



② 将来、どの学校まで進学したいか

小学生では、「6 大学」の割合が31.2%と最も高く、次いで「9 まだわからない」の割合が27.3%、「2 高校」の割合が18.3%となっています。

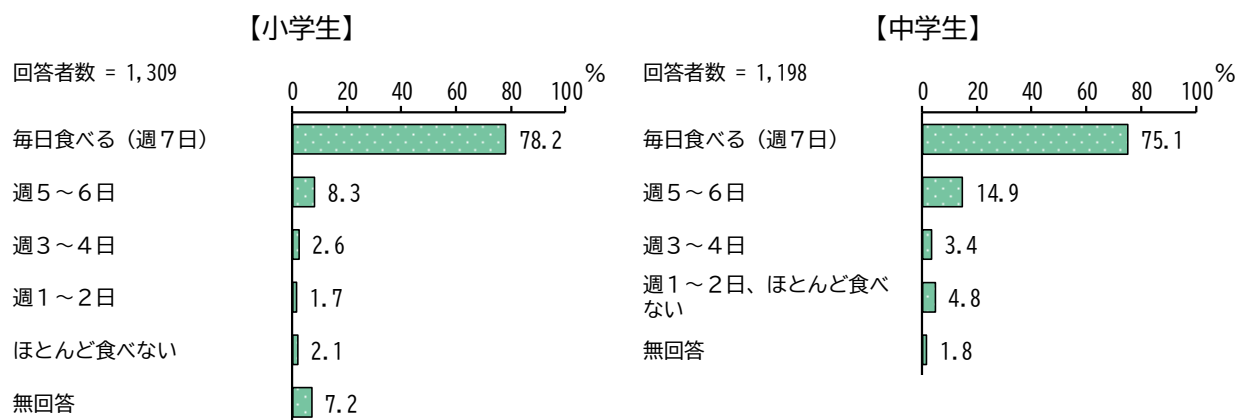
中学生では、「6 大学」の割合が45.1%と最も高く、次いで「2 高校」の割合が19.5%、「9 まだわからない」の割合が17.9%となっています。



③ 週にどのくらい朝食を食べるか

小学生では、「毎日食べる（週7日）」の割合が78.2%と最も高くなっています。

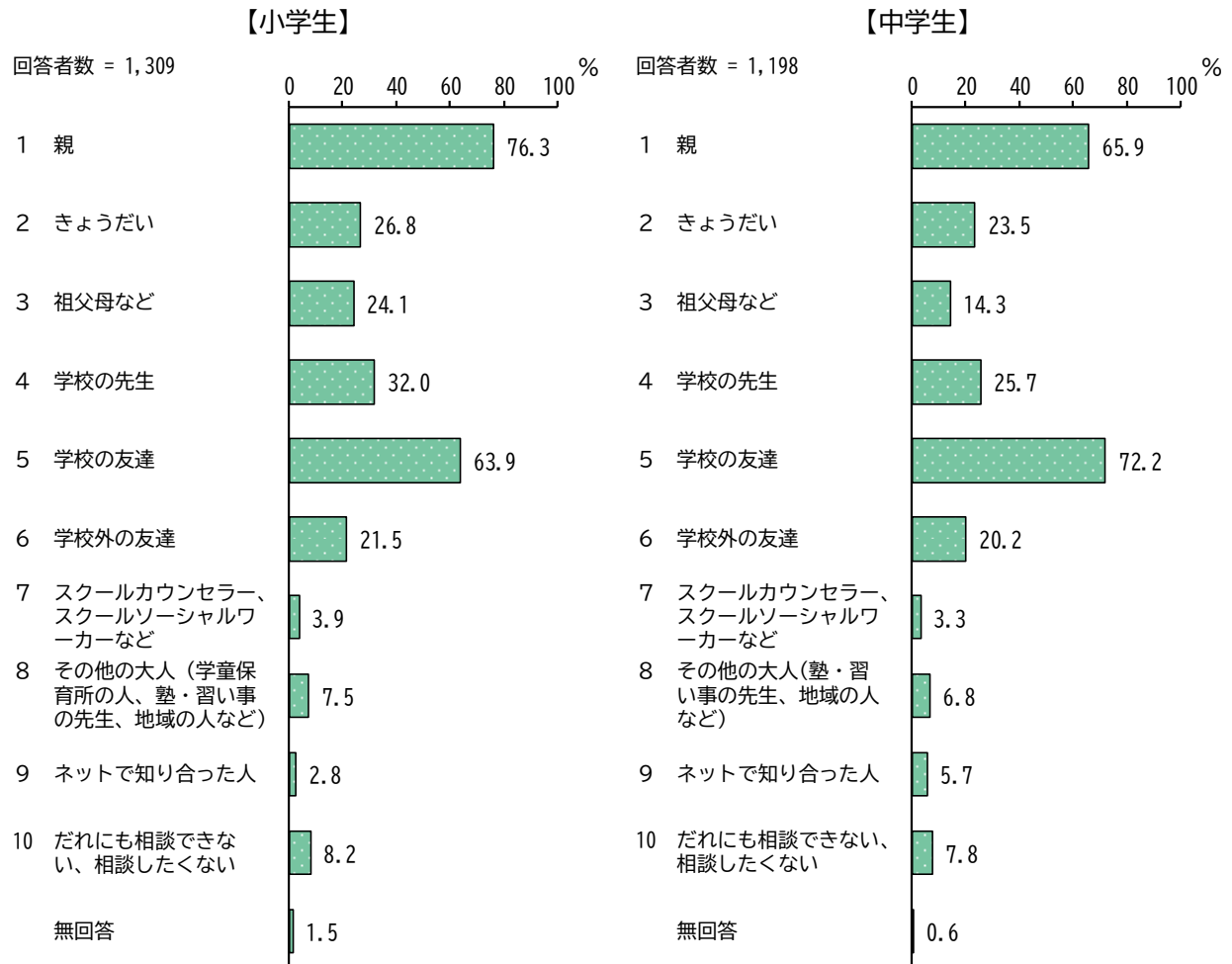
中学生では、「毎日食べる（週7日）」の割合が75.1%と最も高く、次いで「週5～6日」の割合が14.9%となっています。



④ 困っていることや悩みごとがあるとき、相談できると思う人

小学生では、「1 親」の割合が76.3%と最も高く、次いで「5 学校の友達」の割合が63.9%、「4 学校の先生」の割合が32.0%となっています。

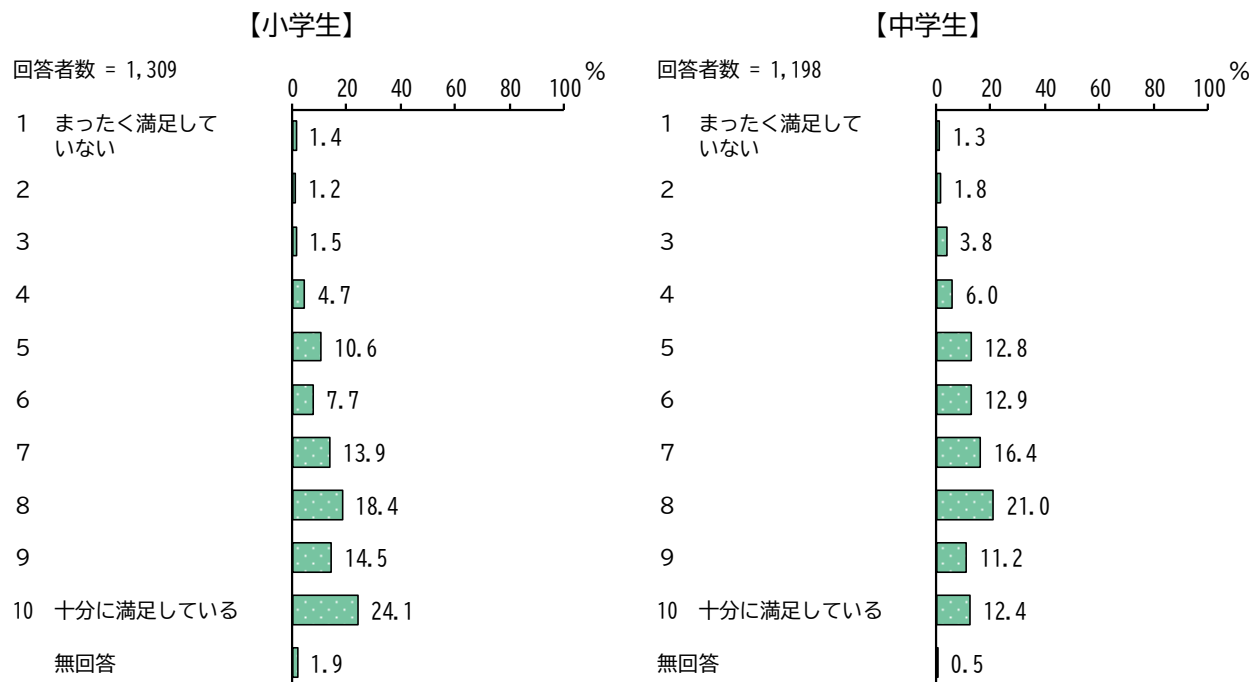
中学生では、「5 学校の友達」の割合が72.2%と最も高く、次いで「1 親」の割合が65.9%、「4 学校の先生」の割合が25.7%となっています。



⑤ 最近の生活の満足度

小学生では、「10 十分に満足している」の割合が24.1%と最も高く、次いで「8」の割合が18.4%、「9」の割合が14.5%となっています。

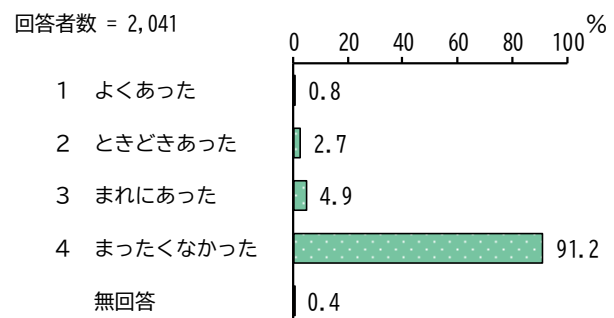
中学生では、「8」の割合が21.0%と最も高く、次いで「7」の割合が16.4%、「6」の割合が12.9%となっています。



(4) 生活状況調査結果（保護者）

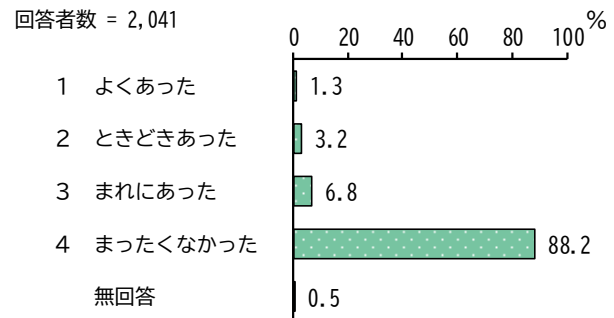
① 過去1年の間に、お金が足りず、家族が必要とする食料が買えなかった経験

「4 まったくなかった」の割合が91.2%と最も高くなっています。



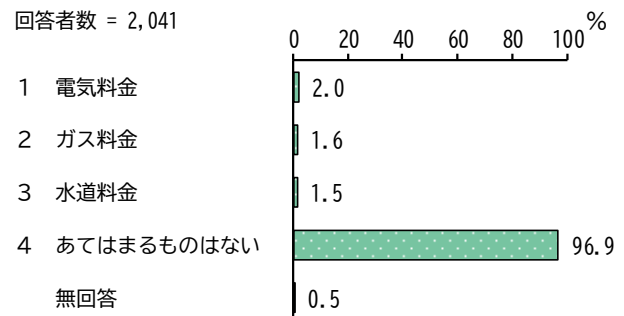
② 過去1年の間に、お金が足りず、家族が必要とする衣服が買えなかった経験

「4 まったくなかった」の割合が88.2%と最も高くなっています。



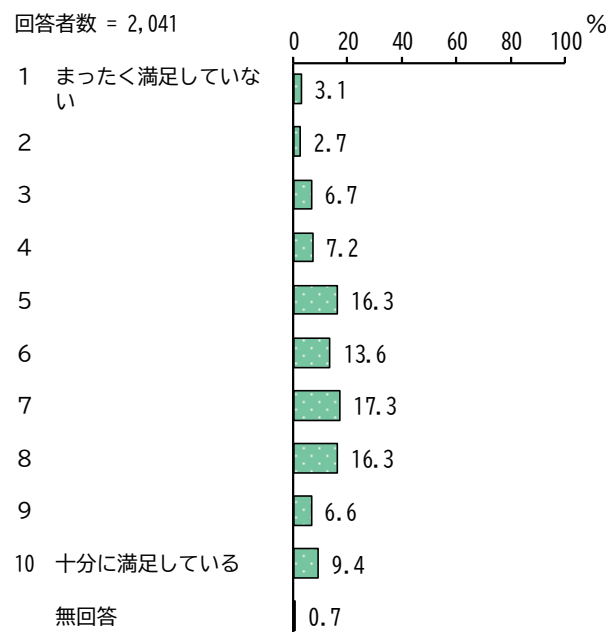
③ 過去1年の間に、経済的な理由で未払いになった経験

「4 あてはまるものはない」の割合が96.9%と最も高くなっています。



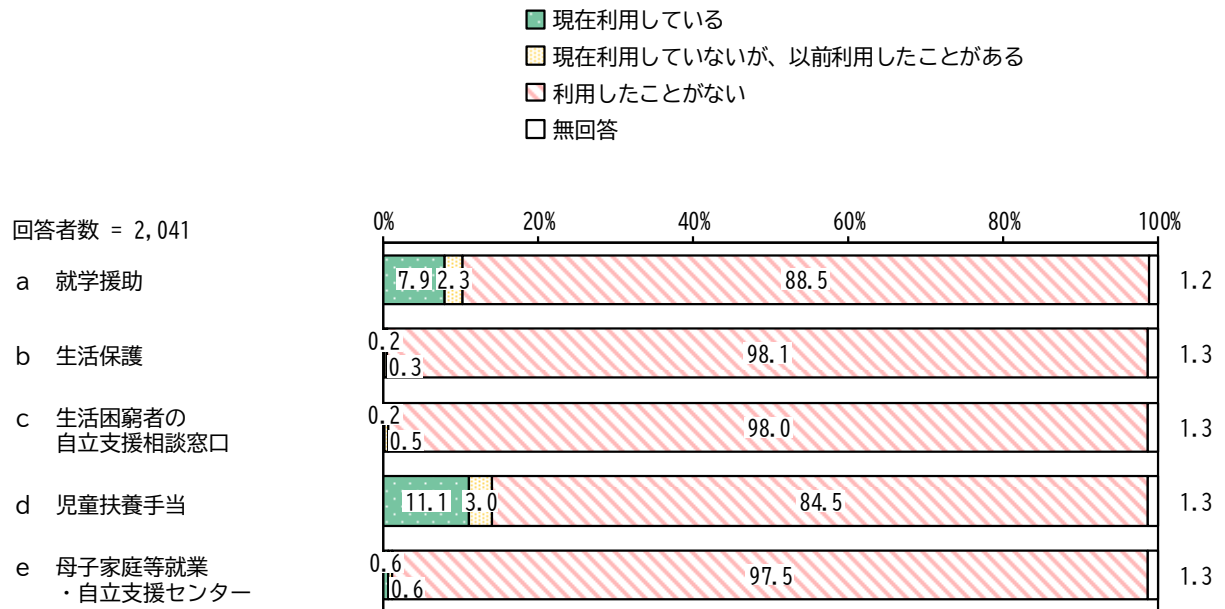
④ 最近の生活の満足度

「7」の割合が17.3%と最も高く、次いで「8」、「5」の割合が16.3%となっています。



⑤ 支援制度の利用状況

『a 就学援助』『d 児童扶養手当』で「現在利用している」の割合が高くなっています。一方、『b 生活保護』『c 生活困窮者の自立支援相談窓口』『e 母子家庭等就業・自立支援センター』で「利用したことがない」の割合が高くなっています。



(5) 調査の概要（こども・若者に関する意識調査）

① 調査の目的

こども・若者の生活実態や将来の生活設計に関する意識を把握することにより、今後のこども施策の充実に生かすとともに、本計画策定の基礎資料とするため調査を実施しました。

② 調査対象

調査の種類	調査対象者
こども・若者	磐田市公式 LINE を登録している市内在住の 15 歳～39 歳の方

③ 調査期間

令和 6 年 7 月 31 日～令和 6 年 8 月 18 日

④ 調査方法

LINE による配信（Web 回答）

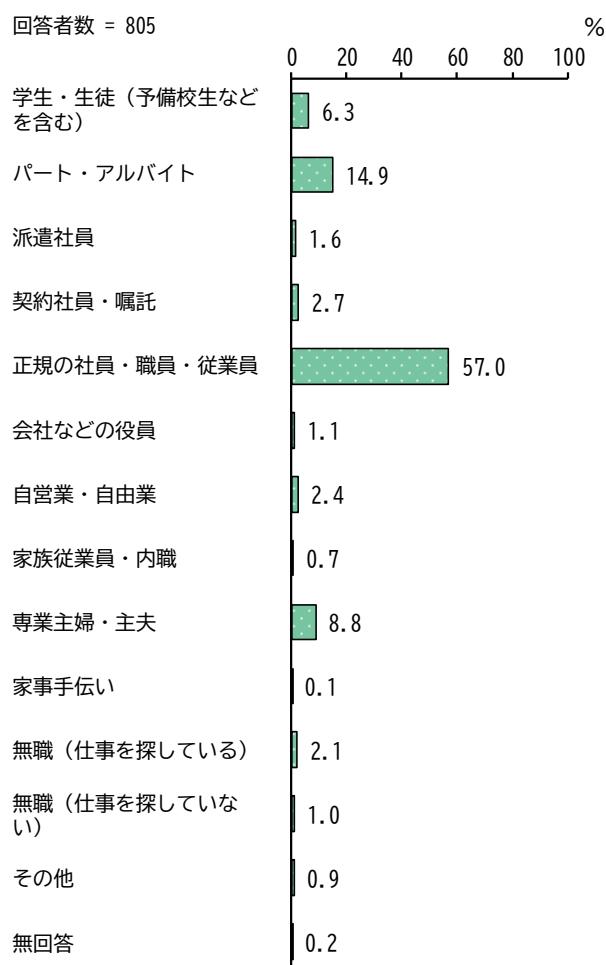
⑤ 回収状況

調査の種類	配布数	有効回答数	有効回答率
こども・若者	13,401 通	805 通	6.0%

(6) こども・若者に関する意識調査結果

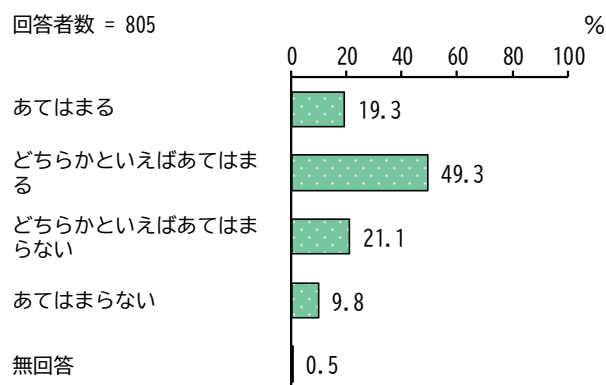
① 現在の就労状況

「正規の社員・職員・従業員」の割合が57.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト」の割合が14.9%となっています。



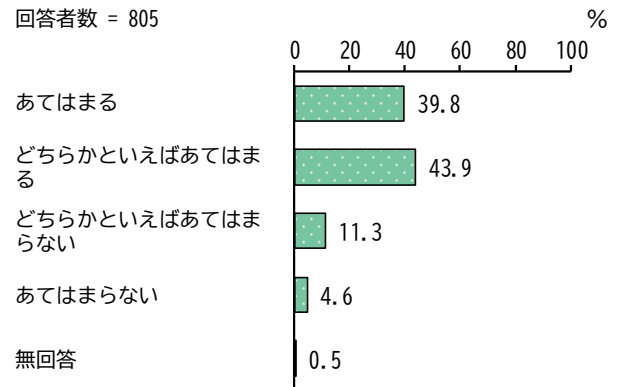
② 今の自分が好きだと思うか

“あてはまる”の割合が68.6%、“あてはまらない”の割合が30.9%となっています。



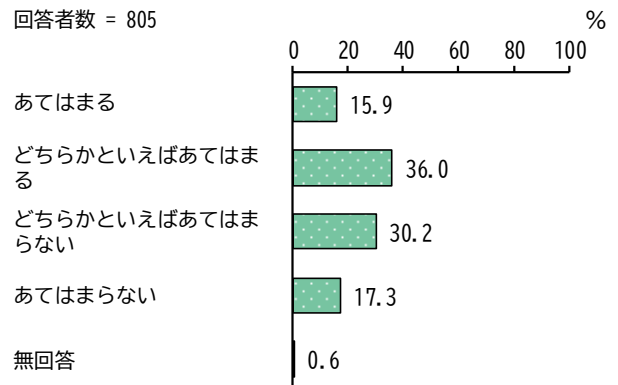
③ 自分は幸せだと感じるか

“あてはまる”の割合が83.7%、“あてはまらない”の割合が15.9%となっています。



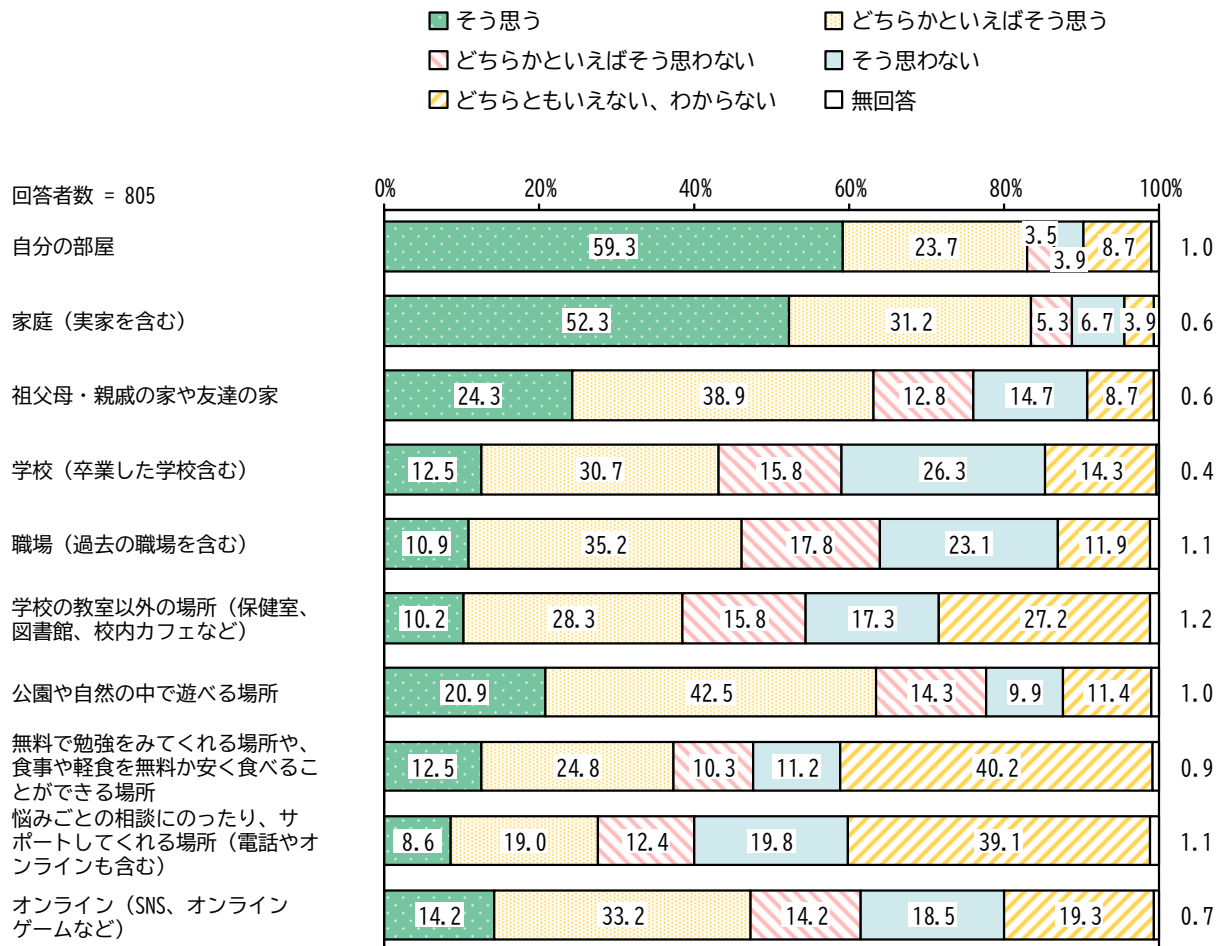
④ 将来に希望を持っているか

“あてはまる”の割合が51.9%、“あてはまらない”の割合が47.5%となっています。



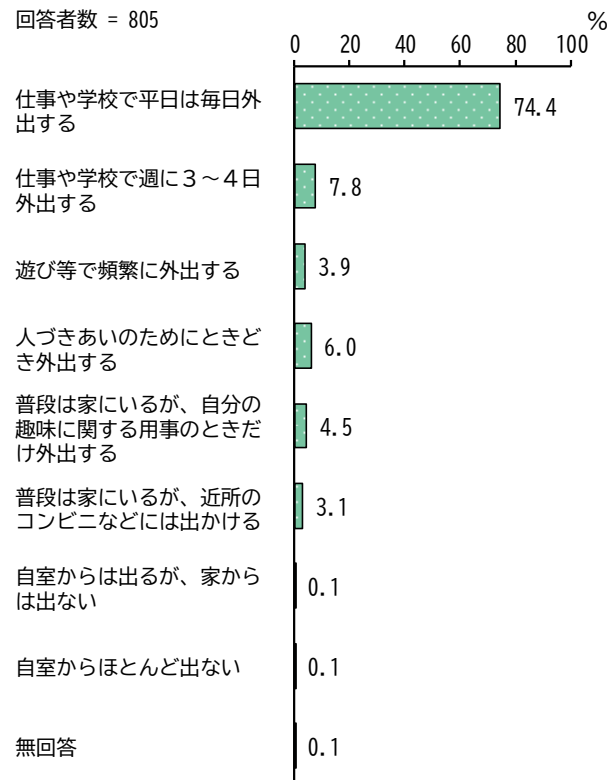
⑤ 居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）になっているところ

『自分の部屋』『家庭（実家を含む）』で「そう思う」の割合が高くなっています。一方、『学校（卒業した学校含む）』『職場（過去の職場を含む）』で「そう思わない」の割合が高くなっています。



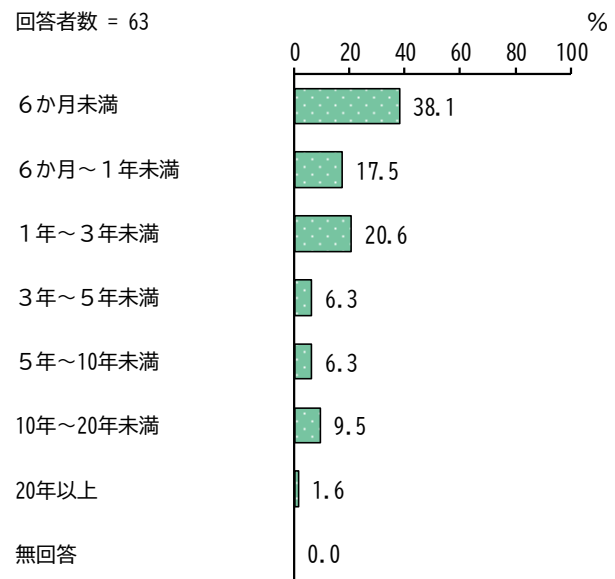
⑥ 普段の外出頻度

「仕事や学校で平日は毎日外出する」の割合が74.4%と最も高くなっています。



⑦ 外出しない状態となっている期間

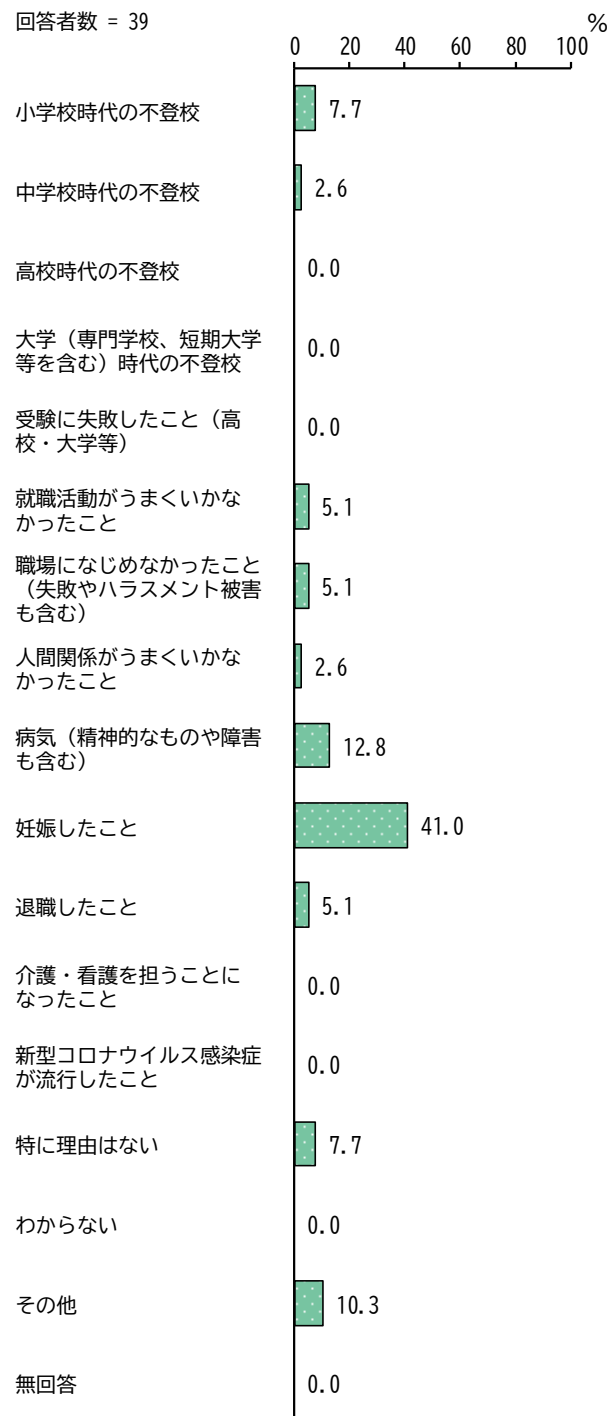
「6か月未満」の割合が38.1%と最も高く、次いで「1年～3年未満」の割合が20.6%、「6か月～1年未満」の割合が17.5%となっています。



⑧ 外出しない状態となった最も大きな理由

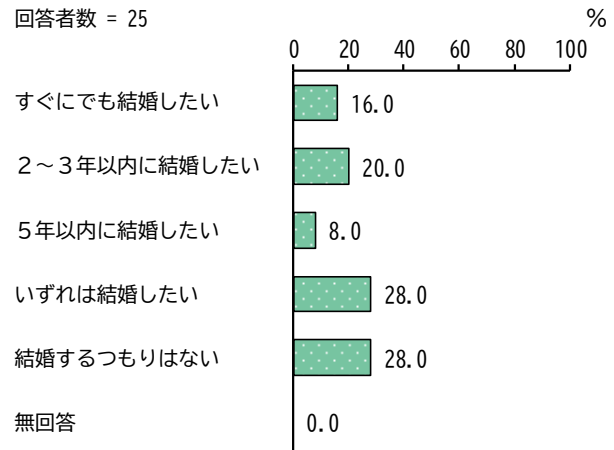
「妊娠したこと」の割合が41.0%と最も高く、次いで「病気（精神的なものや障害も含む）」の割合が12.8%となっています。

回答者数 = 39



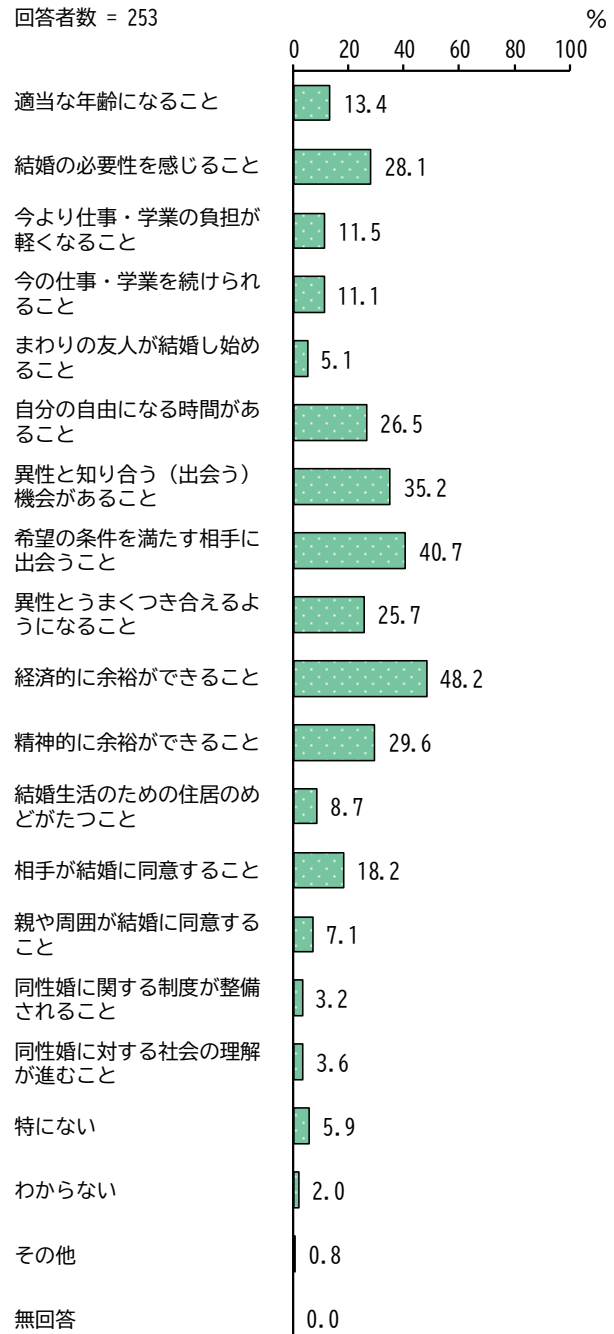
⑨ 将来、結婚したいか

「いずれは結婚したい」、「結婚するつもりはない」の割合が28.0%と最も高く、次いで「2～3年以内に結婚したい」の割合が20.0%となっています。



⑩ どのような状況になれば結婚するか

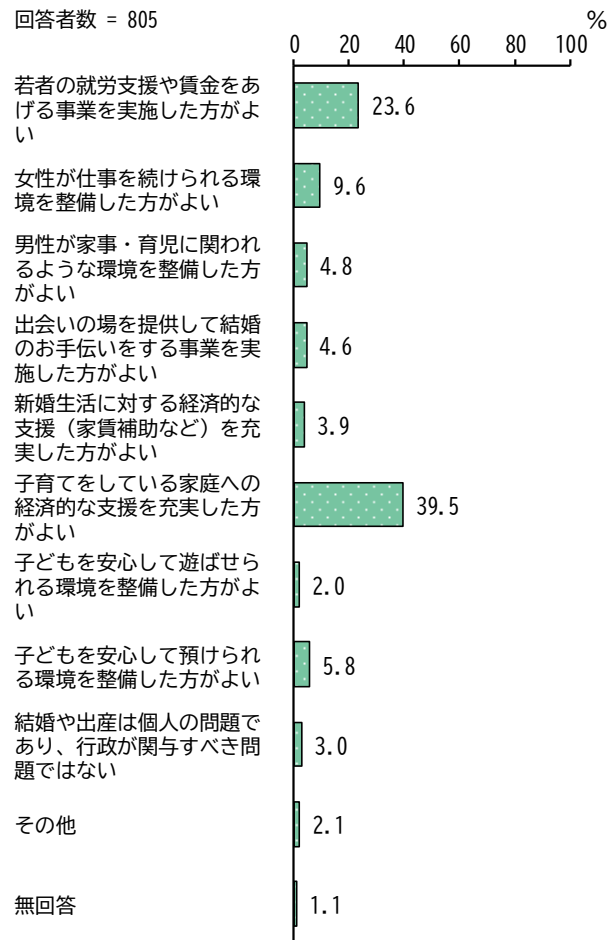
「経済的に余裕ができること」の割合が48.2%と最も高く、次いで「希望の条件を満たす相手に会うこと」の割合が40.7%、「異性と知り合う（出会う）機会があること」の割合が35.2%となっています。



⑪ 少子化対策として、有効だと思う施策

「子育てをしている家庭への経済的な支援を充実した方がよい」の割合が39.5%と最も高く、次いで「若者の就労支援や賃金をあげる事業を実施した方がよい」の割合が23.6%となっています。

回答者数 = 805



(7) 調査の概要（こども施策に関する保護者アンケート・こどもの意識アンケート）

① 調査の目的

こども施策やこどもの権利に関する意識を把握することにより、今後のこども施策の充実に生かすとともに、「こども計画」策定の基礎資料とするため調査を実施しました。

② 調査対象

調査の種類	調査対象者
保護者	磐田市公式LINEを登録していて以下の条件を満たす方 9,070 名 ・子育て情報を受信している ・磐田市在住
中学生	中学2年生 1,487 名
小学生	小学5年生 1,432 名

③ 調査期間

調査の種類	調査期間
保護者	令和6年9月4日（水）から9月20日（金）まで
中学生	令和6年9月17日（火）から10月4日（金）まで
小学生	令和6年9月17日（火）から10月4日（金）まで

④ 調査方法

調査の種類	調査方法
保護者	LINEによる配信（Web 回答）
中学生	学校へ依頼（Web 回答）
小学生	学校へ依頼（Web 回答）

⑤ 回収状況

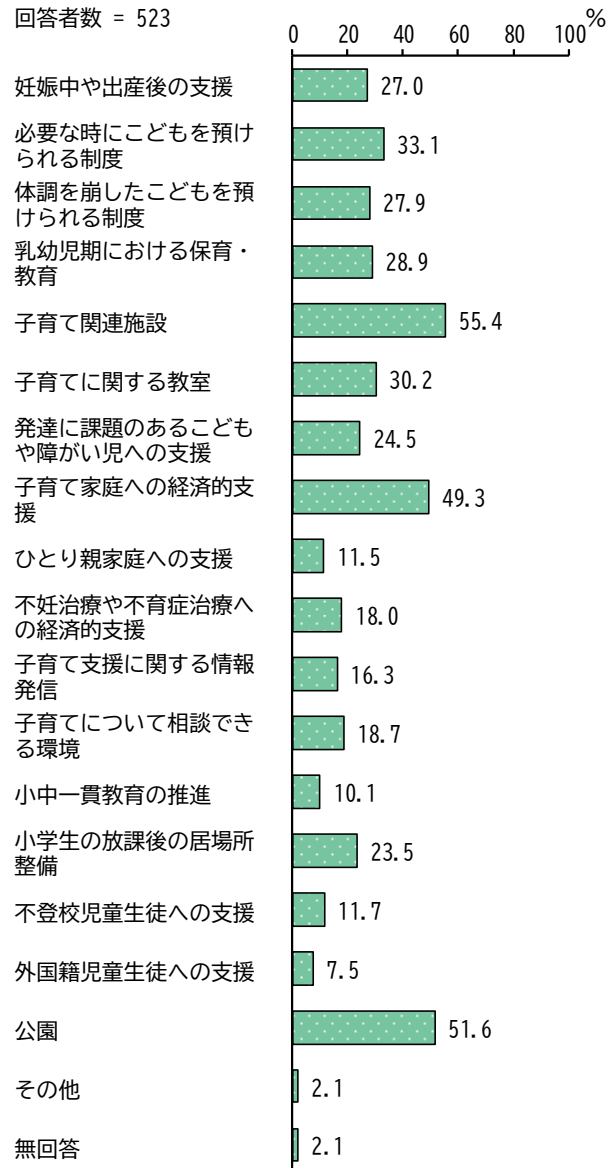
調査の種類	配布数	有効回答数	有効回答率
保護者	9,070 通	523 通	5.8%
中学生	1,487 通	974 通	65.5%
小学生	1,432 通	1,240 通	86.5%

(8) こども施策・こどもの意識に関する調査結果

① こども施策について、良いと思うもの（保護者）

「子育て関連施設（子育て支援センター、ひと・ほんの庭にこつとなど）」の割合が55.4%と最も高く、次いで「公園（今之浦公園、竜洋昆虫自然観察公園など）」の割合が51.6%、「子育て家庭への経済的支援（こども医療費助成、出産子育て安心ギフト、新中学生応援事業、就学援助費など）」の割合が49.3%となっています。

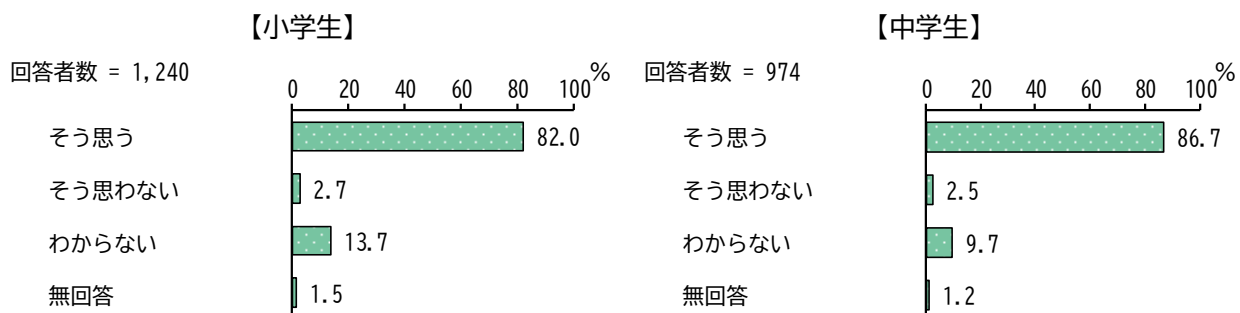
回答者数 = 523



② 家庭で「こどもの権利」が守られている（大切にされている）と思うか

小学生では、「そう思う」の割合が82.0%と最も高く、次いで「わからない」の割合が13.7%、「そう思わない」の割合が2.7%となっています。

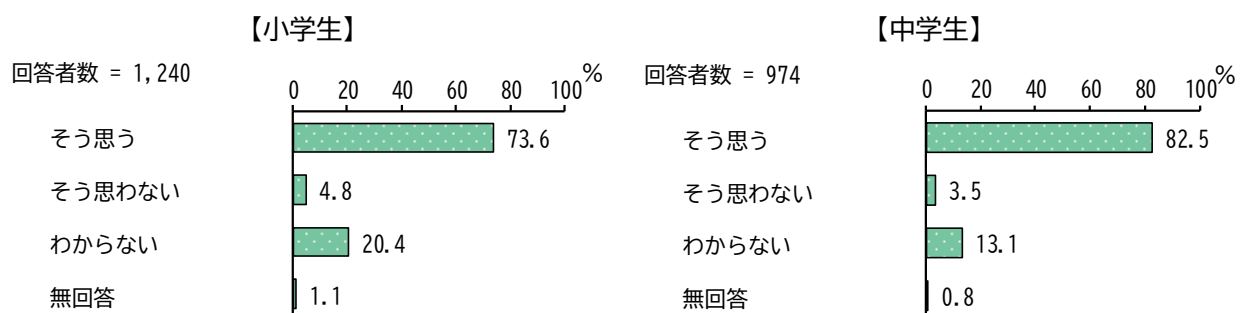
中学生では、「そう思う」の割合が86.7%と最も高く、次いで「わからない」の割合が9.7%、「そう思わない」の割合が2.5%となっています。



③ 学校で「こどもの権利」が守られている（大切にされている）と思うか

小学生では、「そう思う」の割合が73.6%と最も高く、次いで「わからない」の割合が20.4%、「そう思わない」の割合が4.8%となっています。

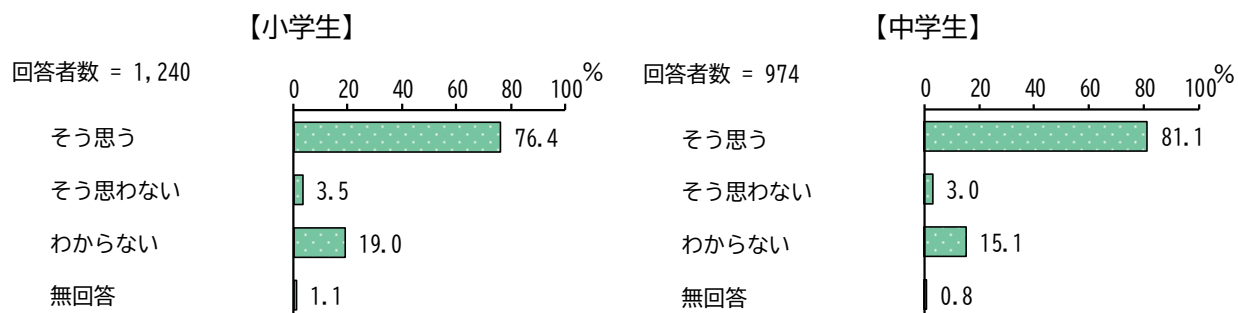
中学生では、「そう思う」の割合が82.5%と最も高く、次いで「わからない」の割合が13.1%、「そう思わない」の割合が3.5%となっています。



④ 周りにいる大人が自分の意見を聞いてくれると思うか

小学生では、「そう思う」の割合が76.4%と最も高く、次いで「わからない」の割合が19.0%、「そう思わない」の割合が3.5%となっています。

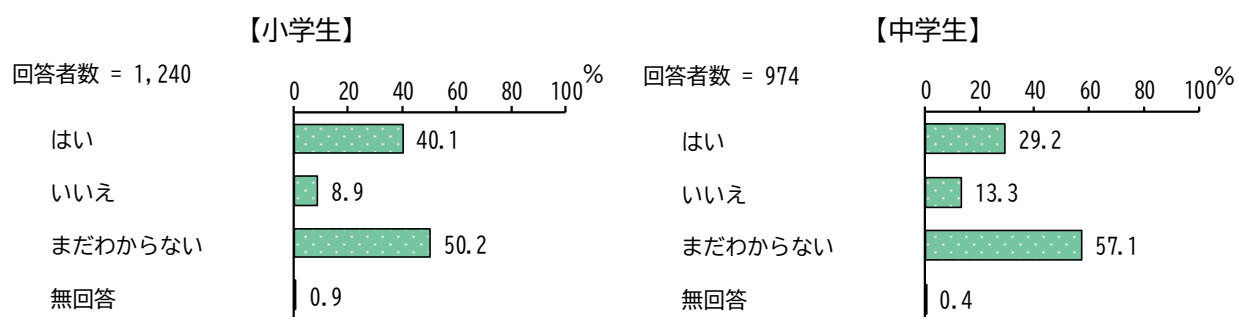
中学生では、「そう思う」の割合が81.1%と最も高く、次いで「わからない」の割合が15.1%、「そう思わない」の割合が3.0%となっています。



⑤ 大人になっても磐田市に住み続けたいと思うか

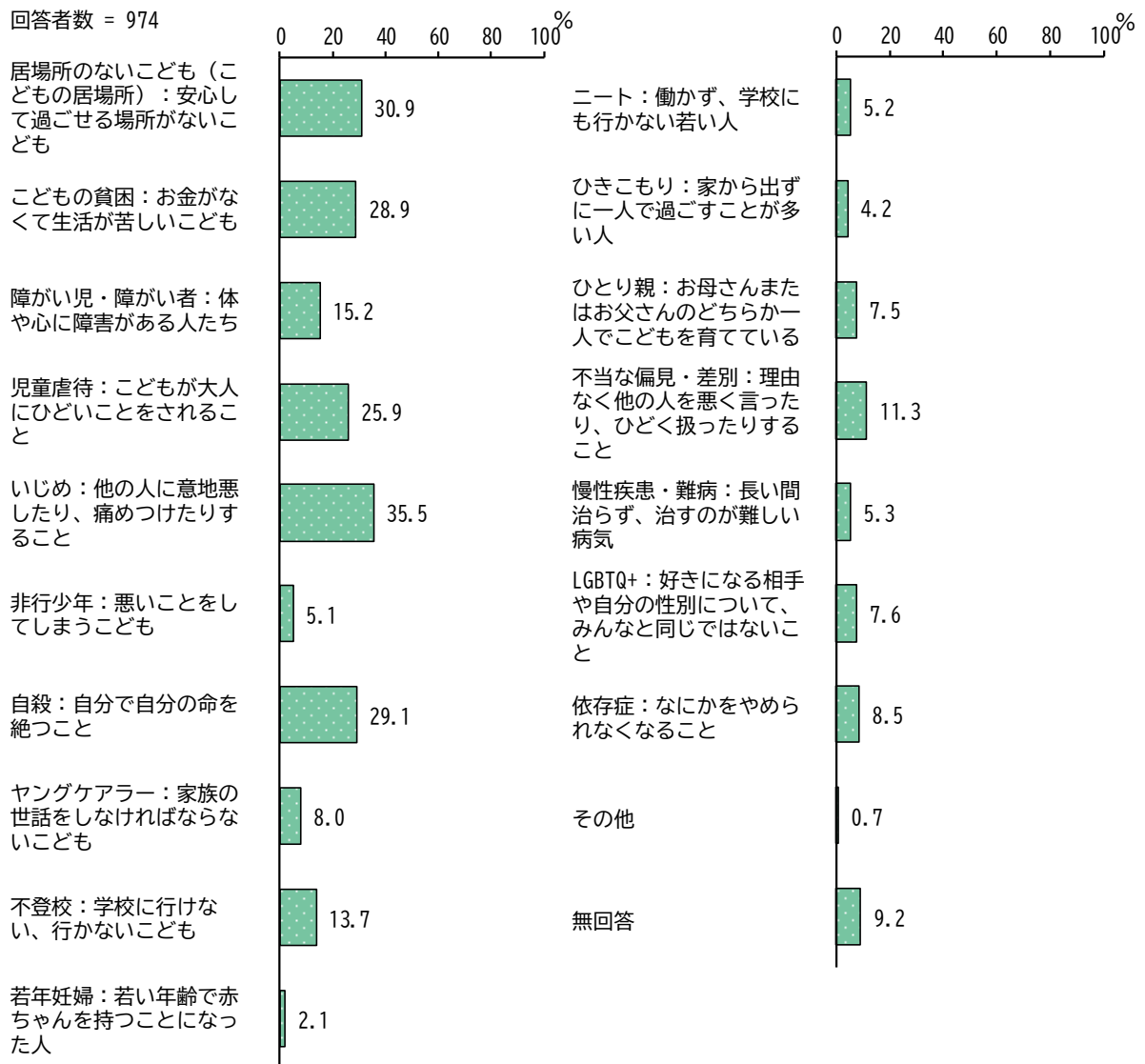
小学生では、「まだわからない」の割合が50.2%と最も高く、次いで「はい」の割合が40.1%、「いいえ」の割合が8.9%となっています。

中学生では、「まだわからない」の割合が57.1%と最も高く、次いで「はい」の割合が29.2%、「いいえ」の割合が13.3%となっています。



⑥ こどもたちが幸せに暮らせるまちになるために必要だと思うサポート (中学生)

「いじめ：他の人に意地悪したり、痛めつけたりすること（仲間外れにしたり、悪口を言ったりする）」の割合が35.5%と最も高く、次いで「居場所のないこども（こどもの居場所）：安心して過ごせる場所がないこども（例：家に帰っても誰もいない）」の割合が30.9%、「自殺：自分で自分の命を絶つこと（例：学校でいじめられて死にたいと思う）」の割合が29.1%となっています。



5 課題（統計・アンケート結果から）

（１）こども・若者の権利の保障

児童虐待が疑われる件数や不登校児童生徒数は、増加傾向にあります。また、「こどもの意識アンケート」では「こどもの権利が守られているか」、「大人が自分（こども）の意見を聞いてくれていると思うか」という設問に対して「わからない」「そう思わない」という意見が一定数あります。全てのこども・若者の権利が守られ、安心して生活できるよう、こども・若者の権利の啓発、意見表明や社会参画の取り組みを進める必要があります。

（２）困難な状況におかれたこども・若者への支援

貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラー、ひきこもり、障がい、外国にルーツがあるなど、様々な困難を抱えるこども・若者への支援は、こども・若者の未来を切り拓くために必要不可欠です。大きな社会問題となっている児童虐待やいじめ等は、早期発見・早期対応に加え未然に発生を防止することが求められます。

（３）こどもたちが安心して過ごすことができる居場所の充実

こどもを取り巻く課題が複雑化するなか、こどもが健やかに成長するためには、こどもの居場所があることが重要です。「こどもの意識アンケート」では「居場所のないこども」へのサポートが必要だと回答した生徒は、全体の31%でした。こどもが自分の意思で選択でき、ありのままの自分でいられ、心から安心して過ごすことができる居場所づくりが必要です。

また、放課後児童クラブの利用者数が増加し、利用者ニーズも多様化していることから、具体的な対策が必要です。

（４）切れ目のない子育て支援

少子高齢化の進行や出産年齢の上昇、女性の就業率の上昇など、子育てに関する環境は複雑化しています。子育て家庭が抱える様々な課題に向き合い、不安や負担を和らげるため、妊娠・出産から子育ての各段階に応じた切れ目のない支援を行う必要があります。

（５）多様なニーズに対応するための保育サービスの充実

家庭環境の変化等により幼稚園希望者数は減少傾向、保育所希望者数は増加傾向にありますが、急速な少子化が進んでいることを鑑みながら、必要な保育の提供量の確保を進める必要があります。

また、求められる保育サービスは多様化しており、公立園の認定こども園化、病児保育（病児・病後児）の充実、休日保育の実施など保育サービスを充実させていく必要があります。併せて、保育サービスの質の向上のため、保育士等の人材育成や研修等を実施する必要があります。

（６）若者の希望がかなえられる社会の実現への取り組み

「こども・若者に関する意識調査」では、結婚を希望する人は７割を超えているものの、婚姻件数は減少傾向にあります。結婚の条件に「経済的に余裕ができること」「希望の条件を満たす相手に出会うこと」を挙げている若者が多く、出会いの場の創出や結婚に係る経済的支援を行う必要があります。

また、若者が経済的な不安を感じることなく、希望に沿って結婚、妊娠、出産、子育てを選択できるよう就労支援を行うとともに、子育てと仕事の両立ができる環境を整備することが必要です。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

○本市の「第2次磐田市総合計画」では、まちの将来像を、「たくさんの元気と笑顔があふれるまち磐田～今までも、これからもずっと磐田～」とし、将来にわたって恵まれた地域資源を活用し、地域・企業・住む人みんなが元気で、たくさんの笑顔が集まり、市民が幸せを実感でき、多くの方に「住んで良かった」「住み続けたい」と言われるような「まち」を目指しています。

これらを実現するため、安心してこどもを生み育てられる環境の充実を図るとともに、次代を担うこどもたちが明るい希望や夢を持ち、たくましく育つ「子育て・教育のまち」を、「まちづくりの柱」の一つに据えています。

○令和5年4月に施行された「こども基本法」では、憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、市町村は、その実現に向けてどのようなことに取り組むか等を「こども計画」にとりまとめていくことが求められています。

○令和5年12月に策定された「こども大綱」では、こどもや若者を「社会の真ん中」に据え、権利の主体として尊重し、誰一人取り残さず、全ての人にとってウェルビーイングな「こどもまんなか社会」を、こどもや若者等の声を取り入れながら目指していくことが掲げられています。

○本計画は、「第2次磐田市総合計画」の目指すまちづくりや「こども大綱」の目指す「こどもまんなか社会」、本市のこども・若者を取り巻く現状や課題等を踏まえ、下記のとおり基本理念を定めます。

【 基 本 理 念 】

**こども・若者が心から安心でき、
取り巻く全ての世代の人が幸せを実感できるまち**

2 数値目標

こども・若者・子育て当事者の主観的評価に基づく数値目標（指標）を設定し、本計画に掲げた施策を推進します。

目標		現状値	目標値（R11）
1	家庭で「こどもの権利」が守られている（大切にされている）と考えるこどもの割合 【出典】 磐田市こどもの意識アンケート（R6）	小5：82% 中2：86.7%	小5：85% 中2：90%
2	学校で「こどもの権利」が守られている（大切にされている）と考えるこどもの割合 【出典】 磐田市こどもの意識アンケート（R6）	小5：73.6% 中2：82.5%	小5：80% 中2：90%
3	先生や親、地域の人たちが自分の意見を聞いてくれていると考えるこどもの割合 【出典】 磐田市こどもの意識アンケート（R6）	小5：76.4% 中2：81.1%	小5：85% 中2：90%
4	将来に希望を持っているこども・若者の割合 【出典】 磐田市こども・若者に関する意識調査（R6）※1	51.9% ※2	70%
5	生活に満足しているこどもの割合 【出典】 磐田市生活状況調査（小学生・中学生）（R5）	小5：70.9% 中2：61% ※3	小5：80% 中2：70%
6	自分は幸せだと感じるこども・若者の割合 【出典】 磐田市こども・若者に関する意識調査（R6）※4	83.7% ※5	90%
7	磐田市の子育て環境や支援への満足度が高い保護者の割合 【出典】 磐田市子育て支援に関するニーズ調査（R5）※6	46% ※7	55%

※1 15～39歳が対象。

※2 「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した者の割合。

※3 「1」（まったく満足していない）から「10」（十分に満足している）という1～10の選択肢で、7以上と回答した者の割合。

※4 15～39歳が対象。

※5 「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した者の割合。

※6 就学前のこどもがいる世帯が対象。

※7 「非常に高い」「高い」と回答した者の割合。

3 基本理念を実現するための施策展開（大分類）

○「こども大綱」の構成は、初めにライフステージを通して継続的に実践すべき重要事項を示し、その次にライフステージ別の重要事項、最後に子育て当事者への支援に関する重要事項を示しています。

○本計画は、「こども大綱」を勘案して策定しており、(1)ライフステージに共通したこども施策、(2)「妊娠前から幼児期まで」、「学童期・思春期」「青年期」のライフステージに応じた切れ目のないこども施策、(3)子育て当事者への支援に関するこども施策という3つの大分類に基づき、施策を展開します。

（１）ライフステージに共通したこども施策の推進

こどもと若者は、未来を担う存在でありながら、今を生きる主体でもあります。こどもと若者の権利を保障するとともに、意見表明しやすい環境づくりに取り組みます。

また、こどもの貧困対策や児童虐待防止対策を推進しつつ、障がいのある児童等、配慮が必要なこどもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、それぞれの特性に合わせて、こども・若者やその家庭への支援の充実を図ります。

さらに、安全な道路交通環境や防犯・防災対策など、安心して子育て・子育てできるまちづくりに取り組みます。

（２）ライフステージに応じた切れ目のないこども施策の推進

こどもの教育や保育の充実とともに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期から切れ目のないこどもの発育・発達への支援に取り組みます。また、こどもの自主性・社会性の育成やこどもの放課後の居場所づくり、困難を抱える若者への支援、若者への就労支援など、それぞれのライフステージの特有の課題を捉え、ライフステージごとに必要な支援に取り組みます。

（３）子育て当事者への支援に関するこども施策の推進

保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供の充実、子育てに関する経済的負担の軽減を図ります。

また、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の理解及び促進に努め、保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

4 施策の体系

[基本理念]

[大分類]

[中分類（基本施策）]

取り巻く全ての世代の人が幸せを実感できるまち
こども・若者が心から安心でき

I
ライフステージに共通した
こども施策の推進

- 1 こども・若者の権利の保障
- 2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- 3 全てのこども・若者が夢と希望をもつことができる環境の整備
- 4 困難を抱えたこどもや家庭へのきめ細やかな支援(虐待・DV、障がい児、医療的ケア児、外国ルーツ)
- 5 こどもを見守り育てる安全・安心なまちづくり

II
ライフステージに応じた切れ目のない
こども施策の推進

妊娠前から
幼児期まで

- 1 母親とこどもの健康保持増進のための支援の充実
- 2 乳幼児期における質の高い教育・保育を提供するための体制づくり

学童期・思春期

- 1 生きる力を育む小中学校教育の推進
- 2 放課後児童の居場所の確保
- 3 いじめ・不登校等への対応

青年期

- 1 出会いや結婚の支援
- 2 若者を支える支援体制の充実
- 3 就労支援の取り組み

III
子育て当事者への支援
こども施策の推進

- 1 子育て家庭が安心できる支援体制づくり
- 2 子育てに関する経済的な負担の軽減
- 3 子育てに向き合うことができる就労環境及び家庭生活の実現

第4章

施策の展開

I ライフステージに共通したこども施策の推進

1 こども・若者の権利の保障

市に関わる全ての人々が、こども・若者を権利の主体として認識し、こどもの権利の保障に関する意識の醸成を図ります。また、こども・若者が自らの意見を持ち、それを表明することができる機会の確保に努めます。

(1) こどもの権利や人権等に関する地域社会全体での意識醸成

No.	施策・取組	内容
①	磐田市こどもの権利と笑顔約束条例の啓発	市民一人ひとりがこどもの権利について理解を深めることができるよう、年齢や立場に応じた効果的な広報や、様々な機会や媒体を利用した普及啓発に取り組みます。
②	地域での人権意識向上のための取り組み	市民一人ひとりが人権尊重の理念を理解し、差別や偏見のない社会を実現するため、人権問題に対して考える機会の提供に努めていきます。
③	人権教育の取り組み	学校・園・地域において人権教育を総合的に推進し、自他を尊重した人権感覚を醸成していきます。
④	青少年健全育成大会（子ども・若者と笑顔でつながる地域の集い）の開催	こども・若者を取り巻く環境変化による課題を共有するとともに、それぞれの立場でできる取組を考える機会を提供します。

(2) こども・若者の意見表明・社会参画の促進

No.	施策・取組	内容
①	磐田市こども・若者会議の設置	本市におけるこども施策について、当事者であるこども・若者が自ら考え、意見を表明できる場所として、磐田市こども・若者会議を設置し、意見聴取の取り組みを推進していきます。
②	いわた高校生まちづくり研究所の開催	高校生による企画提案を通じ、自由な発想から生まれた意見を市政に生かすとともに、将来のまちづくりを担う人材の育成と郷土愛の醸成を図ります。
③	インターネットを活用した意見聴取の実施	オンラインプラットフォームや SNS などを活用し、こども・若者が意見を表明しやすい環境を整備します。
④	こどもの視点に立った情報発信	こどもの市政等への参画を推進するため、こどもの視点に立って必要な情報を発信します。

(3) 多様性の尊重

No.	施策・取組	内容
①	性の多様性に関する理解と啓発	性の多様性に関する理解を深め、個々の特性を尊重し認め合うことができるよう、「性のあり方は多様である」という視点を大切にした啓発等を行います。
②	多様な文化を体験できる機会の創出	多文化共生意識の啓発を図るため、磐田国際交流協会と連携して、異文化に触れることができる講座の開催や交流イベントの企画及び情報発信を行います。

2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

様々な人と交流できる場の確保や、地域資源を活用した多様な体験の充実を図ります。

(1) 多様な体験機会の充実

No.	施策・取組	内容
①	地域資源を活用した郷土愛の醸成	地域の歴史や文化財、伝統行事を活用した体験や学習をとおして、地域のよさを知り、それらを守り伝えようとする気持ちを育んでいきます。
②	こどもたちの地域活動参加を促す働きかけ	こどもたちが地域活動へ積極的に参加していくよう、各園・各学校から働きかけていきます。
③	小中学生のスポーツー斉観戦事業の実施	同年代のこどもたちが一堂に会し、地域のプロスポーツチームであるジュビロ磐田や静岡ブルーレブスの試合を観戦することで、スポーツに関心をもつきっかけを作ると共に、磐田市をふるさととして誇りに想い、将来にわたって愛する気持ちを育みます。
④	こどもたちの自由で多様な学びへの支援	未来のまちづくりを担うこどもたちに、知識を得る機会や、多様な経験の機会を設けるため、市内小中学校や高校において、講演会などの実施を支援します。
⑤	文化・芸術活動の育成・支援	優れた文化芸術に触れ、文化芸術活動ができる環境をつくり、こどもたちが心豊かに育ち、創造力を培うことのできる機会を提供していきます。
⑥	青少年育成団体の活動支援	地域におけるこども同士や世代間による多様な体験・交流の機会の充実を図るために、青少年育成団体等が主催する活動への支援を行います。

(2) 園と学校の交流活動の推進

No.	施策・取組	内容
①	園と学校の交流体験の実施	日常的な教育活動において、中学生と園児との交流活動を進めていきます。
②	小学生と園児との相互交流活動の実施	それぞれの教育・保育のねらいの達成のために、小学生と園児が活動の場を共有し、交流を深められるようにしていきます。

(3) 地域における触れ合いの場の充実

No.	施策・取組	内容
①	スポーツに関するイベント・教室等の実施	運動を楽しみながら親子、子どもたち同士が触れ合いを深める機会を提供していきます。
②	中学校赤ちゃん登校日の実施	命の大切さや妊娠・出産について考えると共に地域とのつながりを考える機会として、中学生と乳幼児（赤ちゃん）、地域の人が触れ合う場を提供します。

(4) こどもの読書活動の充実

No.	施策・取組	内容
①	ブックスタート事業の実施	生後6か月～8カ月児とその保護者を対象に、絵本を介して親子で触れ合うことの大切さを伝え、絵本が入ったセットを贈ることで、継続して本と親しめるよう働きかけます。
②	おはなし会等のイベント開催	おはなし会や季節に合わせたイベントを開催し、子どもたちが図書館やにこっ到来館する機会をつくり、読書への関心を高めます。

3 全てのこども・若者が夢と希望をもつことができる環境の整備

全てのこども・若者が生まれ育った環境に関わらず、夢や希望を持って生きることができるよう、教育の支援や保護者の就労の支援など、様々な観点から、総合的に推進します。

(1) 教育・保育の支援

No.	施策・取組	内容
①	学習チャレンジ支援事業	生活困窮世帯及び生活保護世帯のこどもを対象に、学習の場の提供や教育相談を行うことにより、高校等への進学を後押しし、将来の自立促進に向けた支援を行います。
②	就学援助費の支給	経済的理由によって小中学校での就学が困難なこどもの保護者に対し、学用品や経費の一部を補助します。
③	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施 ★実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の所得に応じ、教育・保育施設で使用する日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用及び遠足等の行事への参加に要する費用の実費負担について補助を行います。 子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園を利用する低所得者世帯等の負担軽減のため、副食費の実費負担について補助を行います。

★：地域子ども・子育て支援事業に位置付けられている事業

(2) 生活の支援

No.	施策・取組	内容
①	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の様々な相談に応じ、必要な情報提供や助言等の支援を一体的に行うことで、生活困窮者の社会的・経済的な自立を促進します。

(3) 保護者の就労支援

No.	施策・取組	内容
①	生活困窮者就労準備支援事業	生活困窮者及び生活保護受給者で就労に向けた準備が必要な者に対して、それぞれの状況に応じた就労準備支援メニューで就労に向けた自立をサポートします。
②	高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するため養成機関で半年以上のカリキュラムを修業している場合に、毎月訓練促進給付金を、卒業後に修了支援給付金を支給します。
③	自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の入学料及び受講料の一部を支給します。

4 困難を抱えた子どもや家庭へのきめ細やかな支援 (虐待・DV、障がい児、医療的ケア児、外国ルーツ)

支援を必要とする子どもや保護者が、安心して生活を送ることができるよう、状況に応じた必要かつきめ細やかな支援を行います。

(1) 児童虐待・DV等の防止対策の推進

No.	施策・取組	内容
①	総合的な支援体制の整備（子ども若者家庭センター） ★利用者支援事業	母子保健部門と児童福祉部門が一体となり、より連携を強化して、切れ目のない相談・支援を行います。また、必要に応じ女性相談、若者相談、関係機関との連携に努め、総合的な相談・支援を行います。
②	妊娠期からの児童虐待防止対策の実施	虐待の発生を防ぐために、妊娠・出産・育児に不安を抱えている保護者に対して個別支援を継続して実施していきます。また、虐待対応を含め、児童に対する継続的なソーシャルワークを行う機能と、保護者間のDVへの対応・中学校卒業以降の児童に対する若者相談を一体的に行い、複雑な要因によるケース等にも対応できるよう努めます。
③	要保護児童等対策協議会の機能充実	要保護児童等対策協議会の充実を図り、各関係機関との連携強化に努めていきます。また、支援が必要な子どもに対しては、再発防止に向けた継続的な支援に努めていきます。

④	専門性を有した人材の配置・育成の推進	相談・訪問対応強化や関係機関との連携強化のため専門職（教員・保健師・保育士等）を配置し対応力を高めるとともに、人材の育成にも努めていきます。
⑤	児童虐待防止の啓発活動（オレンジリボン運動）	虐待通報義務についての啓発を進め、早期発見・早期対応・未然防止の取り組みがより確かに行われる地域づくりに努めていきます。

(2) 養育困難な状況を支える育児支援の充実

No.	施策・取組	内容
①	養育支援が必要な家庭の継続的支援 ★養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、養育支援訪問員等による指導・助言を行い、当該家庭が適切に養育できるようにしていきます。
②	ショートステイ事業の実施 ★子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を預かることによって、子育て家庭を支えていく体制を整備していきます。
③	里親制度の普及啓発と支援	児童相談所と連携を図りながら里親制度の普及啓発を行うとともに、本市独自の里親支援にも努めていきます。
④	家事支援の実施	家事又は軽微な育児支援が必要な家庭に家事支援を行い、家庭環境や養育環境を整え、虐待リスクの低下、ヤングケアラーの負担軽減・解消に努めます。

(3) 乳幼児期からの早期の的確な発達支援の充実

No.	施策・取組	内容
①	乳幼児健康診査時における専門職による相談	各種健康診査時に専門職に相談する機会を設け、発達障がい疑われる場合には、早期に支援を進めることができるようにします。
②	発達支援センターの機能の強化	検査、支援の必要性を考慮したうえで、ニーズに見合うように発達支援センターに専門職員を配置し、早期に支援体制が整うようにします。
③	医療的ケアが必要な児童への支援	医療的ケアが必要な児童が必要なサービスを受けられるよう支援体制の整備を進めます。

(4) 切れ目のない発達支援体制の充実

No.	施策・取組	内容
①	障害児通所支援事業	身近な地域での生活を支援する通所サービス、相談支援に対して給付を行います。
②	就労支援までの一貫した発達支援体制の整備	児童発達支援から就労支援までの一貫した支援体制を整備します。 児童発達支援センター、発達支援センター「はあと」、関係機関等が連携した地域における発達支援ネットワークの構築を促進していきます。
③	ライフステージに応じた相談支援	発達支援センター「はあと」の来所相談・巡回相談、保健師による相談、保育園等訪問支援、障害児相談支援事業、教育相談など、どのライフステージにおいても相談できる窓口を整備します。

(5) 幼稚園、保育園、認定こども園、小中学校における特別支援の充実

No.	施策・取組	内容
①	各園や各学校における特別支援体制の確立	言語障がいや発達障がいを含む全ての障がいのある園児・児童・生徒の実態を的確にとらえ、個別の指導計画、教育支援計画を作成して活用するとともに、関係機関との連携により必要な支援を行っていきます。
②	職員研修の充実と職員への専門機関による支援	校内・園内における職員研修の充実を図るために、専門機関・専門職員が計画的に研修への支援を推進します。 幼稚園、保育園、認定こども園及び小中学校と発達支援センターとの連携を強固なものとし、巡回相談が適切かつ有効な支援の機能を果たせるようにしていきます。

(6) 支援者等の専門性の向上

No.	施策・取組	内容
①	発達支援研修の計画的実施	関係機関の職員や支援者の課題を把握し、現場で活かせる研修を計画的に実施していきます。
②	園や小中学校への支援者に対する支援	発達に課題を抱えた児童の課題、園や学校の困り感に対し、児童の置かれた様々な環境に働き掛け、支援者に対する支援を実施します。

(7) 発達障がいに対する地域・社会の理解の推進

No.	施策・取組	内容
①	啓発のための講演会の開催	発達障がいについての理解を広めるため、一般市民向けの講演会を開催します。
②	発達支援に関する情報提供	発達障がいについての理解を広めていくために、障がいの表れや適切な対応をホームページに掲載するなど、発達障がいに関する情報提供に努めていきます。

(8) 言葉につまづきのあるこどもへの支援

No.	施策・取組	内容
①	幼児ことばの教室や通級指導教室による支援の実施	発音がはっきりしない、滑らかに話せない等のこどもへの支援を行います。また、こどもが安心して利用できる環境整備を推進します。

(9) 子育て家庭へこどもの発育・発達に関する知識を啓発

No.	施策・取組	内容
①	保護者対象の支援講座の実施	不安や悩みをもつ保護者を含め、発達支援に関心のある保護者を対象に、こどもへの対応方法などを学ぶとともに孤立感を軽減する講座を開催します。
②	発育・発達に関する知識の普及	乳幼児健康診査や乳幼児教室、家庭訪問等の機会をとらえ、専門的な知識のある職員が発達に関する相談に応じたり、知識を伝えたりしていくことに努めます。

(10) 外国につながるこどもの教育環境の整備

No.	施策・取組	内容
①	児童・生徒数の増加・多国籍化に対応した支援体制の整備	初期支援教室や園・学校に外国人相談員・外交人児童生徒支援員・JSL サポーターを配置または派遣することにより、外国につながる児童をサポートしていきます。また、学校と多文化交流センターの連携を深めていきます。
②	多文化交流センター等による支援	多文化交流センター等において、外国人のこどもが自立した生活を送れるよう学習支援を行います。

(11) 外国につながるこどもの保護者への情報提供

No.	施策・取組	内容
①	相談窓口への通訳の配置	こども部窓口やにこっと、園などの相談窓口に通訳を配置し、保護者への情報提供に努めます。
②	子育てアプリによる情報提供	子育て支援を目的とした様々な取り組みを多言語版子育てアプリにより発信し、いつでも保護者が情報を得ることができるようにします。

5 こどもを見守り育てる安全・安心なまちづくり

こども同士、または親子が安心して過ごし触れ合いを深められる環境や機会、居場所を確保していきます。

また、こどもを犯罪、事故、災害等の危険な環境から守るための安全で安心できる環境づくりに努めます。

(1) 子育て・保育のための園庭の整備・活用の推進

No.	施策・取組	内容
①	園庭開放による子育て環境の充実	地域の未就園児の親子を対象とした園庭開放により、子育て環境を充実させていきます。
②	充実した保育のための園庭環境の整備	園児が主体的に活動する保育を実施するための園庭環境を検討し、整備していきます。

(2) 公園整備及び美化活動の推進

No.	施策・取組	内容
①	利用者の声を反映させた公園整備	こどもたちが集い、市民・来訪者を問わず多くの人が利用しやすい公園を目指して、遊び場の整備をしています。
②	地域住民が使用する公園の管理	まち美化パートナー（地域美化のための住民の協力）による公園の管理を実施していきます。

(3) 自然を体感できる環境整備の推進

No.	施策・取組	内容
①	豊かな自然環境の保全	周りにある豊かな自然環境を市民全体で保全していくよう取り組みを進めていきます。
②	自然とふれあう機会の提供	自然の中で遊ぶ機会が得られにくい現状を踏まえ、自然体験教室、自然観察、ウォーキングなど、地域のイベントなどを通じ、自然と触れ合う機会を提供していきます。

(4) 有害な社会環境排除の推進

No.	施策・取組	内容
①	地域パトロールの実施	夏休み等の長期休業中期間を中心に、地域住民等の協力を得て地域パトロールを実施していきます。
②	規制に基づく指導の強化	ゲームセンター等遊戯施設の出店について、都市計画法の規制に基づき指導をしていきます。

(5) 安全を守る防犯体制の強化の促進

No.	施策・取組	内容
①	防犯パトロールの実施	地域住民等の協力を得て地域でのパトロールを行い、こどもが巻き込まれる犯罪の防止に努めます。
②	不審者情報の伝達	「いわたホットメール」を活用し、不審者の情報を家庭・地域へ配信します。
③	街灯・防犯灯の維持管理及び点灯の働きかけ	夕方以降のこどもたちの安全確保のために、街灯・防犯灯の維持管理に努めます。
④	「こども 110 番の家」普及のための啓発活動	地域に呼びかけ、「こども 110 番の家」参加家庭の増加を図り、登下校時のこどもの安全確保に努めます。

(6) 安全・安心な道路交通環境整備の推進

No.	施策・取組	内容
①	道路整備事業の実施	こどもやベビーカーを押す人のことを考え、段差の解消を段階的に進めていきます。
②	事故防止対策の取り組み	ドライバーに対し安全運転を啓発していきます。保護者へチャイルドシート着用を啓発していきます。
③	通学路等の安全確認・安全確保	通学路等の合同点検を実施し、安全が確保されているか確認し、学校・地域において危険回避のための指導を実施します。また、安全確保のための整備事業を計画的に進めていきます。

(7) こどもたちが家庭や学校以外の場所で安心して過ごすことができる居場所の確保

No.	施策・取組	内容
①	こどもの居場所となる施設の検討	市民ニーズに応えることができる施設の設置に向け、公設にこだわらず民間事業者との連携も視野にいれ、設置に向けた検討を進めていきます。
②	こどもの居場所づくりへの支援	こどもの居場所づくりを行う団体への補助金の交付や、団体同士の情報交換会の開催等により、こどもの居場所づくりを支援していきます。
③	交流・学習スペース等の設置	交流や学習等を支援するため、公共施設（交流センター、学習交流センター等）に、交流・学習スペース等を設置します。

(8) こころの健康の増進

No.	施策・取組	内容
①	ゲートキーパー養成研修の開催	悩みに応じた相談体制の確保として身近な相談窓口となるようゲートキーパーの養成研修参加者の増加と悩んでいる方への相談場所の周知をしていきます。
②	相談支援ネットワークの構築	自殺に至るまでさまざまな要因が絡みあっているため、その要因を解決するために関係機関が連携し包括的な支援体制を整えていきます。
③	ストレスとの上手な付き合い方の普及啓発	教育分野における、児童生徒のＳＯＳの出し方及びこころの健康に関する教育を推進します。普及啓発用チラシ・リーフレットの配布や、悩み苦しんでいる人への相談窓口情報のわかりやすい発信を行います。

Ⅱ ライフステージに応じた切れ目のないこども施策の推進

【妊娠前から乳幼児期まで】

1 母親とこどもの健康保持増進のための支援の充実

妊娠期から乳幼児期までの母子の健康保持増進及び乳幼児の健やかな成長のために、愛着形成と生活リズムの向上を推進し母子保健の充実を図ります。

また、関係機関との連携体制を強化し、妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援体制を構築します。

(1) 妊娠期を迎えるための経済的な支援

No.	施策・取組	内容
①	不妊・不育症治療費補助	妊娠を希望している夫婦への経済的負担の軽減のために、先進医療・保険適用に係る治療費及び不育症治療費の補助を継続します。 不妊・不育症治療を必要とする方が、不妊治療費等の補助に関する情報を得ることができるようにするために、広報紙、ホームページ、リーフレットの配布等による情報発信に努め、制度の利用促進を図ります。

(2) 妊娠産褥期の適切な健康管理と支援

No.	施策・取組	内容
①	母子健康手帳の交付と保健指導	妊産婦の健康管理とこどもの健やかな成長のために、母子健康手帳を交付し、妊娠中の健康管理、出産・育児のための適切な情報提供と相談支援に努めます。 妊婦の喫煙・飲酒状況を把握し、喫煙・飲酒の胎児への影響等について、適切な情報提供に努めます。 個別に支援を必要とする妊婦に対して継続的に保健指導の実施に努めます。
②	伴走型相談支援 ★妊婦等包括相談支援事業	母子手帳交付時から妊娠中・産後の育児期において、妊婦やその配偶者等に対して、面談等の実施により必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援を行います。
③	妊産婦健康診査の実施と適切な受診のための啓発活動 ★妊婦健康診査事業	妊産婦の健康管理とこどもの健やかな成長のために、妊産婦健康診査や歯科健康診査の費用を一部補助し、適切な受診の啓発に取り組みます。
④	医療機関等との連携	安全・安心な妊娠出産を目指し、産婦人科医療機関や県西部保健所、庁内関係機関等と支援の方向を検討し情報交換をしながら、適切な妊産婦への支援を進めます。

(3) 乳幼児の健全な発育・発達のための支援

No.	施策・取組	内容
①	乳児家庭全戸訪問事業の実施 ★乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問を実施し、乳児・産婦の健康管理のための支援を行うとともに、育児等に関する様々な不安や悩みを把握し、子育て支援に関する必要な情報の提供に努めます。
		安心して子育てができるよう、相談機関等の窓口の周知を図るとともに、支援が必要な産婦や乳児に対して、関係機関と連携を図り、育児支援を進めます。
②	地域における子育て支援	健全な発育・発達を促し、子育ての悩みに対応するため、保健師・栄養士・歯科衛生士・心理士による相談を実施します。
		保護者が楽しんで育児に取り組めるように育児支援の情報を提供し、父親の積極的な育児参加を促します。
③	育児教室及び健康教育等の実施	乳幼児の年齢に応じた育児教室を開催し、健全な発育発達を促すための情報の提供に努めます。
		母子愛着の形成及び生活リズム向上を目指し、健康診査や教室・相談・訪問の機会を通して、必要な情報を提供します。
		乳幼児揺さぶられ症候群、乳幼児突然死症候群、乳幼児事故等を予防するため、健康診査や教室・相談・訪問の機会を通して、必要な情報を提供します。
④	乳幼児健康診査の実施	発育及び発達の節目の時期をとらえ、1か月児、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を実施し、こどもが健康でいきいきと成長していくことができるよう支援していきます。
		健康診査未受診者に対しての、受診勧奨や状況把握に努めます。
		生まれつきの難聴をいち早く発見し、早い段階で適切な療育が受けられるようにするため、新生児聴覚スクリーニング検査の費用を補助します。
⑤	親支援教室と乳幼児個別支援の実施	幼児健康診査等で支援が必要とされたこどもと保護者を対象に、親支援教室や訪問・相談等で支援します。
⑥	乳幼児の成長発達を促すための連携支援	関係機関との連携を図り、疾病や障がいの早期発見に努め、早期療育に繋がります。

(4) 健康な生活を送るための生活習慣づくり

No.	施策・取組	内容
①	生活リズム向上の取り組み	健全な発育・発達を促し、生活習慣病を予防するために、「食べて動いてよく寝よう」をテーマに、関係機関と連携を図りながら、生活リズム向上のための啓発に努めます。
②	年齢に応じた望ましい食生活の啓発	年齢や発達段階等に応じた望ましい食習慣の確立のために、具体的な実践方法を啓発します。 給食を提供する園や学校において、食物アレルギーのあるこどもの状態を把握し、適切で安全な給食の提供に努めます。
③	歯科保健の取り組み	口腔内の疾病予防や口腔機能に関する知識の普及啓発のために、健康教育やフッ化物の塗布・洗口等の推進に取り組めます。

(5) 感染症対策の推進

No.	施策・取組	内容
①	予防接種事業の実施	感染症を予防するため、予防接種の啓発に取り組み、接種率の向上に努めます。

(6) 切れ目のない支援体制の整備

No.	施策・取組	内容
①	子どもカルテの運用	妊娠届から、訪問・健診の情報、その他各種相談の記録等をシステム内で管理することで、過去の情報や支援を活かし関係者が情報共有しながら、支援していきます。

2 乳幼児期における質の高い教育・保育を提供するための体制づくり

就学前の教育・保育を総合的に提供する体制を整備し、多様なニーズに対応していきます。

(1) 園の再編や環境改善、保育サービスの拡充

No.	施策・取組	内容
①	園の再編や環境改善に係る計画の策定・見直し	地域的な保育ニーズや園舎の老朽化を踏まえた園の再編、よりよい保育環境を整備するための施設改修等を磐田市幼児教育・保育推進計画により実施していきます。
②	教育・保育利用者のニーズに応じた保育サービスの拡充	幼稚園の認定こども園化など、多様な保育ニーズに応じた保育サービスを拡充していきます。

(2) 保育の提供量の確保

No.	施策・取組	内容
①	公私立保育所等での保育定員の見直し	園の実情や入所状況に応じて、保育定員の見直しの検討や支援をしていきます。
②	必要に応じた民間事業者の参入支援 ★多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	公立園の民営化や民間事業者の新規参入などに対し、磐田市幼児教育・保育推進計画に基づいた支援をしていきます。

(3) 園の教育・保育の質の向上を目指した体制づくり

No.	施策・取組	内容
①	公私立各園の更なる連携の推進	教育・保育の質の向上を図るために、公私立の幼稚園、保育園、認定こども園の更なる連携を進めていきます。 教育・保育の質の向上を図るために、地域型保育事業、認可外保育施設等についても、連携と情報共有ができる体制づくりをしていきます。
②	各園の職員を支える研修会の実施	公私立の幼稚園、保育園、認定こども園等の職員が、自らの教育・保育の力量を高めることができる研修を実施していきます。
③	認可外保育施設との情報共有や運営支援・指導を実施	認可外保育施設の教育・保育の質の向上や連携に向け必要な情報の共有や園運営への必要な支援・指導を実施していきます。

(4) きめ細かな教育・保育を進めるための職員体制の整備

No.	施策・取組	内容
①	個に応じた支援をするための職員配置	個に応じた支援を充実させるために、適切な職員配置に努めていきます。
②	適正な学級定数基準の設定	教育・保育の質を高めるために、公立幼稚園については、保育園と同等の配置基準になるよう努めます。

(5) 公私立園ともに十分な保育士の確保

No.	施策・取組	内容
①	保育者の処遇改善の推進	保育者の働き方や働く環境を見直し、働きやすい、働きたいと思える体制整備を進めていきます。
②	保育者を目指す機会の提供	学生や有資格者に対して園及び保育者の魅力を紹介するとともに、潜在保育士の復帰支援に努めていきます。

(6) 多様な保育ニーズに対応するための保育体制づくり

No.	施策・取組	内容
①	一時預かり事業の実施 ★一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等において一時預かり事業を実施します。
②	幼稚園等における預かり保育事業の実施 ★一時預かり事業	保護者の就労や生活の多様化に対応した保育サービスの充実のため、幼稚園等において預かり保育事業を実施します。
③	時間外保育事業（延長保育事業）の実施 ★時間外保育事業	保育所等利用保護者の就労の多様化に対応した保育サービスの充実のため、保育所等において延長保育事業を実施します。
④	病児保育事業（病児・病後児）の実施 ★病児保育事業	病気の急性期、回復期にある入院治療を必要としない乳幼児を一時的に保育する病児保育事業を実施します。
⑤	こども誰でも通園制度の実施 ★乳児等通園支援事業	全ての子育て家庭の多様な働き方や生活形態に関わらない形での支援をするため、就労要件を問わず柔軟に利用できる通園制度を実施します。
⑥	休日保育の実施	保護者の就労や生活の多様化に対応した保育サービスの充実のため、休日保育事業を実施します。
⑦	障がい児・要支援児への支援事業の実施	障がいの状況に応じた適切な指導を行うために支援員の配置等を実施します。

(7) 適正な保護者負担の検討

No.	施策・取組	内容
①	適正な保育料・利用料金等の検討	保護者のニーズや社会的情勢等を踏まえ、適正な保育料・利用料金等を検討していきます。
②	給付方法の検討	保護者のニーズに応じて、適正な給付の回数や方法等を検討していきます。

(8) 保育士等の資質・能力の向上

No.	施策・取組	内容
①	職員研修の充実	乳幼児理解、教育課程、保育課程、コンプライアンス等、多様な視点から研修を充実させ、保育士等の資質・能力向上に努めます。
②	教育・保育の評価の実施	教育・保育の質を高めていくために、各園が適切に評価を行い、教育・保育の改善に努めていきます。
③	各園の教育・保育環境の研究・改善	乳幼児が興味・関心をもち生き生きと活動できるようにするために、教育・保育環境の研究・改善に努めていきます。

(9) 教育・保育の質を高める幼稚園・保育園・認定こども園の連携推進

No.	施策・取組	内容
①	合同研修の実施	各園の職員が互いに保育実践を公開し合い、よりよい保育の在り方を追求していきます。
②	相互体験実習の実施	各園の体験実習を計画的に実施し、職員の専門性の向上を図っていきます。

(10) 幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の円滑な連携・接続の推進

No.	施策・取組	内容
①	各園と小学校の円滑な連携・接続の取り組み	公私立の幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の職員による合同研修会を継続し、接続期の教育・保育の在り方を追求し、こどもの成長の機会を保障していきます。
②	生活環境の変化に関する理解を促す保護者への働きかけ	公私立の幼稚園・保育園・認定こども園それぞれが、こどもたちが環境の変化を成長の機会としていけるように、こどもの生活環境が変わることについての理解を促す保護者への働きかけに努めていきます。

【学童期・思春期】

1 生きる力を育む小中学校教育の推進

社会において自立的に生きる基礎を培うために、学校、園、地域が連携し、こどもの豊かで健全な心身と確かな学力を育てる質の高い教育を実践します。

(1) 生きる力の育成を図る基盤づくり

No.	施策・取組	内容
①	小中一貫教育の充実	学府（各中学校区）において小中学校の9年間を見通し、目標、カリキュラム、指導方法等を考え、小中協働による教育を進めます。
②	学校運営協議会の設置（コミュニティースクール推進）	地域とともにある学校づくりを推進していくために、全小中学校に学校運営協議会を設置し、地域との連携を推進していきます。
③	学校評価の実施	各学校が適切に学校評価を実施し、教育活動や学校運営について、組織的かつ継続的に改善を図っていきます。
④	新時代の新たな学校づくり（小中一体校の整備）	社会状況の変化に対応するため、人と人とのつながりの深まりを目指し、小中一体校の整備に取り組みます。
⑤	教職員の研修の充実	学校教育のニーズに応じた教職員研修の充実を図り、教育の質の向上を実現します。
⑥	小中学校 GIGA スクール事業	1人1台端末を有効に活用した学習を行い、こどもたちの情報活用能力や確かな学力を身に付ける教育を推進します。

⑦	環境教育の機会を提供	将来を担うこどもたちに、現代を取り巻く様々な環境問題への理解を深め、解決に向けて行動する力を身に付けられるよう、環境教育の機会を提供していきます。
⑧	広島平和記念式典小中学生派遣事業	将来を担うこどもたちに、様々なものを自身で感じてもらうとともに、平和への想いを継承してもらうため、広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式（広島平和記念式典）に小中学生を派遣します。

(2) 自他の権利を大切にする教育の推進

No.	施策・取組	内容
①	自他を重んずる心を育てる教育活動	道徳の時間を中心に、教育活動全体を通じて自他を重んずる心を育てる教育を行っています。
②	男女共同参画意識を高める教育活動	男女が性別により差別されることなく、共に個性と能力を十分発揮できるよう、個人の権利を尊重する教育活動の充実に取り組んでいます。
③	豊かな心を育む体験学習	体験学習を効果的に実施し、確かな知識を獲得するとともに、様々な価値に触れる中で、感じたり、考えたり、喜びを味わったりできるようにし、豊かな心を育てています。

(3) 健全育成を図る思春期における教育の充実

No.	施策・取組	内容
①	中学校における性体験に関する指導の実施	性に関する正しい知識を習得できる性教育の充実を図っています。
②	小中学校におけるキャリア教育の取り組み	意思決定を繰り返しながら成長し、自らの目指す姿を実現していく力（キャリア発達にかかわる力）が育つように、各学校において到達目標とそれを具体化した教育プログラムを定め、具体的な教育活動の改善につなげていきます。

(4) 適切な生活習慣の定着を図る健康教育の推進

No.	施策・取組	内容
①	健康教育の取り組み	健康の保持増進のための教育を各園、各学校において、発達段階を考慮し計画的に進めています。
②	健康被害防止のための教育の充実	小学校高学年、中学校においては薬物乱用、飲酒・喫煙防止の教育の充実を図ります。
③	食育の取り組み	各園、各学校において、「食生活」についての関心を高め、知識を広めるための取り組みを進めています。また、食の重要性等の認識を深め、家庭での食習慣づくりにつなげられるよう取り組んでいます。
④	バランスの取れた給食の提供	各調理場の適切な維持管理に努め、成長期にある児童生徒等の健康の保持増進と体位の向上のため、多様な食品を組み合わせ、栄養バランスや量を保った、おいしい給食を安定的に提供できるよう取り組んでいます。

2 放課後児童の居場所の確保

こどもが、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる環境づくりを推進します。

(1) 放課後児童クラブの整備

No.	施策・取組	内容
①	利用者ニーズに対応した体制づくり ★放課後児童健全育成事業	受け入れ施設の整備等により待機児童解消に努めています。
②	支援員の専門性及び質の向上のための取り組み	民間委託事業者のサポートチーム（元教員、元放課後等デイサービス施設責任者、児童発達支援責任者等）により、支援員の専門性及び質の向上を図ります。
③	小学校の余裕教室等の活用	小学校と連携し、余裕教室や特別教室等を活用した児童クラブの運営を推進することで、待機児童を解消に努めています。
④	放課後児童クラブの役割の向上	基本的な生活習慣の習得や異年齢児童との交わりを通じ、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ります。
⑤	放課後児童クラブの民間委託	放課後児童クラブのサービス拡充（開所時間延長、祝日開所等）を目的として令和7年度から民間委託を実施します。

(2) 放課後子供教室の整備

No.	施策・取組	内容
①	放課後子供教室の実施	こどもたちの興味関心に応じた多様な体験活動や学習を実施できるようにしていきますが、今後は、実施方法、継続、縮小など、より良いあり方を検討していきます。
②	放課後児童クラブとの連携	共通のプログラムを企画する等、放課後児童クラブの従事者と連携し、放課後児童クラブの利用児童の中の希望者が放課後子供教室に参加できるようにしていきます。
③	指導員の資質向上を図る研修	放課後子供教室の指導員を対象とした個に応じた支援に関する研修を実施することにより、指導員の専門性及び資質の向上を図っていきます。

(3) 少子化に伴う部活動改革

No.	施策・取組	内容
①	地域クラブ活動「SP0☆CUL IWATA」の実施	中学生が自分の興味・関心に応じて選択し、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を提供していきます。

3 いじめ・不登校等への対応

家庭・学校・地域及び関係機関と連携し、いじめの防止・早期発見・早期対応に努めます。また、不登校など、一人ひとりのこどもの状況に応じた支援の充実や教育を受ける機会の確保に努めます。

(1) こどもの心を支えるための支援

No.	施策・取組	内容
①	スクールソーシャルワーカーの配置	こどもや保護者の学校生活・養育等における不安や悩みを解消するためにスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉的な視点でこどもの健全な成長を支援します。
②	心の教室相談員の配置	一時的に学校生活に適應できない小学生と中学生を支援するために、心の教室相談員を配置し相談に応じていきます。
③	教育支援センターによる多様な学びの場と居場所の提供	一時的に登校できなくなった小学生と中学生の支援のために、校内外の教育支援センターの機能の充実に努め、多様な学びの場と居場所の提供と相談に応じていきます。
④	いじめ・不登校相談	こども相談ダイヤル（こども若者家庭センター）、学校教育課、教育支援センターで、いじめや不登校に関する相談を受け、関係機関と連携し対応・支援を行います。
⑤	いじめ防止対策の推進	一人一台端末を用いた web 相談窓口等、多様な相談体制を整備することにより、いじめの早期発見・早期解決を目指して、組織的な対応を行います。
⑥	こどものための相談窓口	こどもが、直接相談できる窓口を整備し、必要なときに安心してすぐに相談できるよう体制を整えています。

【青年期】

1 出会いや結婚の支援

若者が出会いや結婚を望んだ際に、その希望がかなえられる環境づくりに取り組みます。

(1) 出会いを求める未婚の若者への交流機会提供

No.	施策・取組	内容
①	出会いイベントの開催	磐田市の特色を生かしたイベントを実施し、出会いを求めている若者に対し、出会いの場を提供することで、交際・婚姻のきっかけづくりや、移住・定住の促進を図ります。
②	結婚支援拠点の運営	「ふじのくに出会いサポートセンター」を県と市町で運営し、結婚を希望する方に様々な公的結婚支援サービスを提供します。

(2) 新婚世帯への経済的な支援

No.	施策・取組	内容
①	結婚新生活支援事業	一定の所得に満たない若年者の婚姻に伴う経済的負担を軽減し、未婚化・晩婚化の傾向の改善を図ります。

2 若者を支える支援体制の充実

悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制を充実するとともに、社会生活を円滑に営むことができるよう、必要な相談や助言、指導を行います。

(1) 困難な状況におかれている若者への支援

No.	施策・取組	内容
①	若者相談事業	高等学校年代以降の不登校、就学就労、家族関係、DVなどの相談を受け、関係機関と連携し支援を行います。相談窓口の周知（中学校卒業時の相談カード配布・市内高等学校への訪問）を継続して行います。
②	ひきこもりへの支援	ひきこもり当事者やその家族が孤立しないよう継続的な支援を行います。（相談、訪問、同行支援、居場所事業、家族会）また、ひきこもりについて市民の理解が深まる事業を行います。

(2) 若者の社会参加の促進

No.	施策・取組	内容
①	二十歳の集いの開催	人生の節目である20歳を迎えた人をお祝いし励ますとともに、郷土である磐田市への関心を深め、郷土愛を深める機会とします。

②	若者同士の交流イベント等の開催	学びや趣味などを通じた、若者同士の交流機会の創出に努めます。
---	-----------------	--------------------------------

3 就労支援の取り組み

こども・若者が働くことに希望を持つとともに、就職等のライフイベントにおいて、自身の希望に応じた将来を選択することができるよう支援します。

(1) 就労支援体制の整備や雇用の創出

No.	施策・取組	内容
①	こども・若者を対象に市内企業の認知度向上	市内企業に興味関心を抱き、就労のきっかけとしてもらうため、産学官連携や民間活力を活用した交流授業や講師派遣事業等を実施します。
②	新しい雇用の創出や多様な働き方の促進	オフィス誘致による多くの女性が就職を希望する事務職系の雇用創出や、関係機関との連携による障がい者雇用等を促進します。
③	就労支援ネットワークを強化	労働局、ハローワーク、静岡県等関係機関と共創を図り、就労支援体制の強化を図ります。

(2) U I J ターン就職等の促進

No.	施策・取組	内容
①	求職者のニーズに応じた多様な事業の展開	就職相談会や転職・再就職フェアの開催等、新卒者に限らず求職者全般を支援します。
②	広域連携による就職マッチングの推進	静岡県や近隣市町、商工団体、企業と共創し、就職マッチングにつながる支援を行います。
③	市内企業の魅力発信	若者が市内企業の情報を入手できる環境づくりのため、就活情報専用サイトや SNS 等を活用した情報発信の強化を行います。
④	就職フェアの開催	県内外大学、県西部地域の高校との連携を強化し、U I J ターン就職につながるイベントを開催します。
⑤	市内に就職する若者への経済的支援	Uターン就職者の奨学金返済費用への補助等、市内に居住し就労している若者に対し、経済的支援を行います。

(3) 働く若者への交流機会の提供

No.	施策・取組	内容
①	合同入社式等の開催	市内中小企業の新入社員を対象に、企業の枠を超えた入社式や同期会を行うことで、同期の仲間と共にスタートする喜びを分かち合うとともに、新入社員同士の交流・仲間づくりを進め、労働への順応を支援します。

Ⅲ 子育て当事者への支援に関するこども施策の推進

1 子育て家庭が安心できる支援体制づくり

市が中心となり、家庭、子育て関連施設、地域等の連携が図られた支援の体制を整備し、安心して子育てができる環境づくりを行います。

(1) 身近な子育て支援体制づくり

No.	施策・取組	内容
①	子育て家庭のニーズや地域の子育て支援の実態把握	子育て支援施設や子育て支援サークル等、地域の子育て支援の実態把握に努め、地域における子育て支援体制づくりにつなげていきます。 家庭訪問、健康診断等の事業において相互理解を深め、子育て家庭の状況やニーズを適切に把握していくことに努めていきます。
②	地域の力を生かした子育て支援	民生委員・児童委員や自治会役員等と子育て家庭、学校、各施設との連携について検討し、有効な子育て支援策を検討していきます。
③	寄り添い型子育て支援「i ぼーと」	すべての子育て家庭が安心して相談できる環境づくりのため、市内 10 地区に配置された地区担当保健師による妊娠期から就学前までの継続した寄り添い型支援を実施します。地区担当保健師が子育て支援センターや関係機関等と連携し、重層的な支援を実施していきます。
④	妊婦とそのパートナーへの支援	赤ちゃんがいる生活をイメージし、夫婦の役割を考慮してもらう教室を、妊婦とそのパートナーを対象に実施します。
⑤	産後ケア事業の実施 ★産後ケア事業	医療機関等と連携した産後ケア事業により、育児のサポート等を行い、出産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。
⑥	育児サポーターによる支援	育児サポーターが、乳児がいる家庭の求めに応じて訪問し、子育ての手助けをしたり、不安の解消に努めたりしていきます。
⑦	多胎児をもつ親への支援	育児サポーターの訪問支援等による、多胎児をもつ親への支援の充実に努めます。
⑧	家事支援の実施 ★子育て世帯訪問支援事業	妊婦と 1 歳未満のこどもがいる家庭に、家事支援ヘルパーを派遣し、家事の支援をすることで育児負担を軽減します。

(2) 子育て支援センターの充実

No.	施策・取組	内容
①	子育て支援センターの計画的な整備の推進 ★地域子育て支援拠点事業	幼児教育・保育推進計画に基づき、空白地域における子育て支援センターの設置や地域バランスを考慮した配置を検討します。
②	利用者ニーズを踏まえた支援の充実	利用者ニーズを踏まえた、子育て支援センター事業の充実に努めます。

(3) 不安を解消する相談体制づくり

No.	施策・取組	内容
①	保護者のための相談窓口 ★利用者支援事業	保護者がこどもの発育や子育ての不安や悩みを行政窓口や地域の拠点施設に相談できる体制を整えています。

(4) 子育ての専門性を有した人材育成の推進

No.	施策・取組	内容
①	育児サポーター・子育て支援センター職員等を対象とした研修の実施	育児サポーター・子育て支援センター職員等の専門性を高めるための研修の充実に努めます。

(5) 子育てに必要な知識・技能の啓発

No.	施策・取組	内容
①	B P プログラム等の親支援講座の開催 ★親子関係形成支援事業	保護者を対象とした子育て講座・親支援講座を開催し、子育ての悩みを解消したり、幼児期の適切なしつけに役立つ知識・技能を伝えたりしていきます。
②	健康診査時等における啓発活動	健康診査時等に個別相談の機会を設け、子育てに役立つ母子保健の知識を伝えていきます。
③	家庭教育への支援	保護者の家庭教育における不安や悩みを解消するための学びを支援していきます。

(6) 子育て家庭をつなげる相互支援体制づくり

No.	施策・取組	内容
①	子育て交流活動への支援	地域のこども・子育て支援サークルや子育て家庭と地域の方々との交流を促進する活動を支援していきます。
②	ファミリー・サポート・センター事業 ★子育て援助活動支援事業	事業について広報するとともに、援助会員の拡大及び育成を進め、様々な子育てニーズに対応していけるようにします。
③	子育て支援センターによる交流活動への支援 ★地域子育て支援拠点事業	地域が取り組む子育て支援、子育て交流事業等に対する子育て支援センターの支援を拡充していきます。

(7) 広く市民に届けるための情報提供手段の充実

No.	施策・取組	内容
①	子育て応援サイト・子育てアプリ等による情報提供	子育て支援を目的とした様々な取り組みを子育て応援サイトや子育てアプリ、子育て情報誌により発信し、いつでも利用者が情報を得ることができるようにしていきます。

(8) DXの推進

No.	施策・取組	内容
①	申請・予約のオンライン化の推進	母子手帳交付や健診・教室のオンライン予約、各種申請のオンライン化を推進し、利便性の向上に努めます。
②	入所調整のICT化の実施	A I 入所調整システムを導入し、公平、公正な入所調整と事務の効率化を図ります。
③	システムを活用した保護者との情報共有	保育・教育施設向けの業務支援システムを園や学校に導入し、出席管理や通知等の一斉送信等を行い、保護者の利便性を高めていきます。

2 子育てに関する経済的な負担の軽減

こども医療費の助成やひとり親への支援など、子育て家庭の経済的負担を軽減するための支援を推進します。

(1) こどもを守り育てる手当・助成の整備

No.	施策・取組	内容
①	こども医療費の助成	こどもを安心して育てられるよう高校生年代までのこどもの医療費の助成を行います。
②	児童手当の支給	こどもを育てる家庭の生活の安定とこどもの健全育成のために、高校生年代までのこどもを養育している保護者に手当を支給します。
③	妊婦のための支援給付の実施	妊娠届出や出生届出を行った妊産婦等に対して、出産準備や子育てにかかる費用の負担軽減を図る経済的支援を行います。
④	未熟児養育医療費の助成	入院医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療費を助成します。
⑤	新中学生応援事業	中学という新しいステージに向かうこどもの成長を応援するとともに、制服等の購入に使える商品券を支給します。

(2) ひとり親家庭への支援

No.	施策・取組	内容
①	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭になった方に手当を支給します。
②	ひとり親家庭等の医療費助成	ひとり親家庭の経済的負担の軽減のために、医療費を助成します。
③	ひとり親家庭子育てサポート事業	ひとり親家庭の経済的負担の軽減のために、病児・病後児・延長・休日保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合に利用料の一部を助成します。
④	ひとり親家庭養育費確保支援助成金の支給	ひとり親家庭の生活の安定とこどもの健やかな成長を図るため、養育費の取決めに関する公正証書作成や調停申立て等に要する費用の一部を支援します。
⑤	関係機関と連携した支援	母子・父子・寡婦福祉資金や JR の通勤定期乗車券の割引など、県や関係機関と連携した支援を行います。

3 子育てに向き合うことができる就労環境及び家庭生活の実現

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの支援が重要となるため、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。

(1) 就労環境改善の促進

No.	施策・取組	内容
①	育児休業等の各種制度に関する情報提供	育児休業をはじめ、育児のための休暇制度を利用しやすい環境整備を支援するため、商工団体等と連携し企業に必要な情報を提供していきます。
②	柔軟な勤務体制に関する情報提供	就業時間の調整による残業時間の短縮、フレックスタイムや在宅勤務の導入など、子育てがしやすい環境を整えるための情報を商工団体等と連携し企業に情報提供していきます。
③	職場復帰と再雇用の啓発活動	出産や育児で退職した者が、職場に復帰できる制度や新たに再雇用される制度の導入を啓発するとともに、職業総合相談を引き続き実施していきます。

(2) ワークライフバランス定着の促進

No.	施策・取組	内容
①	企業等への啓発活動	ワークライフバランスの考え方が浸透するよう、商工団体等と連携し企業等への啓発活動を進めていきます。
②	勤労者への就労環境の整備と情報提供	勤労者が仕事と子育てを両立できる就労環境の整備を支援するため、パートタイマー就職相談面接会や就労支援セミナー等を開催していきます。

(3) 家庭生活と仕事の両立を実現する意識の向上

No.	施策・取組	内容
①	家庭への啓発活動	各家庭がワークライフバランスの意識を高めていくよう、啓発活動を進めていきます。
②	子育て講座の実施	男性、女性の別なく、保護者を対象とした子育て講座等を実施し、家庭において子育てを大切にする意識の向上を目指していきます。
③	家庭内における男女共同参画意識の啓発活動	男女共同参画の基本理念に根差し、男女が協力して家庭内の役割を果たしていく意識を高めていくよう、啓発活動を進めていきます。



第5章

量の見込みと確保方策

(第三期磐田市子ども・子育て支援事業計画)

※本章の数字を扱っている表の単位は「実人数」を基本としていますが、施設数や、延べ人数などの場合は、その都度記載しています。

1 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 基本的な考え方

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとされています。

子ども・子育て支援事業計画では、一定の区域（教育・保育提供区域）ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について「量の見込み」（どのくらい需要があるか）を設定し、それに対応する「確保方策」（いつ・どのくらい供給するか）を定めることとされています。

(2) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる」とされています。

本市においては、市民ニーズと各事業の供給上のバランスがとれ、特に区域を分割する必要がないことから、第二期磐田市子ども・子育て支援事業計画では「教育・保育提供区域」及び「地域子ども・子育て支援事業提供区域」について、市内全域で一つと設定していました。

本計画においても、市域全体で需給のバランスを見ながら柔軟に対応することが現実的と考え、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については市域全体を一つの提供区域としました。

(3) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、市内全域を1区域として必要量を見込みものとし、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しました。

ただし、3号認定については、0歳と1歳、2歳で職員の配置基準やこども1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込むこととしました。

【量を見込む区分】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	満3歳以上で教育を希望しているこども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望しているこども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望しているこども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としているこどもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。

なお、本市における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月64時間を下限時間とします。

(4) 量の見込みの算出について

量の見込みの推計方法について、子育て支援に関するニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）に基づき算定する事業は、全国共通の算出方法が国から示されています。（参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」）

なお、ニーズ調査の回答により算出した量の見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量の見込みを算出しています。

(5) 提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう設定しました。

(6) 量の見込みと確保方策の見直し

量の見込みに対しての提供体制の確保に向けて、今後の就学前児童の人口変化や就労意向の変化を踏まえた上で、必要に応じて確保方策について再検討し、見直しを行います。

■参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、次のフローとなっています。

なお、ニーズ調査の回答により算出した量の見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量の見込みを算出しています。

ステップ1

～家庭類型の算出～

ニーズ調査回答者を両親の就労状況でタイプ进行分类します。

8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型から、さらに両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

市民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭類型でニーズ調査回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来のこどもの数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来のこどもの数を掛け合わせます。

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～見込み量の算出～

事業やサービス別に、対象となるこどもの数に利用意向率を掛け合わせます。

将来のこどもの数を掛け合わせることで、令和7年度から令和11年度まで各年度の見込み量が算出されます。

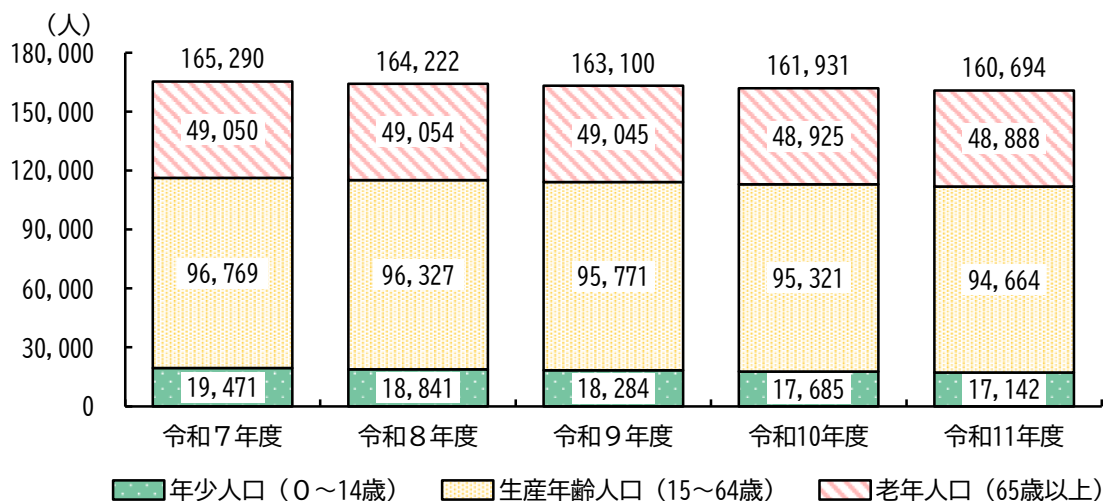
2 人口推計

本計画の策定にあたり、本市の将来人口の推計を行いました。推計は幼稚園、保育所等の各学年の人数を求める必要があること、また、本計画の計画期間は5年間であること、そして本市では特殊な人口変動が少ないと予想されることから、住民基本台帳の男女各歳別人口を基に、1歳ごとの男女別人口を求めるコーホート変化率法によって推計しています。

(1) 総人口推計

① 人口全体の推計

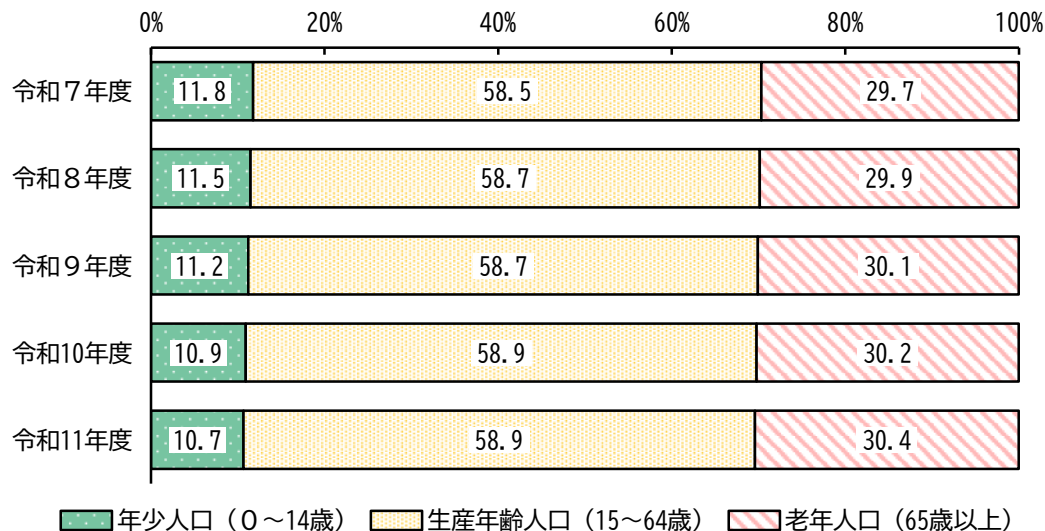
本市の人口は、本計画最終年の令和11年度は160,694人になると予想されます。年齢3区分別にみると、年少人口（0歳～14歳）については今後も減少していく見込みとなっており、令和11年度では17,142人になると予想されます。生産年齢人口（15歳～64歳）は年少人口と同様に減少していく見込みとなっており、令和11年度では94,664人になると予想されます。また、老年人口（65歳以上）は令和8年度以降減少していく見込みとなっており、令和11年度では48,888人になると予想されます。



資料：住民基本台帳（令和2年から令和6年3月末現在）を基にコーホート変化率法にて算出

② 年齢3区分別人口割合の推計

年齢3区分別推計人口割合をみると、年少人口（0歳～14歳）の割合は少しずつ低下していき、令和11年度では10.7%になると予想されます。一方、老年人口（65歳以上）の割合は、増加する見込みで令和11年度では30.4%になると予想されます。

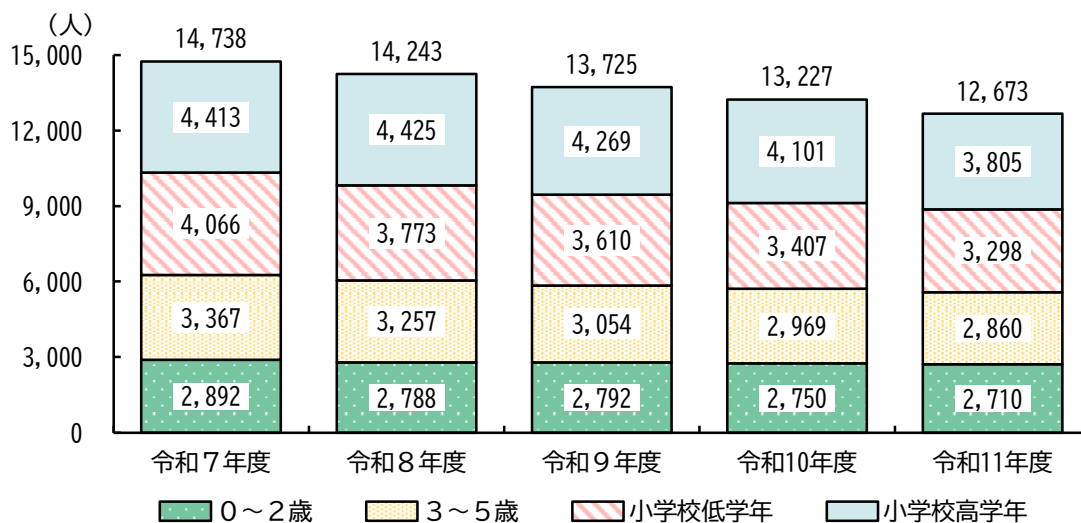


資料：住民基本台帳（令和2年から令和6年3月末現在）を基にコーホート変化率法にて算出

（2）こどもの人口推計

① こどもの人口推計

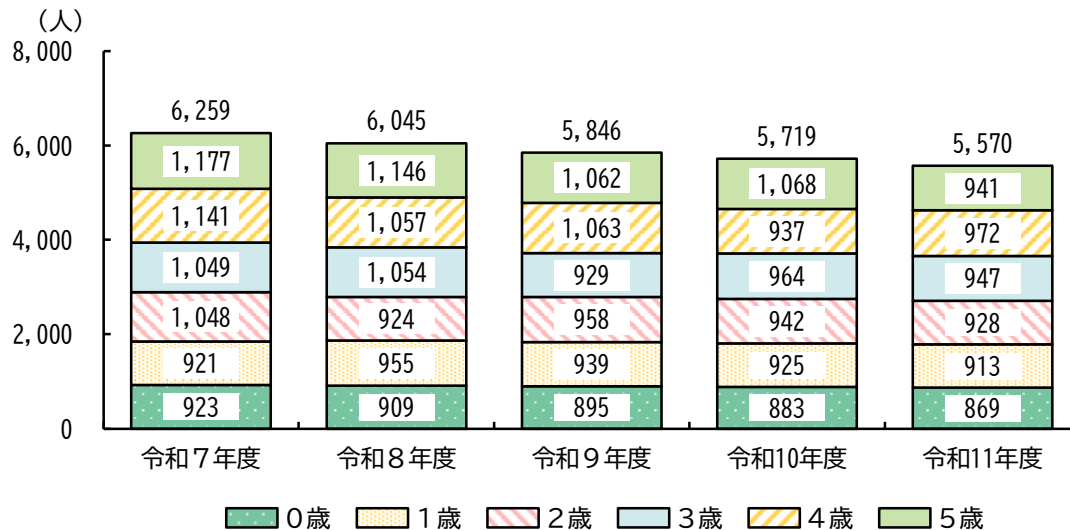
0歳～11歳の人口は、今後も減少を続け、本計画最終年の令和11年度は12,673人になると予想されます。



資料：住民基本台帳（令和2年から令和6年3月末現在）を基にコーホート変化率法にて算出

② 0歳～5歳の人口推計

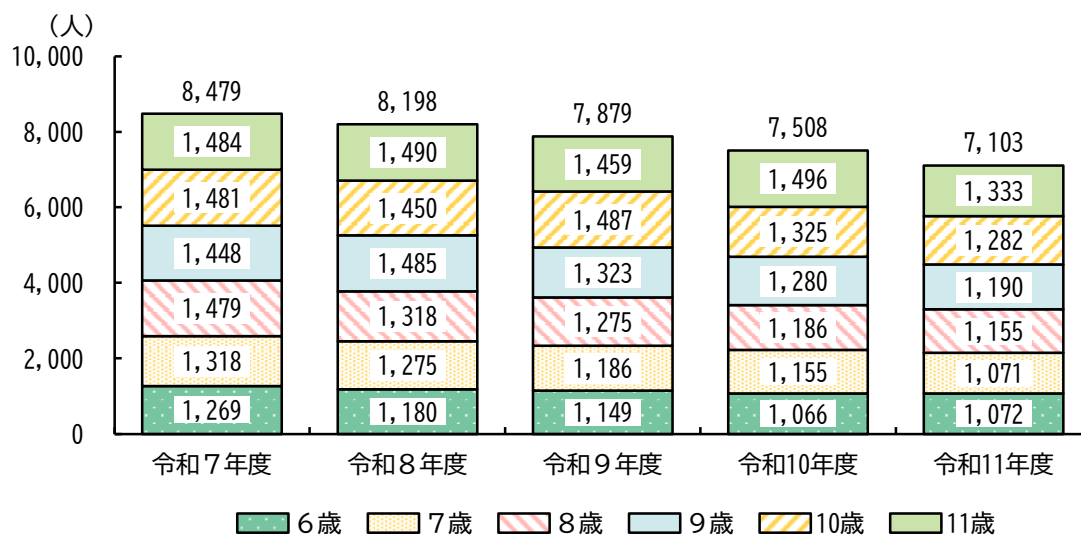
0歳～5歳の人口は、出生数の減少に伴い減少していくと予想され、本計画最終年の令和11年度は5,570人になると予想されます。



資料：住民基本台帳（令和2年から令和6年3月末現在）を基にコーホート変化率法にて算出

③ 6歳～11歳の人口推計

6歳～11歳の人口についても、減少していくと予想され、本計画最終年の令和11年度は7,103人になると予想されます。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）を基にコーホート変化率法にて算出

3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

① 教育ニーズ：1号認定

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,255	1,214	1,139	1,107	1,066
②確保の方策 (③+④)	3,076	2,896	2,896	2,896	2,896
③特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	3,076	2,896	2,896	2,896	2,896
④確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
差(②-①)	1,821	1,682	1,757	1,789	1,830

② 保育ニーズ：2号認定

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,918	1,855	1,740	1,691	1,629
②確保の方策 (③+④+⑤)	2,423	2,425	2,425	2,425	2,425
③特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	2,140	2,142	2,142	2,142	2,142
④特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	0	0	0	0	0
⑤認可外保育施設	283	283	283	283	283
差(②-①)	505	570	685	734	796

③ 保育ニーズ：3号認定

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,742	1,671	1,678	1,651	1,628
②確保の方策 (③+④+⑤)	1,880	1,878	1,878	1,878	1,878
③特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	1,352	1,350	1,350	1,350	1,350
④特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	247	247	247	247	247
⑤認可外保育施設	281	281	281	281	281
差(②-①)	138	207	200	227	250

③－１ ０歳児

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	488	481	474	467	460
②確保の方策 (③+④+⑤)	431	428	428	428	428
③特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	325	322	322	322	322
④特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	49	49	49	49	49
⑤認可外保育施設	57	57	57	57	57
差(②－①)	▲57	▲53	▲46	▲39	▲32

③－２ １歳児

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	543	563	554	545	538
②確保の方策 (③+④+⑤)	670	667	667	667	667
③特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	477	474	474	474	474
④特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	98	98	98	98	98
⑤認可外保育施設	95	95	95	95	95
差(②－①)	127	104	113	122	129

③－３ ２歳児

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	711	627	650	639	630
②確保の方策 (③+④+⑤)	779	783	783	783	783
③特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	550	554	554	554	554
④特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	100	100	100	100	100
⑤認可外保育施設	129	129	129	129	129
差(②－①)	68	156	133	144	153

④ 0～2歳児の保育利用率

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳児推計人口	2,892	2,788	2,792	2,750	2,710
3号認定保育定員数	1,880	1,878	1,878	1,878	1,878
保育利用率（％）	65.0	67.4	67.3	68.3	69.3

※子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村子ども・子育て支援事業計画において必要な教育・保育の量を見込むに当たっては、満3歳未満のこどもに待機児童が多いことに鑑み、地域の実情に応じて、満3歳未満のこどもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前こどもに該当する満3歳未満のこどもの利用定員数の割合（以下「保育利用率」という。）について、計画期間内における目標値を設定することとしています。

4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

妊産婦及びその配偶者並びに子ども及び保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、妊産婦及びその配偶者並びに子ども及び保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

- ・基本型・・・主として、地域子育て支援拠点等身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施する事業
- ・子ども家庭センター型・・・妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全ての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する

【 対象者 】

妊産婦やその配偶者、子どもやその保護者となります。

【 実績 】

単位：箇所

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基本型	1	1	1	1	1

【 量の見込みと確保方策 】

単位：箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
子ども家庭センター型	1	1	1	1	1
差引 ②－①	0	0	0	0	0

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【 概要 】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外において、保育所、認定こども園等において引き続き保育を実施する事業です。

【 対象者 】

保育所、認定こども園等に入園しており、通常保育時間外の保育を必要としているこどもとなります。

【 実績 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	506	817	858	699	601
実施箇所数	14	23	24	23	22

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	446	430	416	407	397
②確保方策	446	430	416	407	397
実施箇所数	22	22	22	22	22
差引②－①	0	0	0	0	0

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

【 概要 】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に放課後や春・夏・冬休み・土曜日・祝日等の学校休業日において、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の状況や発達段階を踏まえながら、児童の健全な育成を支援することを目的としています。

【 対象者 】

児童クラブを利用することができる児童は、市内の小学校に就学している児童であって、その保護者が昼間に就労、または長期にわたる疾病等の状態にあることが利用条件となります。

【 実績 】

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公設	実利用人数	1,470	1,528	1,587	1,672	1,709
	施設数（箇所）	49	50	50	50	50
民設	実利用人数	61	84	99	138	136
	施設数（箇所）	2	3	3	4	4

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1,919	1,906	1,899	1,859	1,838
	1年生	599	576	583	551	561
	2年生	537	529	506	508	477
	3年生	437	426	423	406	410
	（低学年 計）	1,573	1,531	1,512	1,465	1,448
	4年生	231	252	250	252	244
	5年生	93	98	110	111	113
	6年生	22	25	27	31	33
	（高学年 計）	346	375	387	394	390
②確保方策		2,088	2,088	2,088	2,088	2,088
施設数（箇所）		56	56	56	56	56
差引②－①		169	182	189	229	250

(4) 放課後子供教室

【 概要 】

市内全ての児童を対象に学校施設を利用し、放課後などの安全・安心な居場所づくりを地域の方々の参画を得て、遊び、勉強、スポーツ・文化活動、住民との交流活動を行う事業です。今後は、実施方法、継続・縮小を含めてより良いあり方を検討していきます。

【 対象者 】

放課後子供教室を実施する小学校に通学する児童、ただし福田地区放課後子供教室は、磐田市立福田小学校又は磐田市立豊浜小学校に通学する児童が対象となります。

【 実績 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催日数	各教室により異なる 年間7回～19回	各教室により異なる 年間5回～13回	年間5回	各教室により異なる 年間6回～17回	各教室により異なる 年間6回～17回
実施学校数	13教室	5教室（8教室活動中止）	1教室（12教室活動中止）	11教室（2教室活動中止）	11教室（2教室活動中止）

【 確保方策 】

単位：教室

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
連携型	11	11	11	11	11
確保方策 計	11	11	11	11	11

※今後の運営方法の検討によって、確保する教室は変動します。

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【 概要 】

保護者の病気、出産、仕事などの様々な理由により、一時的にこどもを育てることが困難になった場合に一定期間こどもを預かり、保護者に代わって養育する場所を提供する事業です。

また、こどもと共にその保護者に対して支援を行うことが必要である場合にあっては、当該保護者への支援を含みます。

【 対象者 】

市内在住で、保護者の疾病その他の理由により家庭においての養育を受けることが一時的に困難になったこどもや、子育てに係る負担の軽減等が必要な保護者となります。

【 実績 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	0	0	0	0	2

【 量の見込みと確保方策 】

単位：延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10
差引 ②－①	0	0	0	0	0

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、乳児の発育確認、虐待の早期発見・予防を行います。支援が必要な家庭に対しては継続支援に繋げ、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

【 対象者 】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭が対象となります。

【 実績 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象人数	1,148	1,121	1,019	1,053	919
訪問人数	1,144	1,115	1,016	1,045	917

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	923	909	895	883	869
②確保方策	923	909	895	883	869
差引 ②－①	0	0	0	0	0

(7) 養育支援訪問事業

【 概要 】

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児の支援や相談等を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

【 対象者 】

訪問による養育支援が必要と市が認めた家庭となります。

【 実績 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	6	10	8	9	10

【 量の見込みと確保方策 】

単位：延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10
差引 ②－①	0	0	0	0	0

(8) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

【 概要 】

小学校就学前のこどもとその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行います。

【 対象者 】

小学校就学前のこどもとその保護者となります。

【 実績 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	82,870	59,830	64,326	72,703	74,422
実施箇所数	9	9	10	11	11

【 量の見込みと確保方策 】

①②単位：延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	72,699	69,762	66,971	64,293	61,721
②確保方策	72,699	69,762	66,971	64,293	61,721
実施箇所数	12	12	磐田市幼児教育・保育推進計画による		
差引 ②－①	0	0	0	0	0

※次期（R9～R13）磐田市幼児教育・保育推進計画は、令和8年度中に策定予定

(9) 一時預かり事業（幼稚園型）

【 概要 】

保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、施設が定めた教育時間の前後や長期休業期間中等に一時的に保護を必要とすることにも対し、保育を実施する事業です。

【 対象者 】

幼稚園、認定こども園（幼稚園枠）に在籍しているこどもで、施設が定めた教育時間や長期休業期間中等に一時的に保育を必要としているこどもとなります。

【 実績 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	33,331	38,936	45,534	45,617	37,079
実施箇所数	24	23	24	25	25

【 量の見込みと確保方策 】

①②単位：延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30,120	29,136	27,312	26,563	25,584
②確保方策	30,120	29,136	27,312	26,563	25,584
実施箇所数	25	25	25	25	25
差引 ②－①	0	0	0	0	0

(10) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所、認定こども園等で、一時的にこどもを預かり、必要な保護を実施する事業です。

【 対象者 】

市内に住所のある小学校就学前で保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない又は在籍していないこどもとなります。

【 実績 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	5,495	3,920	3,768	4,165	4,697
実施箇所数	11	11	15	15	16

【 量の見込みと確保方策 】

①②単位：延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,501	4,354	4,083	3,969	3,823
②確保方策	4,501	4,354	4,083	3,969	3,823
実施箇所数	16	16	16	16	16
差引 ②－①	0	0	0	0	0

(11) 病児保育事業（病児保育事業・病後児保育事業）

【 概要 】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設において、看護師、保育士等が一時的に保育する事業です。

【 対象者 】

市内に住所のある保育を必要とすることも又は保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学していることとなります。

【 実績 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	1,360	1,420	1,763	2,067	2,146
実施箇所数	9	9	8	8	7

【 量の見込みと確保方策 】

病児保育事業

単位：延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920
②確保方策	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920
差引 ②－①	0	0	0	0	0

病後児保育事業

単位：延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	276	287	298	309	320
②確保方策	276	287	298	309	320
差引 ②－①	0	0	0	0	0

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【 概要 】

子育てを援助してほしい方と子育てを援助したい方が、お互いに会員になって子育てを助け合う事業です。

【 対象者 】

0歳から小学校6年生までのこどもとなります。

【 実績 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	3,758	3,119	2,628	1,963	2,027

【 量の見込みと確保方策 】

単位：延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,150	2,214	2,281	2,349	2,420
②確保方策	2,150	2,214	2,281	2,349	2,420
差引 ②－①	0	0	0	0	0

(13) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

医療機関及び助産所において妊婦の健康診査を行うことで、妊婦の健康状態と胎児の発育状態を確認する事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて16回分の妊婦健康診査、超音波検査4回分、血液検査1回分、血算検査1回分、GBS検査1回分の受診票を交付します。

【 対象者 】

市内に住所がある妊婦となります。

【 実績 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ受診人数	13,814	13,129	12,799	11,745	10,648

【 量の見込みと確保方策 】

単位：延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	11,480	11,310	11,139	10,993	10,822
確保方策	実施医療機関4か所 磐田市立総合病院他3病院 0歳児の人口推計から算出 母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦健康診査を継続実施していく。				

(14) 産後ケア事業

【 概要 】

退院後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うものです。委託する医療機関又は助産所等において、利用種別（宿泊型・通所型・訪問型）に応じたケアを実施します。

母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。

【 対象者 】

市内に住所があり、産後ケアを必要とする出産後1年未満の母親と乳児となります。

【 実績 】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	宿 泊 型			0	44	113
	通 所 型			0	40	91
	訪 問 型			7	10	11

【 量の見込みと確保方策 】

単位：延べ人数

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		275	270	266	263	259
	宿 泊 型	91	89	88	87	86
	通 所 型	179	176	173	171	168
	訪 問 型	5	5	5	5	5
②確保方策		275	270	266	263	259
差引 ②－①		0	0	0	0	0

(15) 妊婦等包括相談支援事業

【 概要 】

妊娠期から妊産婦とその配偶者等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ることを目的とした事業です。

【 対象者 】

全ての妊産婦とその配偶者等となります。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,938	1,827	1,879	1,854	1,824
②確保方策	1,938	1,827	1,879	1,854	1,824
差引 ②－①	0	0	0	0	0

(16) 子育て世帯訪問支援事業

【 概要 】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭を、家事支援ヘルパーが訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

【 対象者 】

妊婦（母子健康手帳の交付を受けている者）又は1歳を迎える前日までの乳児を養育する保護者であって、心身の不調等により家事等が困難又は家族その他のものからの家事等の支援を受けられない状況にある者となります。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	180	180	180	180	180
②確保方策	180	180	180	180	180
差引 ②－①	0	0	0	0	0

(17) 児童育成支援拠点事業

【 概要 】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【 対象者 】

虐待リスクが高い、不登校等の養育環境等の課題を抱える学齢期の児童となります。

【 今後の方向性 】

本市では、現在のところ計画期間中に実施の予定はありません。国の指針に従い、関係機関と連携して今後の対応について検討します。

(18) 親子関係形成支援事業

【 概要 】

こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【 対象者 】

おおよそ生後2か月から5か月までの第1子とその母親となります。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	100	100	100	100	100
②確保方策	100	100	100	100	100
差引 ②－①	0	0	0	0	0

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【 概要 】

親の就労状況にかかわらず、時間単位などでこどもを保育所等において一時的に預かり、適切な遊びや生活の場を提供することで、こども及び保護者の心身の状況や子育て環境の支援を実施する事業です。

【 対象者 】

保育所等に通所していない0歳6か月から満3歳未満の未就園児となります。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	603	612	580	550
②確保方策	-	603	612	580	550
差引 ②-①	-	0	0	0	0

(20) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けたこどもの保護者が支払うべき費用の全部又は一部を助成する事業です。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

(21) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

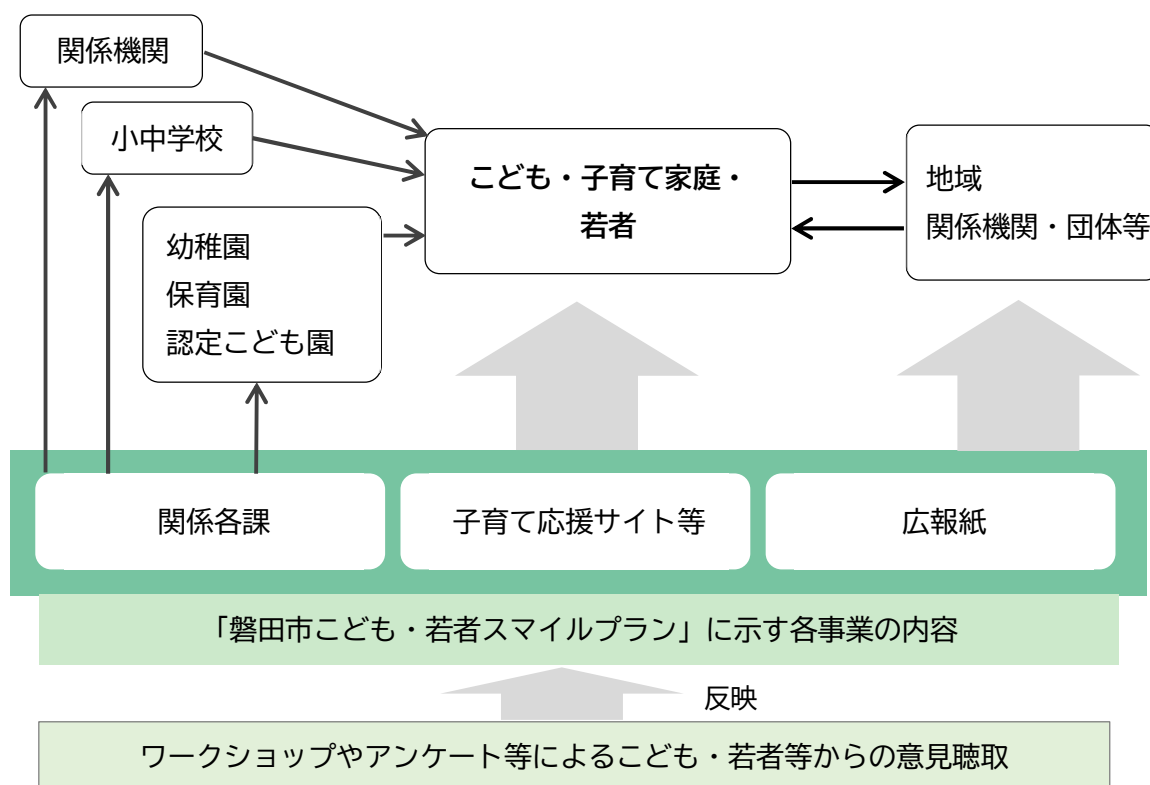
第6章

計画推進に向けて

1 計画の推進体制

「こども・若者が心から安心でき、取り巻く全ての世代の人が幸せを実感できるまち」の実現に向けて、本計画を着実に推進していきます。本計画を推進するにあたっては、子育て家庭、若者、地域、関係機関・団体等への周知を図るとともに、広く市民に向け広報活動を積極的に進めていきます。

また、こども基本法においては、こども施策の策定・実施・評価に際して、こども等の意見を反映することが義務付けられています。そのため、こども等が安心して意見を述べる場や機会を設け意見聴取を実施し、こども等の状況やニーズをよりの確に把握・反映することにより、こども施策の実効性を高めていきます。



2 事業の評価と計画の見直し

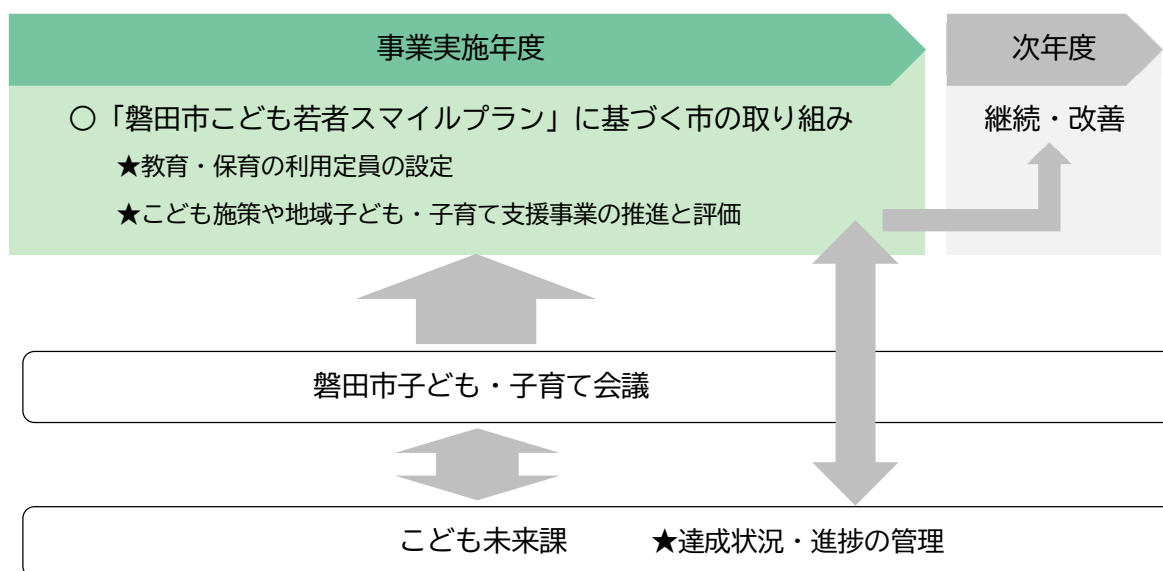
計画の円滑な推進にあたっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組の充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

本計画に定められた各事業については、年度ごとに、関係各課において1年の取り組みを点検・評価し、主管課のこども未来課がその結果を集約していきます。事業ごとの評価をもとに、必要に応じて行動計画を見直し、目標達成に努めていきます。

なお、本計画における事業内容や量の見込み等は、社会情勢や国の今後の施策の展開状況のほか、本市における教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の動向を総合的に勘案したうえで、計画の中間年を目安として見直しを行う場合があります。

3 磐田市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づき条例により設置した「磐田市子ども・子育て会議」において、計画策定に向けた審議を行いました。計画推進にあたっては、同条例に基づき、「磐田市子ども・子育て会議」において、本市のこども施策に関する取り組みに対して、様々な視点からの点検・評価を実施します。



資料編

1 磐田市子ども・子育て会議条例

○磐田市子ども・子育て会議条例

平成25年7月11日条例第29号

改正

平成25年12月19日条例第41号

令和2年12月18日条例第50号

令和5年12月22日条例第19号

磐田市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 磐田市は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、磐田市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第31条第2項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 法第61条第7項に規定する磐田市子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。
- (4) 磐田市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することを妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、こども部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例施行後最初に行われる会議の招集)

2 この条例の施行後最初に行われる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則 (平成25年12月19日条例第41号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月18日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年12月22日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 子ども・子育て会議委員

	氏名	所属機関・団体名	区分
会長	山田 悟史	静岡産業大学	学識経験者
副会長	鈴木 敏弘	磐田市民生委員児童委員協議会	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
委員	大杉 拓	磐田市保育研究会	子どもの保護者
委員	西村 悠	磐田市立幼稚園こども園 PTA連絡協議会	
委員	大場 暢子	磐田市PTA連絡協議会	
委員	白畑 霞	磐田市社会福祉協議会	
委員	松野 裕貴	磐田商工会議所	事業主を代表する者
委員	竹内 直樹	磐田地区労働者福祉協議会	労働者を代表する者
委員	松下 忠史	西貝保育園	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
委員	高橋 里枝	りんご保育園	
委員	松下 尚子	児童発達支援センター 心愛つう	
委員	杉本 真美子	公募	市長が必要と認める者
追加出席者	泉谷 朋子	聖隷クリストファー大学	学識経験者
追加出席者	干場 翔平	磐田市社会福祉協議会	生活支援・貧困対策に関する事業に従事する者
追加出席者	奥村 結子	静岡産業大学	こども・若者（学生）

3 子ども・子育て会議の開催

第1回

日時：令和6年7月18日(木) 午前10時

場所：i プラザ2階 ふれあい交流室2・3

内容：(1) 第二期計画の取り組み状況・(仮称) 磐田市こども計画の策定について
(2) (仮称) 磐田市こどもの権利条例の制定について

第2回

日時：令和6年10月9日(水) 午後3時

場所：i プラザ2階 ふれあい交流室1・2

内容：(1) 意見聴取の状況について
(2) 計画・条例の名称について
(3) (仮称) 磐田市こどもの権利条例の素案について
(4) (仮称) 磐田市こども計画の施策体系案について
(5) 認定こども園の定員変更について

第3回

日時：令和6年12月24日(火) 午前10時

場所：i プラザ2階 ふれあい交流室1・2

内容：(1) 条例パブリックコメントの状況について
(2) (仮称) 磐田市こども計画の素案について
(3) ゆうあい保育園の利用定員の変更(案)について

第4回

日時：令和7年3月21日(金) 午前10時

場所：i プラザ2階 ふれあい交流室1・2

内容：(1) 計画パブコメの結果と最終案について
(2) 条例の市議会における審議状況について

4 用語の解説

あ行

○ ICT

情報通信技術：Information and Communication Technologyのことで、インターネットやデジタル技術を活用した情報交換や処理を指す。教育やビジネス、医療など、多くの分野でICTを活用したサービスが発展している。

○ 預かり保育

教育時間終了後、夏季休業等の長期休業時に、幼稚園等で在園するこどもを預かる事業。

○ 育児サポーター

妊娠中から出産後の一定期間、家庭を訪問して育児や家事の支援を行います。新生児のケアや育児相談、家事援助などを通じて、新しい家族の生活をサポートする役割を担います。

○ 医療的ケア

障がいや病気のために日常的に医療行為を必要とする人々に対するケア。具体的には、人工呼吸器の管理、吸引、経管栄養などの医療処置が含まれ、特に医療的支援が必要なこどもや高齢者に行われる。

○ 磐田市こどもの権利と笑顔約束条例

磐田市のこどもの権利に関する基本的な考え方や方向性を示す理念条例。令和7年5月5日施行。

○ ウェルビーイング

身体的、精神的、社会的に良好な状態を表す概念。個人の幸福感や、社会的つながり、仕事や生活の充実度、そしてコミュニティとの関係なども含まれる。健康だけでなく、自分の人生に満足しているかどうかも重要。

○ SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上での人々の交流や情報共有を行うサービス。例として、XやInstagramなどがあり、個人間のコミュニケーションや情報発信の手段として広く利用されている。

○ オレンジリボン運動

児童虐待防止に賛同される方が、それぞれの胸にオレンジリボンをつけることで、児童虐待防止の意思を示し、さらに多くの人々の関心と賛同を広げていく活動。

○ G I G Aスクール

文部科学省が提唱するG I G Aスクール構想（ギガスクールこうそう）による。市では、児童・生徒1人1台端末のI C T環境を整備して授業を行っている。「G I G A」は「Global and Innovation Gateway for All（全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉）」を意味する。

○ キャリア教育

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

○ 教育・保育施設

「就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所。

○ ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

○ 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子どもの数に相当するもの。

<合計特殊出生率＝（母親の年齢別出生数／年齢別女子の人口）の15～49歳の合計>

○ コーホート変化率法

コーホート（cohort）とは、同年（又は同時期）に出生した集団のことを指し、コーホート変化率法とは、各コーホートについて過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

○ コミュニティ・スクール

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により定められた、保護者や地域のニーズを反映させるために、地域住民が学校運営に参画できるようにする仕組みや考え方を有する形態の学校。

さ行

○ 自然動態

一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。

○ 社会動態

一定期間における転入・転出に伴う人口の動き。

○ 就業率

生産年齢人口（満15歳以上）に占める就業人口の比率。

※就業者人口：従業者（収入を伴う仕事をしている者）と

休業者（仕事を持っていながら病気などのため休んでいる者）の合計。

○ 小規模保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

○ 食育

食品の安全性への不信感や、生活習慣病の増加などを背景に、食材や食習慣、食文化、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて身体や心の健康を育むこと。

○ スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面することもを支援する社会福祉の専門家。

○ SP0☆CUL IWATA（スポカルイワタ）

学校部活動に代わる新たな地域クラブ活動。既存の学校部活動を地域連携しながら再編し、磐田市の全ての中学生が自分の興味・関心に応じ選択可能な充実した放課後活動の環境を提供すること、そして持続可能な活動とすることを目的としている。

た行

○ 多文化交流センター

子育て中の親子が集う場・市民の交流の場の提供、生活・育児等に関する相談・情報提供、こどもたちの学習支援などを行う。

○ 男女共同参画

男女が平等に社会に参加し、役割や機会を公平に分ち合うことを目指す取り組みや考え方。性別に関わらず、同じ機会や権利が与えられることを推進する政策や活動が行われている。

○ 地域型保育事業

0～2歳児を対象とした、定員が19人以下の保育事業。小規模保育事業（6～19人）、事業所内保育事業等がある。

○ 特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

○ DX

デジタル・トランスフォーメーションの略。デジタル技術を駆使して、業務や作業のプロセスを根本から変革すること。自動化やAI、クラウド技術を活用し、業務効率化をすすめる活動がさまざまな分野ですすめられている。

○ DV

ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者間や恋人等、通常「親密」であると考えられている男女間で起こる身体的・精神的暴力。また、これが引き起こす家族や親族への身体的・精神的暴力。

な行

○ 認可外保育施設

保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての県知事の認可を受けていないもの（保育事業の実施には県知事への届出が義務づけられている）。

○ 認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）。

認定こども園は、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行い幼稚園と保育所の両方の役割を果たすことができる施設。

は行

○ 発達支援センター「はあと」

磐田市の総合健康福祉会館（iプラザ）2階に拠点を構え、発達障がいやその疑いのある方、そのご家族が家庭や地域で遊び、学び、育ち、生活することができるよう、関係機関との連携を図りながら、一人ひとりに寄り添った支援を行っている。

○ B Pプログラム

生後2か月～5か月の第1子とその母親を対象に、親子の絆づくり・親の仲間づくり・育児知識の学びを目的とする講座を開催する事業。

や行

○ ヤングケアラー

親や兄弟、祖父母など、家族の世話を行っている18歳未満のこども。家事や介護、精神的なサポートを行うことが含まれるが、これが過度になると学業や社会生活に悪影響を及ぼすことがある。

○ U I Jターン就職

Uターン就職・Iターン就職・Jターン就職の総称。Uターン就職とは、出身地から離れて都会などで進学・就職していた人が再び出身地に戻って働くこと。Iターン就職とは、出身地とは別の地域で働くこと。Jターン就職とは、出身地から離れて都会などで進学・就職していた人が出身地に近い地方都市で働くこと。

○ 要保護児童等対策協議会

平成16年の児童福祉法改正に伴い法的に位置づけられた、虐待を受けたこどもを始めとする要保護児童に関する情報の交換や支援を行うために、協議を行う場。

ら行

○ ライフステージ

人生を段階ごとに区分する概念で、個人の成長や発展を反映する。幼児期、学童期、思春期、青年期、成人期、老年期など、ステージごとに直面する課題や役割が異なり、それぞれの段階で異なる支援や教育が必要とされる。

○ 療育

発達障がいや障がいを持つこどもたちに対して、個々の特性に応じた治療と教育を組み合わせた支援を行うこと。療育は、こどもの発達を促進し、自立を目指すための重要な手段であり、言語訓練や社会的スキルのトレーニング、運動療法などが含まれる。

わ行

○ ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを表す。

磐田市こども・若者スマイルプラン ～磐田市こども計画～

令和7年3月

編集：磐田市 こども部 こども未来課

〒438-0077 静岡県磐田市国府台 57-7

T E L : 0538-37-2808

F A X : 0538-37-4631
